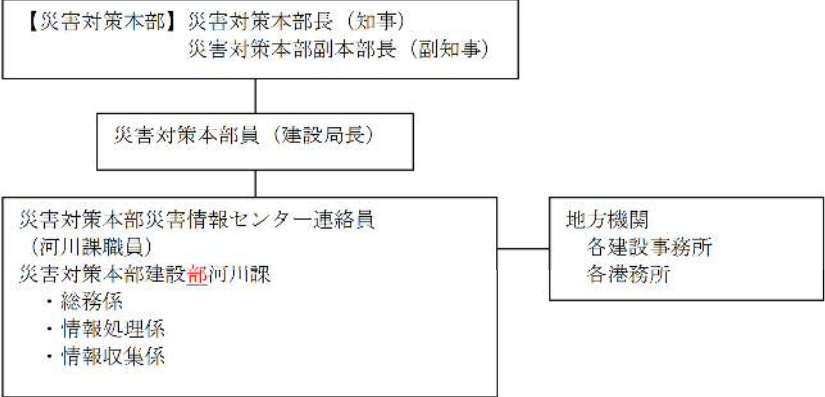
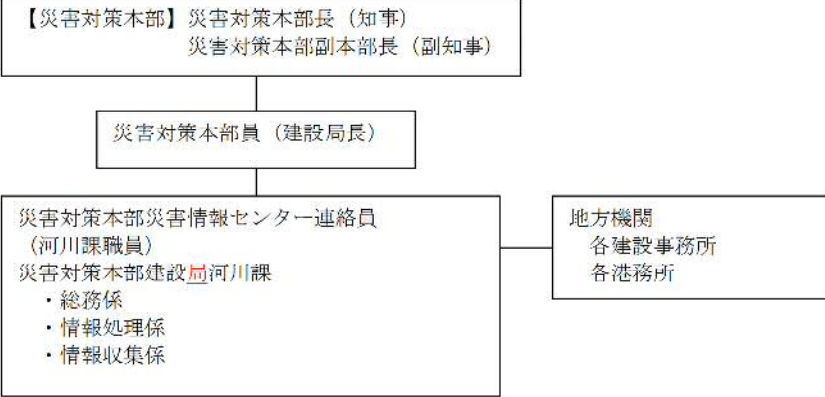


愛 知 県 水 防 計 画  
新 旧 対 照 表 ( 案 )

愛知県水防計画

頁	変更前（令和元年度）	変更後（令和2年度）	備考
	第一章 総則	第一章 総則	
	第三節 水防の責任	第三節 水防の責任	
7	7 水防団（水防団長、水防団員）の責任又は権限 （7）水防上緊急を要する通信のために、電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設等を <u>しよう</u> すること（法第27条）	7 水防団（水防団長、水防団員）の責任又は権限 （7）水防上緊急を要する通信のために、電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設等を <u>使用</u> すること（法第27条）	誤字訂正
	第二章 水防組織	第二章 水防組織	
	第一節 県の水防組織	第一節 県の水防組織	
11	3 県水防本部組織図 	3 県水防本部組織図 	表記の整理
12	4 県水防本部事務局の所掌事務 （3）県災害対策本部が設置されたときは、その災害対策本部建設 <u>部</u> 河川課として上記事務を担当する。	4 県水防本部事務局の所掌事務 （3）県災害対策本部が設置されたときは、その災害対策本部建設 <u>局</u> 河川課として上記事務を担当する。	愛知県の組織再編に伴う修正
13	7 県災害対策本部に統合後の組織及び所掌事務 県災害対策本部が設置された後は、愛知県災害対策実施要綱に定める災害対策本部機構の組織に統合されるものとする。前記の場合においても、水防に関する事務は災害対策本部建設 <u>部</u> 河川課及び各地方機関において従前のおり担当する。	7 県災害対策本部に統合後の組織及び所掌事務 県災害対策本部が設置された後は、愛知県災害対策実施要綱に定める災害対策本部機構の組織に統合されるものとする。前記の場合においても、水防に関する事務は災害対策本部建設 <u>局</u> 河川課及び各地方機関において従前のおり担当する。	愛知県の組織再編に伴う修正

愛知県水防計画

頁	変更前（令和元年度）	変更後（令和2年度）	備考
			
14	<p>第二節 水防管理団体</p> <p>表1 指定水防管理団体</p>	<p>第二節 水防管理団体</p> <p>表1 指定水防管理団体</p>	数値の更新

愛知県水防計画

頁	変更前（令和元年度）										変更後（令和2年度）										備考
	指定水防 管理団体名	管轄区域	水防区域				水こう門 (箇所)	水防 (消防) 団員数 (名:現員)	所 建 設 事 務 所	指定水防 管理団体名	管轄区域	水防区域				水こう門 (箇所)	水防 (消防) 団員数 (名:現員)	所 建 設 事 務 所			
			河川(m)	海岸(m)	ため池(m)	計(m)						河川(m)	海岸(m)	ため池(m)	計(m)						
	名古屋市	名古屋市の全域	392,638	264,000	770	657,408	119	5,700	尾張	名古屋市	名古屋市の全域	392,638	264,000	770	657,408	116	5,600	尾張			
	春日井市	春日井市の全域	136,460	0	8,951	145,411	9	119	尾張	春日井市	春日井市の全域	136,460	0	6,239	142,699	9	160	尾張			
	豊明市	豊明市の全域	26,426	0	4,513	30,939	0	176	尾張	豊明市	豊明市の全域	26,426	0	4,513	30,939	0	171	尾張			
	清須市	清須市の全域	25,123	0	0	25,123	31	287	尾張	清須市	清須市の全域	25,123	0	0	25,123	31	273	尾張			
	北名古屋	北名古屋市の全域	43,728	0	0	43,728	33	190	尾張	北名古屋	北名古屋市の全域	43,728	0	0	43,728	33	190	尾張			
	豊山町	豊山町の全域	11,680	0	0	11,680	0	84	尾張	豊山町	豊山町の全域	11,680	0	0	11,680	0	85	尾張			
	尾張水害 予防組合	一宮市、大山市、江南市、稲 沢市、岩倉市、丹羽郡の全域	418,500	0	8,800	427,300	145	1,434	一宮	尾張水害 予防組合	一宮市、大山市、江南市、稲 沢市、岩倉市、丹羽郡の全域	418,500	0	5,284	423,784	142	1,432	一宮			
	海部地区 水防事務 組合	津島市、愛西市、弥富市、あ ま市、海部郡の一、二級河川 及び弥富、飛島海岸	143,111	15,433	0	158,544	146	1,896	海部	海部地区 水防事務 組合	津島市、愛西市、弥富市、あ ま市、海部郡の一、二級河川 及び弥富、飛島海岸	143,111	15,433	0	158,544	146	1,922	海部			
	半田市	半田市の全域	35,221	13,788	4,470	53,479	11	361	知多	半田市	半田市の全域	35,221	13,788	4,470	53,479	11	359	知多			
	常滑市	常滑市の全域	29,980	19,800	6,282	56,062	36	174	知多	常滑市	常滑市の全域	29,980	19,800	6,282	56,062	36	174	知多			
	東海市	東海市の全域	45,680	10,600	3,007	59,287	12	198	知多	東海市	東海市の全域	45,680	10,600	3,007	59,287	12	197	知多			
	大府市	大府市の全域	88,908	0	6,886	95,794	7	153	知多	大府市	大府市の全域	88,908	0	6,886	95,794	7	153	知多			
	知多市	知多市の全域	72,498	9,140	4,523	86,161	3	128	知多	知多市	知多市の全域	72,498	9,140	4,523	86,161	3	128	知多			
	東浦町	東浦町の全域	48,100	5,000	3,752	56,852	20	221	知多	東浦町	東浦町の全域	48,100	5,000	3,752	56,852	20	221	知多			
	美浜町	美浜町の全域	43,520	12,610	4,832	60,962	44	238	知多	美浜町	美浜町の全域	43,520	12,610	4,832	60,962	44	238	知多			
	武豊町	武豊町の全域	32,000	11,260	2,700	45,960	22	178	知多	武豊町	武豊町の全域	32,000	11,260	2,700	45,960	22	182	知多			
	岡崎市	岡崎市の全域	91,092	0	3,348	94,440	6	1,486	西三河	岡崎市	岡崎市の全域	91,092	0	2,921	94,013	6	1,485	西三河			
	西尾市	西尾市の全域	236,600	49,131	4,154	289,885	190	508	西三河	西尾市	西尾市の全域	236,600	49,131	4,154	289,885	190	518	西三河			
	碧南市	碧南市の全域	50,848	5,800	0	56,648	75	222	知立	碧南市	碧南市の全域	50,848	5,800	0	56,648	75	213	知立			
	刈谷市	刈谷市の全域	114,127	2,963	2,538	119,628	62	363	知立	刈谷市	刈谷市の全域	113,643	2,963	3,077	119,683	62	354	知立			
	安城市	安城市の全域	131,792	0	0	131,792	0	494	知立	安城市	安城市の全域	131,792	0	0	131,792	0	494	知立			
	知立市	知立市の全域	42,500	0	194	42,694	0	142	知立	知立市	知立市の全域	42,500	0	194	42,694	0	172	知立			
	高浜市	高浜市の全域	15,968	9,136	0	25,104	28	93	知立	高浜市	高浜市の全域	15,968	9,136	0	25,104	28	105	知立			
	豊田市	豊田市の全域	1,252,528	0	13,500	1,266,028	43	2,064	豊田加茂	豊田市	豊田市の全域	1,252,528	0	13,500	1,266,028	50	2,064	豊田加茂			
	みよし市	みよし市の全域	45,010	0	4,553	49,563	3	268	豊田加茂	みよし市	みよし市の全域	45,010	0	4,553	49,563	3	268	豊田加茂			
	豊橋市	豊橋市の全域	267,797	32,700	16,247	316,744	195	1,287	東三河	豊橋市	豊橋市の全域	267,797	32,700	16,247	316,744	195	1,248	東三河			
	豊川市	豊川市の全域	238,990	4,100	4,362	247,452	41	674	東三河	豊川市	豊川市の全域	238,990	4,100	4,362	247,452	41	726	東三河			
	蒲郡市	蒲郡市の全域	118,052	28,598	3,968	150,618	50	362	東三河	蒲郡市	蒲郡市の全域	118,052	28,598	3,567	150,217	50	362	東三河			
	田原市	田原市の全域	165,570	84,400	14,463	264,433	51	725	東三河	田原市	田原市の全域	165,570	84,400	14,463	264,433	51	725	東三河			
	合計	29 団体	4,364,447	578,459	126,813	5,069,719	1,382	20,195		合計	29 団体	4,363,963	578,459	120,296	5,062,718	1,383	20,219				

愛知県水防計画

頁	変更前（令和元年度）	変更後（令和2年度）	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
15	<p><b>表2 非指定水防管理団体</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">非指定水防管理団体名</th> <th rowspan="3">管轄区域</th> <th colspan="4">水防区域</th> <th rowspan="3">水こう門 (箇所)</th> <th rowspan="3">水防 (消防) 団員数 (名:現員)</th> <th rowspan="3">所 建 設 事 務 所</th> </tr> <tr> <th colspan="4">堤防延長</th> </tr> <tr> <th>河川(m)</th> <th>海岸(m)</th> <th>ため池(m)</th> <th>計(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>瀬戸市</td><td>瀬戸市の全域</td><td>224,240</td><td>0</td><td>1,197</td><td>225,437</td><td>3</td><td>268</td><td>尾張</td></tr> <tr><td>小牧市</td><td>小牧市の全域</td><td>28,430</td><td>0</td><td>5,300</td><td>33,730</td><td>32</td><td>139</td><td>尾張</td></tr> <tr><td>尾張旭市</td><td>尾張旭市の全域</td><td>22,180</td><td>0</td><td>1,668</td><td>23,848</td><td>0</td><td>123</td><td>尾張</td></tr> <tr><td>日進市</td><td>日進市の全域</td><td>45,900</td><td>0</td><td>6,059</td><td>51,959</td><td>3</td><td>230</td><td>尾張</td></tr> <tr><td>長久手市</td><td>長久手市の全域</td><td>50,950</td><td>0</td><td>3,616</td><td>54,566</td><td>1</td><td>130</td><td>尾張</td></tr> <tr><td>東郷町</td><td>東郷町の全域</td><td>24,800</td><td>0</td><td>3,876</td><td>28,676</td><td>0</td><td>141</td><td>尾張</td></tr> <tr><td>津島市</td><td>海部地区水防事務組合の管轄区域を除く区域</td><td>600</td><td>0</td><td>0</td><td>600</td><td>0</td><td>277</td><td>海部</td></tr> <tr><td>愛西市</td><td>同上</td><td>22,754</td><td>0</td><td>0</td><td>22,754</td><td>3</td><td>385</td><td>海部</td></tr> <tr><td>弥富市</td><td>同上</td><td>12,000</td><td>0</td><td>0</td><td>12,000</td><td>6</td><td>324</td><td>海部</td></tr> <tr><td>あま市</td><td>同上</td><td>16,242</td><td>0</td><td>0</td><td>16,242</td><td>15</td><td>357</td><td>海部</td></tr> <tr><td>大治町</td><td>同上</td><td>3,850</td><td>0</td><td>0</td><td>3,850</td><td>14</td><td>243</td><td>海部</td></tr> <tr><td>蟹江町</td><td>同上</td><td>1,200</td><td>0</td><td>0</td><td>1,200</td><td>24</td><td>197</td><td>海部</td></tr> <tr><td>飛島村</td><td>同上</td><td>8,885</td><td>0</td><td>0</td><td>8,885</td><td>5</td><td>139</td><td>海部</td></tr> <tr><td>阿久比町</td><td>阿久比町の全域</td><td>45,590</td><td>0</td><td>3,110</td><td>48,700</td><td>2</td><td>94</td><td>知多</td></tr> <tr><td>南知多町</td><td>南知多町の全域</td><td>38,659</td><td>34,318</td><td>3,948</td><td>76,925</td><td>23</td><td>406</td><td>知多</td></tr> <tr><td>幸田町</td><td>幸田町の全域</td><td>213,237</td><td>0</td><td>5,255</td><td>218,492</td><td>19</td><td>147</td><td>西三河</td></tr> <tr><td>新城市</td><td>新城市の全域</td><td>517,702</td><td>0</td><td>4,681</td><td>522,383</td><td>5</td><td>838</td><td>新城設楽</td></tr> <tr><td>設楽町</td><td>設楽町の全域</td><td>102,824</td><td>0</td><td>0</td><td>102,824</td><td>2</td><td>273</td><td>新城設楽</td></tr> <tr><td>東栄町</td><td>東栄町の全域</td><td>127,010</td><td>0</td><td>0</td><td>127,010</td><td>1</td><td>188</td><td>新城設楽</td></tr> <tr><td>豊根村</td><td>豊根村の全域</td><td>202,064</td><td>0</td><td>0</td><td>202,064</td><td>0</td><td>76</td><td>新城設楽</td></tr> <tr><td>合計</td><td>20 団体</td><td>1,709,117</td><td>34,318</td><td>38,710</td><td>1,782,145</td><td>158</td><td>4,975</td><td></td></tr> </tbody> </table>	非指定水防管理団体名	管轄区域	水防区域				水こう門 (箇所)	水防 (消防) 団員数 (名:現員)	所 建 設 事 務 所	堤防延長				河川(m)	海岸(m)	ため池(m)	計(m)	瀬戸市	瀬戸市の全域	224,240	0	1,197	225,437	3	268	尾張	小牧市	小牧市の全域	28,430	0	5,300	33,730	32	139	尾張	尾張旭市	尾張旭市の全域	22,180	0	1,668	23,848	0	123	尾張	日進市	日進市の全域	45,900	0	6,059	51,959	3	230	尾張	長久手市	長久手市の全域	50,950	0	3,616	54,566	1	130	尾張	東郷町	東郷町の全域	24,800	0	3,876	28,676	0	141	尾張	津島市	海部地区水防事務組合の管轄区域を除く区域	600	0	0	600	0	277	海部	愛西市	同上	22,754	0	0	22,754	3	385	海部	弥富市	同上	12,000	0	0	12,000	6	324	海部	あま市	同上	16,242	0	0	16,242	15	357	海部	大治町	同上	3,850	0	0	3,850	14	243	海部	蟹江町	同上	1,200	0	0	1,200	24	197	海部	飛島村	同上	8,885	0	0	8,885	5	139	海部	阿久比町	阿久比町の全域	45,590	0	3,110	48,700	2	94	知多	南知多町	南知多町の全域	38,659	34,318	3,948	76,925	23	406	知多	幸田町	幸田町の全域	213,237	0	5,255	218,492	19	147	西三河	新城市	新城市の全域	517,702	0	4,681	522,383	5	838	新城設楽	設楽町	設楽町の全域	102,824	0	0	102,824	2	273	新城設楽	東栄町	東栄町の全域	127,010	0	0	127,010	1	188	新城設楽	豊根村	豊根村の全域	202,064	0	0	202,064	0	76	新城設楽	合計	20 団体	1,709,117	34,318	38,710	1,782,145	158	4,975		<p><b>表2 非指定水防管理団体</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">非指定水防管理団体名</th> <th rowspan="3">管轄区域</th> <th colspan="4">水防区域</th> <th rowspan="3">水こう門 (箇所)</th> <th rowspan="3">水防 (消防) 団員数 (名:現員)</th> <th rowspan="3">所 建 設 事 務 所</th> </tr> <tr> <th colspan="4">堤防延長</th> </tr> <tr> <th>河川(m)</th> <th>海岸(m)</th> <th>ため池(m)</th> <th>計(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>瀬戸市</td><td>瀬戸市の全域</td><td>224,240</td><td>0</td><td>1,197</td><td>225,437</td><td>3</td><td>259</td><td>尾張</td></tr> <tr><td>小牧市</td><td>小牧市の全域</td><td>28,430</td><td>0</td><td>5,300</td><td>33,730</td><td>32</td><td>139</td><td>尾張</td></tr> <tr><td>尾張旭市</td><td>尾張旭市の全域</td><td>22,180</td><td>0</td><td>1,668</td><td>23,848</td><td>0</td><td>123</td><td>尾張</td></tr> <tr><td>日進市</td><td>日進市の全域</td><td>45,900</td><td>0</td><td>6,059</td><td>51,959</td><td>3</td><td>230</td><td>尾張</td></tr> <tr><td>長久手市</td><td>長久手市の全域</td><td>50,950</td><td>0</td><td>3,616</td><td>54,566</td><td>1</td><td>130</td><td>尾張</td></tr> <tr><td>東郷町</td><td>東郷町の全域</td><td>24,800</td><td>0</td><td>3,876</td><td>28,676</td><td>0</td><td>141</td><td>尾張</td></tr> <tr><td>津島市</td><td>海部地区水防事務組合の管轄区域を除く区域</td><td>600</td><td>0</td><td>0</td><td>600</td><td>0</td><td>277</td><td>海部</td></tr> <tr><td>愛西市</td><td>同上</td><td>22,754</td><td>0</td><td>0</td><td>22,754</td><td>3</td><td>385</td><td>海部</td></tr> <tr><td>弥富市</td><td>同上</td><td>12,000</td><td>0</td><td>0</td><td>12,000</td><td>6</td><td>324</td><td>海部</td></tr> <tr><td>あま市</td><td>同上</td><td>16,242</td><td>0</td><td>0</td><td>16,242</td><td>15</td><td>357</td><td>海部</td></tr> <tr><td>大治町</td><td>同上</td><td>3,850</td><td>0</td><td>0</td><td>3,850</td><td>14</td><td>243</td><td>海部</td></tr> <tr><td>蟹江町</td><td>同上</td><td>1,200</td><td>0</td><td>0</td><td>1,200</td><td>24</td><td>197</td><td>海部</td></tr> <tr><td>飛島村</td><td>同上</td><td>8,885</td><td>0</td><td>0</td><td>8,885</td><td>5</td><td>139</td><td>海部</td></tr> <tr><td>阿久比町</td><td>阿久比町の全域</td><td>45,590</td><td>0</td><td>3,110</td><td>48,700</td><td>2</td><td>94</td><td>知多</td></tr> <tr><td>南知多町</td><td>南知多町の全域</td><td>38,659</td><td>34,318</td><td>3,948</td><td>76,925</td><td>23</td><td>406</td><td>知多</td></tr> <tr><td>幸田町</td><td>幸田町の全域</td><td>213,237</td><td>0</td><td>5,255</td><td>218,492</td><td>19</td><td>147</td><td>西三河</td></tr> <tr><td>新城市</td><td>新城市の全域</td><td>517,702</td><td>0</td><td>4,681</td><td>522,383</td><td>5</td><td>839</td><td>新城設楽</td></tr> <tr><td>設楽町</td><td>設楽町の全域</td><td>102,824</td><td>0</td><td>0</td><td>102,824</td><td>2</td><td>275</td><td>新城設楽</td></tr> <tr><td>東栄町</td><td>東栄町の全域</td><td>127,010</td><td>0</td><td>0</td><td>127,010</td><td>1</td><td>183</td><td>新城設楽</td></tr> <tr><td>豊根村</td><td>豊根村の全域</td><td>202,064</td><td>0</td><td>0</td><td>202,064</td><td>0</td><td>72</td><td>新城設楽</td></tr> <tr><td>合計</td><td>20 団体</td><td>1,709,117</td><td>34,318</td><td>38,710</td><td>1,782,145</td><td>158</td><td>4,961</td><td></td></tr> </tbody> </table>	非指定水防管理団体名	管轄区域	水防区域				水こう門 (箇所)	水防 (消防) 団員数 (名:現員)	所 建 設 事 務 所	堤防延長				河川(m)	海岸(m)	ため池(m)	計(m)	瀬戸市	瀬戸市の全域	224,240	0	1,197	225,437	3	259	尾張	小牧市	小牧市の全域	28,430	0	5,300	33,730	32	139	尾張	尾張旭市	尾張旭市の全域	22,180	0	1,668	23,848	0	123	尾張	日進市	日進市の全域	45,900	0	6,059	51,959	3	230	尾張	長久手市	長久手市の全域	50,950	0	3,616	54,566	1	130	尾張	東郷町	東郷町の全域	24,800	0	3,876	28,676	0	141	尾張	津島市	海部地区水防事務組合の管轄区域を除く区域	600	0	0	600	0	277	海部	愛西市	同上	22,754	0	0	22,754	3	385	海部	弥富市	同上	12,000	0	0	12,000	6	324	海部	あま市	同上	16,242	0	0	16,242	15	357	海部	大治町	同上	3,850	0	0	3,850	14	243	海部	蟹江町	同上	1,200	0	0	1,200	24	197	海部	飛島村	同上	8,885	0	0	8,885	5	139	海部	阿久比町	阿久比町の全域	45,590	0	3,110	48,700	2	94	知多	南知多町	南知多町の全域	38,659	34,318	3,948	76,925	23	406	知多	幸田町	幸田町の全域	213,237	0	5,255	218,492	19	147	西三河	新城市	新城市の全域	517,702	0	4,681	522,383	5	839	新城設楽	設楽町	設楽町の全域	102,824	0	0	102,824	2	275	新城設楽	東栄町	東栄町の全域	127,010	0	0	127,010	1	183	新城設楽	豊根村	豊根村の全域	202,064	0	0	202,064	0	72	新城設楽	合計	20 団体	1,709,117	34,318	38,710	1,782,145	158	4,961		数値の更新
非指定水防管理団体名	管轄区域			水防区域							水こう門 (箇所)	水防 (消防) 団員数 (名:現員)	所 建 設 事 務 所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
				堤防延長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		河川(m)	海岸(m)	ため池(m)	計(m)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
瀬戸市	瀬戸市の全域	224,240	0	1,197	225,437	3	268	尾張																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
小牧市	小牧市の全域	28,430	0	5,300	33,730	32	139	尾張																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
尾張旭市	尾張旭市の全域	22,180	0	1,668	23,848	0	123	尾張																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
日進市	日進市の全域	45,900	0	6,059	51,959	3	230	尾張																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
長久手市	長久手市の全域	50,950	0	3,616	54,566	1	130	尾張																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
東郷町	東郷町の全域	24,800	0	3,876	28,676	0	141	尾張																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
津島市	海部地区水防事務組合の管轄区域を除く区域	600	0	0	600	0	277	海部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
愛西市	同上	22,754	0	0	22,754	3	385	海部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
弥富市	同上	12,000	0	0	12,000	6	324	海部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
あま市	同上	16,242	0	0	16,242	15	357	海部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
大治町	同上	3,850	0	0	3,850	14	243	海部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
蟹江町	同上	1,200	0	0	1,200	24	197	海部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
飛島村	同上	8,885	0	0	8,885	5	139	海部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
阿久比町	阿久比町の全域	45,590	0	3,110	48,700	2	94	知多																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
南知多町	南知多町の全域	38,659	34,318	3,948	76,925	23	406	知多																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
幸田町	幸田町の全域	213,237	0	5,255	218,492	19	147	西三河																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
新城市	新城市の全域	517,702	0	4,681	522,383	5	838	新城設楽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
設楽町	設楽町の全域	102,824	0	0	102,824	2	273	新城設楽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
東栄町	東栄町の全域	127,010	0	0	127,010	1	188	新城設楽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
豊根村	豊根村の全域	202,064	0	0	202,064	0	76	新城設楽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
合計	20 団体	1,709,117	34,318	38,710	1,782,145	158	4,975																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
非指定水防管理団体名	管轄区域	水防区域				水こう門 (箇所)	水防 (消防) 団員数 (名:現員)	所 建 設 事 務 所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		堤防延長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		河川(m)	海岸(m)	ため池(m)	計(m)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
瀬戸市	瀬戸市の全域	224,240	0	1,197	225,437	3	259	尾張																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
小牧市	小牧市の全域	28,430	0	5,300	33,730	32	139	尾張																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
尾張旭市	尾張旭市の全域	22,180	0	1,668	23,848	0	123	尾張																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
日進市	日進市の全域	45,900	0	6,059	51,959	3	230	尾張																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
長久手市	長久手市の全域	50,950	0	3,616	54,566	1	130	尾張																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
東郷町	東郷町の全域	24,800	0	3,876	28,676	0	141	尾張																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
津島市	海部地区水防事務組合の管轄区域を除く区域	600	0	0	600	0	277	海部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
愛西市	同上	22,754	0	0	22,754	3	385	海部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
弥富市	同上	12,000	0	0	12,000	6	324	海部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
あま市	同上	16,242	0	0	16,242	15	357	海部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
大治町	同上	3,850	0	0	3,850	14	243	海部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
蟹江町	同上	1,200	0	0	1,200	24	197	海部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
飛島村	同上	8,885	0	0	8,885	5	139	海部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
阿久比町	阿久比町の全域	45,590	0	3,110	48,700	2	94	知多																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
南知多町	南知多町の全域	38,659	34,318	3,948	76,925	23	406	知多																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
幸田町	幸田町の全域	213,237	0	5,255	218,492	19	147	西三河																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
新城市	新城市の全域	517,702	0	4,681	522,383	5	839	新城設楽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
設楽町	設楽町の全域	102,824	0	0	102,824	2	275	新城設楽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
東栄町	東栄町の全域	127,010	0	0	127,010	1	183	新城設楽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
豊根村	豊根村の全域	202,064	0	0	202,064	0	72	新城設楽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
合計	20 団体	1,709,117	34,318	38,710	1,782,145	158	4,961																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	<b>第三章 水防施設</b>	<b>第三章 水防施設</b>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	<b>第二節 通信連絡</b>	<b>第二節 通信連絡</b>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
20	<p><b>3 電話・電報施設の優先利用</b></p> <p>(3) 携帯電話の活用</p> <p>イ 災害時優先携帯電話の登録</p> <p>災害時優先携帯電話の台数は、各通信事業者が制限しているため、<b>防災局</b>が、通信事業者と協議の上、災害時優先携帯電話の確保に努める。</p> <p><b>5 警察の通信設備の使用</b></p>	<p><b>3 電話・電報施設の優先利用</b></p> <p>(3) 携帯電話の活用</p> <p>イ 災害時優先携帯電話の登録</p> <p>災害時優先携帯電話の台数は、各通信事業者が制限しているため、<b>防災安全局</b>が、通信事業者と協議の上、災害時優先携帯電話の確保に努める。</p> <p><b>5 警察の通信設備の使用</b></p>	愛知県の組織再編に伴う修正、参考資料の補記																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												

愛知県水防計画

頁	変更前（令和元年度）	変更後（令和2年度）	備考
	<p>警察の通信設備（警察電話、警察無線）は、警察事務専用に利用するため設けられたもので、普通はその設備を他人の通信のために使用してはならないこととなっている。しかし、災害時の通信連絡を行うにあたり、緊急を要するときなどには、これを使用することができる。（愛知県地域防災計画「災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について（県対県警察）」参照）</p> <p><b>6 放送の活用</b></p> <p>災害のため、有線電話及び無線電話の利用が不可能な場合等において、災害に関する通知等を行う特別の必要があるときは、NHK等放送機関に対して放送を行うことを要請することができる。（愛知県地域防災計画「災害時における放送要請に関する協定（県対NHK）」、「災害時の放送に関する協定（県対民放各社）」参照）</p>	<p>警察の通信設備（警察電話、警察無線）は、警察事務専用に利用するため設けられたもので、普通はその設備を他人の通信のために使用してはならないこととなっている。しかし、災害時の通信連絡を行うにあたり、緊急を要するときなどには、これを使用することができる。（愛知県地域防災計画<a href="#">付属資料第1.5</a>「災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について（県対県警察）」参照）</p> <p><b>6 放送の活用</b></p> <p>災害のため、有線電話及び無線電話の利用が不可能な場合等において、災害に関する通知等を行う特別の必要があるときは、NHK等放送機関に対して放送を行うことを要請することができる。（愛知県地域防災計画<a href="#">付属資料第1.5</a>「災害時における放送要請に関する協定（県対NHK）」、「災害時の放送に関する協定（県対民放各社）」参照）</p>	
	<p><b>第四章 非常配備</b></p>	<p><b>第四章 非常配備</b></p>	
	<p><b>第一節 県の非常配備</b></p>	<p><b>第一節 県の非常配備</b></p>	
23	<p><b>1 非常配備の基準</b></p> <p>(1) 第1非常配備</p> <p>ア 次の予警報等のいずれかが発表されたとき（災害対策本部の設置に<u>いた</u>らない場合）。</p> <p>（略）</p> <p>イ （略）</p> <p>ウ （略）</p> <p>エ （略）</p> <p>オ （略）</p> <p>(2) 第1非常配備の解除</p> <p>（略）</p> <p>(3) 第2非常配備（準備体制）</p> <p>ア （略）</p> <p>イ （略）</p>	<p><b>1 非常配備の基準</b></p> <p>(1) 第1非常配備</p> <p>ア 次の予警報等のいずれかが発表されたとき（災害対策本部の設置に<u>至</u>らない場合）。</p> <p>（略）</p> <p>イ （略）</p> <p>ウ （略）</p> <p>エ （略）</p> <p>オ （略）</p> <p>(2) 第1非常配備の解除</p> <p>（略）</p> <p>(3) 第2非常配備（準備体制）</p> <p>ア （略）</p> <p>イ （略）</p>	<p>令和2年度 災害対策実 施要綱の改 正に基づく 見直し</p>

愛知県水防計画

頁	変更前（令和元年度）	変更後（令和2年度）	備考
	<p>ウ（略） エ（略） <u>（追加）</u></p> <p>(4) 第2非常配備（準備体制）の解除 ア（略） イ（略） <u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p> <p>(5) 第2非常配備（警戒体制）</p>	<p>ウ（略） エ（略） <u>オ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。</u></p> <p>(4) 第2非常配備（準備体制）の解除 ア（略） イ（略） <u>ウ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の非常配備において、巨大地震注意、巨大地震警戒のいずれにも当てはまらない現象と評価され、調査終了の情報を受けたとき。</u></p> <p>(5) 第2非常配備（準備強化体制） <u>ア 次の予警報のいずれかが発表され、災害が発生するおそれのあるとき。</u> <u>大雨警報、暴風警報、洪水警報、暴風雪警報、高潮警報、「伊勢・三河湾」「愛知県外海」の津波警報、大雪特別警報、木曾川中流氾濫警戒情報、木曾川下流氾濫警戒情報、長良川下流氾濫警戒情報、庄内川氾濫警戒情報、矢作川氾濫警戒情報、豊川及び豊川放水路氾濫警戒情報、新川氾濫警戒情報、天白川氾濫警戒情報、日光川氾濫警戒情報、境川・逢妻川氾濫警戒情報</u> <u>イ その他災害が発生したとき、又は発生するおそれのあるとき。</u> <u>ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。</u></p> <p>(6) 第2非常配備（準備強化体制）の解除 <u>ア 災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかったとき、又は被害の程度が軽微であったとき。</u> <u>イ 災害応急対策がおおむね完了したとき。</u> <u>ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の非常配備において、一定期間経過後に発表される国からの指示及び社会状況等を踏まえ、体制を縮小して対応できるとき。</u></p> <p>(7) 第2非常配備（警戒体制）</p>	

愛知県水防計画

頁	変更前（令和元年度）	変更後（令和2年度）	備考																				
	<p>次のいずれかの場合で、災害情報センターを開設する状況のとき。</p> <p>ア（略） イ（略） ウ（略） エ（略） オ（略）</p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（6）</u> 第2非常配備（警戒体制）の解除</p> <p>ア（略） イ（略） ウ 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された非常配備において、東海地震に直ちに結びつくものではないと判断され、東海地震に関連する調査情報（<u>解除</u>）を受けたとき。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（7）</u> 第3非常配備（略）</p> <p><u>（8）</u> 第3非常配備の解除（略）</p>	<p>次のいずれかの場合で、災害情報センターを開設する状況のとき。</p> <p>ア（略） イ（略） ウ（略） エ（略） オ（略）</p> <p><u>カ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。</u></p> <p><u>（8）</u> 第2非常配備（警戒体制）の解除</p> <p>ア（略） イ（略） ウ 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された<u>場合</u>の非常配備において、東海地震に直ちに結びつくもので<u>は</u>ないと判断され、東海地震に関連する調査情報（<u>終了</u>）を受けたとき。</p> <p><u>エ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の非常配備において、一定期間経過後に発表される国からの指示及び社会状況等を踏まえ、体制を縮小して対応できるとき。</u></p> <p><u>（9）</u> 第3非常配備（略）</p> <p><u>（10）</u> 第3非常配備の解除（略）</p>																					
	第五章 重要水防箇所	第五章 重要水防箇所																					
	第一節 重要水防箇所	第一節 重要水防箇所																					
27	<p>1 評定基準</p> <p>(1) 国管理区間</p> <table border="1" data-bbox="197 1241 1055 1444"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">重要度</th> <th rowspan="2">要注意区間</th> </tr> <tr> <th>A 水防上最も重要な区間</th> <th>B 水防上重要な区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>堤防高（流下）</u></td> <td>計画高水流量規模の洪水の水位</td> <td>計画高水流量規模の洪水の水位</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	重要度		要注意区間	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	<u>堤防高（流下）</u>	計画高水流量規模の洪水の水位	計画高水流量規模の洪水の水位		<p>1 評定基準</p> <p>(1) 国管理区間</p> <table border="1" data-bbox="1108 1241 1966 1444"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">重要度</th> <th rowspan="2">要注意区間</th> </tr> <tr> <th>A 水防上最も重要な区間</th> <th>B 水防上重要な区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>越水（溢水）</u></td> <td>計画高水流量規模の洪水の水位</td> <td>計画高水流量規模の洪水の水位</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	重要度		要注意区間	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	<u>越水（溢水）</u>	計画高水流量規模の洪水の水位	計画高水流量規模の洪水の水位		評定基準の改訂
種別	重要度		要注意区間																				
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間																					
<u>堤防高（流下）</u>	計画高水流量規模の洪水の水位	計画高水流量規模の洪水の水位																					
種別	重要度		要注意区間																				
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間																					
<u>越水（溢水）</u>	計画高水流量規模の洪水の水位	計画高水流量規模の洪水の水位																					



愛知県水防計画

頁	変更前（令和元年度）				変更後（令和2年度）				備考
	<u>能力</u>	（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。			（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。		
	<u>堤防断面</u>	<u>現況の堤防断面あるいは堤防の上端幅（天端幅）が、計画の堤防断面あるいは計画の堤防の上端幅（天端幅）の2分の1未満の箇所。</u>	<u>現況の堤防断面あるいは堤防の上端幅（天端幅）が、計画の堤防断面あるいは計画の堤防の上端幅（天端幅）に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。</u>		<u>堤体漏水</u>	<u>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。</u> <u>堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</u>	<u>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。</u> <u>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。</u>		
	<u>堤防斜面の崩れ（法崩れ）・すべり</u>	<u>堤防斜面の崩れ（法崩れ）又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。</u>	<u>堤防斜面の崩れ（法崩れ）又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。</u> <u>堤防斜面の崩れ（法崩れ）又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて堤防斜面の崩れ（法崩れ）又はすべりが発生するおそれのある箇所、所要の対策が未施工</u>			<u>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所</u>	<u>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所</u>		

愛知県水防計画

頁	変更前（令和元年度）				変更後（令和2年度）				備考
	漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	<p><u>の箇所。</u></p> <p>漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。</p> <p>漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。</p>		基盤地盤漏水	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。</p> <p>基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所</p>	<p><u>所。</u></p> <p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基盤漏水に関する変状が集中している箇所。</p> <p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考</p>		

愛知県水防計画

頁	変更前（令和元年度）				変更後（令和2年度）				備考
	水衝・ <u>深掘れ</u> <u>（洗掘）</u>	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。橋台取付部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による <u>川</u> 岸の <u>欠</u> 壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。		水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。橋台取 <u>り</u> 付 <u>け</u> 部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による <u>河</u> 岸の <u>決</u> 壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	えられる箇所。 水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。		
	工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。		工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。		
	工事施			出水期間中に	工事施			出水期間中に	

愛知県水防計画

頁	変更前（令和元年度）				変更後（令和2年度）				備考
	工			堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。	工			堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。	
	新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。	新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。	
	陸 閘			陸閘が設置されている箇所。	陸 閘			陸閘が設置されている箇所。	
33	<p><b>5 重要水防箇所表</b></p> <p>(1) 河川海岸（国土交通省管理区間） （略）</p> <p>(2) 河川海岸（県管理区間） （略）</p> <p>(3) 河川海岸（市町村等管理区間） （略）</p> <p>(4) ため池 （略）</p> <p>(5) 堤外（堤防の川側）民有地 （略）</p> <p>※本案においては、上記の表は省略し、下記の集計表に代える。</p>								重要水防箇所表の更新

愛知県水防計画

頁	変更前（令和元年度）						変更後（令和2年度）						備考
			令和2年度		令和元年度		前年度から 削除		今年度新たに 追加		差し引き 増減		
		箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)		
	河	国	757	415	627	294	100	43	230	164	130	121	
		県	320	117	325	118	6	1	1	0	▲5	▲1	
	川	市町村	128	82	129	83	1	1	0	0	▲1	▲1	
		小計	1,205	614	1,081	495	107	45	231	164	124	119	
		海岸	17	16	17	16	0	0	0	0	0	0	
		ため池	507	44	384	32	12	1	135	13	123	12	
		合計	1,729	674	1,482	543	119	46	366	177	247	131	
	第二節 重要工作物						第二節 重要工作物						
86	1 重要工作物表 (略) ※本案においては、重要工作物の個別表は省略し、下記の集計表に代える。												重要工作物表の更新
	建設事務所名	尾張	一宮	海部	知多	西三河	知立	豊田 加茂	新城 設楽	東三河	合計		
	令和元年度 箇所数	364	145	130	273	289	176	46	7	379	1809		
	令和2年度 箇所数	364	142	130	273	289	176	53	7	376	1810		
	第六章 水防に関連する予報・警報						第六章 水防に関連する予報・警報						
	第一節 水防に関連する予報・警報の種類と発表基準						第一節 水防に関連する予報・警報の種類と発表基準						
137	1 気象、高潮及び洪水についての予報・警報等(名古屋地方気象台発表) 水防に関連する気象、高潮及び洪水の警報・注意報は、「 <u>警報・注意報発表基準表</u> 」の基準に達すると予想される市町村等に対して、名古屋地方気象台から発表され、 <u>特別警報の発表基準に該当する場合には県内の当該警報が「特別警報」として発表される。</u> また、現象の予告的情報や補完的情報等として気象情報が発表されることがある。 なお、 <u>大雨や洪水などの警報・注意報が発表された場合</u> 、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「 <u>市</u>						1 気象、高潮及び洪水についての予報・警報等(名古屋地方気象台発表) 水防に関連する気象、高潮及び洪水の警報・注意報は、「 <u>注意報</u> 」は大雨等の気象現象により災害が起こるおそれのあるとき、「 <u>警報</u> 」は重大な災害が起こるおそれのあるとき、「 <u>特別警報</u> 」は重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に名古屋地方気象台から発表される。 <u>また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。</u> さらに、現象の予告的情報や補完的情報等として気象情報が発表されることがある。						表記の整理

愛知県水防計画

頁	変更前（令和元年度）	変更後（令和2年度）	備考
	<p><u>町村等をまとめた地域</u>」の名称を用いる場合がある。</p> <p>(1) 大雨注意報 大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>(追加)</u></p> <p>(2) 高潮注意報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>(追加)</u></p> <p>(3) 洪水注意報 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>(追加)</u></p> <p>(4) 大雨警報 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。<u>(追加)</u></p> <p>(5) 高潮警報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>(追加)</u></p> <p>(6) 洪水警報 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が</p>	<p>なお、<u>特別警報・警報・注意報は市町村ごとに発表されるが</u>、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「<u>愛知県西部・東部</u>」あるいは「<u>尾張西部・尾張東部・知多地域・西三河北西部・西三河北東部・西三河南部・東三河北部・東三河南部</u>」の名称が<u>用いられる</u>場合がある。</p> <p>(1) 大雨注意報 大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u></p> <p>(2) 高潮注意報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。</u></p> <p>(3) 洪水注意報 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u></p> <p>(4) 大雨警報 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。<u>大雨警報（土砂災害）は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。</u></p> <p>(5) 高潮警報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。</u></p> <p>(6) 洪水警報 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が</p>	

愛知県水防計画

頁	変更前（令和元年度）	変更後（令和2年度）	備考
	<p>あげられる。<u>(追加)</u></p> <p>(7) 大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。<u>(追加)</u></p> <p>(8) 高潮特別警報 台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。<u>(追加)</u></p> <p>(9) 気象情報 ア) 「全般気象情報 <u>(追加)</u>、東海地方気象情報、愛知県気象情報」 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。 <u>(追加)</u></p> <p>イ) 「記録的短時間大雨情報」 <u>(追加)</u> 愛知県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の危険度分布で確認する <u>ことができる</u>。発表基準は、1時間雨量 100mm である。</p> <p>ウ) 「土砂災害警戒情報」 <u>(追加)</u> 大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援</p>	<p>あげられる。<u>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する</u>。</p> <p>(7) 大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。<u>雨を要因とする大雨特別警報は災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当する</u>。</p> <p>(8) 高潮特別警報 台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。<u>避難が必要とされる警戒レベル4に相当する</u>。</p> <p>(9) 気象情報 ア) 「全般気象情報 <u>(気象庁発表)</u>、東海地方気象情報、愛知県気象情報」 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。 <u>また、平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間またはそれ以上の長期間にわたって続き災害の発生する可能性がある等、社会的に大きな影響が予想される場合にも発表される</u>。</p> <p>イ) 「記録的短時間大雨情報」 <u>(気象庁発表)</u> 愛知県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の危険度分布で確認する <u>必要がある</u>。発表基準は、1時間雨量 100mm である。</p> <p>ウ) 「土砂災害警戒情報」 <u>(愛知県・名古屋地方気象台共同発表)</u> 大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支</p>	

愛知県水防計画

頁	変更前（令和元年度）	変更後（令和2年度）	備考				
	<p>するため、対象となる市町村 <u>(追加)</u> を特定して警戒を呼びかける情報で、愛知県と名古屋地方気象台から共同で発表される。<u>(追加)</u> なお、これを補足する情報である <u>土砂災害警戒判定メッシュ情報</u> で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。</p> <p>(略)</p> <p>エ) 「竜巻注意情報」 <u>(追加)</u>            積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生 <u>する可能性が高まった時に</u>、愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。</p> <p>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨付加した情報が、愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。</p> <p>この情報の有効期間は、発表から約1時間である。</p> <p>カ) 「天候情報」  <u>平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間またはそれ以上の長期間にわたって続き災害の発生する可能性がある等、社会的に大きな影響が予想される場合に発表される。</u></p> <p><u>(10) (追加)</u></p>	<p>援するため、対象となる市町村 <u>(注)</u> を特定して警戒を呼びかける情報で、愛知県と名古屋地方気象台から共同で発表される。<u>避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。</u> なお、これを補足する情報である <u>大雨警戒報 (土砂災害) の危険度分布</u> で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。</p> <p>(略)</p> <p>エ) 「竜巻注意情報」 <u>(気象庁発表)</u>            積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生 <u>しやすい気象状況になっているときに</u>、愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。</p> <p>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨付加した情報が、愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。</p> <p>この情報の有効期間は、発表から <u>おおむね</u> 1時間である。</p> <p>カ) 「早期注意情報 (警報級の可能性)」  <u>警報級の現象が5日先までに予想されているときに、その可能性が [高]、[中] の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位 (愛知県は東部と西部) で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位 (愛知県) で発表される。明日までの大雨の「早期注意情報 (警報級の可能性)」の [高] 又は [中] は、災害への心構えを高める警戒レベル1である。</u></p> <p><u>(10) 大雨警戒報・洪水警戒報の危険度分布</u></p> <table border="1" data-bbox="1106 1193 1966 1425"> <thead> <tr> <th data-bbox="1106 1193 1323 1230">種 類</th> <th data-bbox="1323 1193 1966 1230">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1106 1230 1323 1425"><u>大雨警戒報 (土砂災害) の危険度分布 (土砂災害警戒判定メッシュ情報)</u></td> <td data-bbox="1323 1230 1966 1425"><u>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警戒報 (土砂災害) や土砂災害警戒情報</u></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	<u>大雨警戒報 (土砂災害) の危険度分布 (土砂災害警戒判定メッシュ情報)</u>	<u>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警戒報 (土砂災害) や土砂災害警戒情報</u>	
種 類	概 要						
<u>大雨警戒報 (土砂災害) の危険度分布 (土砂災害警戒判定メッシュ情報)</u>	<u>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警戒報 (土砂災害) や土砂災害警戒情報</u>						



愛知県水防計画

頁	変更前（令和元年度）	変更後（令和2年度）	備考
	<p>大雨・高潮の特別警報発表基準</p>	<p>等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul> <p>大雨警報（浸水害）の危険度分布</p> <p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <p>洪水警報の危険度分布</p> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul> <p>大雨・高潮の特別警報発表基準</p>	

愛知県水防計画

頁	変更前（令和元年度）		変更後（令和2年度）		備考
	現象の種類	基準	現象の種類	基準	
	大雨	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	大雨	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
	高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合	高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合	
	<p>「発表にあたっては、降水量、台風の中心気圧などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表の判断をする。」</p>		<p>「発表にあたっては、降水量、台風の中心気圧などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表の判断をする。」</p>		
	<p>「数十年に一度」の現象に相当する指標は以下の表に記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>雨を要因とする特別警報（<u>追加</u>）の指標 <ul style="list-style-type: none"> <li>①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、<u>更</u>に雨が降り続けると予想される<u>場合に</u>、大雨特別警報を発表する。</li> </ul> </li> </ul>		<p>「数十年に一度」の現象に相当する指標は以下の表に記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>雨を要因とする特別警報（<u>警戒レベル5相当</u>）の指標 <ul style="list-style-type: none"> <li>①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、<u>さら</u>に雨が降り続けると予想される<u>地域の中で、危険度分布で5段階のうち最大の危険度が出現している市町村等に</u>大雨特別警報を発表する。</li> </ul> </li> </ul>		
	①	48時間降水量及び土壌雨量指数※1において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に <u>府県程度の広がり</u> の <u>範囲内</u> で50格子以上（ <u>追加</u> ）出現	①	48時間降水量及び土壌雨量指数※1において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に（ <u>削除</u> ）50格子以上 <u>まとまって</u> 出現	
	②	3時間降水量及び土壌雨量指数※1において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に <u>府県程度の広がり</u> の <u>範囲内</u> で10格子以上（ <u>追加</u> ）出現（ただし、3時間降水量が150mm※2を超える格子のみをカウント対象とする）	②	3時間降水量及び土壌雨量指数※1において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に（ <u>削除</u> ）10格子以上 <u>まとまって</u> 出現（ただし、3時間降水量が150mm※2を超える格子のみをカウント対象とする）	
	<p>土壌雨量指数※1：降った雨が地下の土壌中に（<u>追加</u>）貯まっている<u>状態を表す</u>値。 <u>この値が大きいほど、土砂災害発生の危険性が高い。</u></p>		<p>土壌雨量指数※1：降った雨が地下の土壌中に<u>どれだけ</u>貯まっている<u>か</u>を<u>数値化した</u>値。 <u>（削除）</u></p>		
	(略)		(略)		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>台風等を要因とする特別警報の指標</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>台風等を要因とする特別警報の指標</li> </ul>		
	<p>「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、<u>特別警報を発表する</u>。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa</p>		<p>「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合（ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s</p>		

愛知県水防計画

頁	変更前（令和元年度）	変更後（令和2年度）	備考																																																												
	以下又は最大風速 60m/s 以上とする。	以上)。																																																													
140	<p><b>2 津波警報等の種類・内容等（気象庁発表）</b></p> <p>(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報</p> <p>ア. 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等（略）</p> <p>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表する。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合は、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。</p> <p style="text-align: center;"><b>津波警報・注意報の種類</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th rowspan="2">津波の高さ予想の区分</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表</th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m&lt;高さ</td> <td>10m超</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。</td> </tr> <tr> <td>5m&lt;高さ≤10m</td> <td>10m</td> </tr> <tr> <td>3m&lt;高さ≤5m</td> <td>5m</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td> <td>1m&lt;高さ≤3m</td> <td>3m</td> <td>高い</td> <td>警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで0.2m以</td> <td>0.2m≤高さ≤1m</td> <td>1m</td> <td>(表記しない)</td> <td>海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れ</td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動	数値での発表	巨大地震の場合の発表	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。	5m<高さ≤10m	10m	3m<高さ≤5m	5m	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記しない)	海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れ	<p><b>2 津波警報等の種類・内容等（気象庁発表）</b></p> <p>(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報</p> <p>ア. 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等（略）</p> <p>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表する。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合は、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。</p> <p style="text-align: center;"><b>津波警報・注意報の種類</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th rowspan="2">津波の高さ予想の区分</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表</th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m&lt;予想高さ</td> <td>10m超</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。</td> </tr> <tr> <td>5m&lt;予想高さ≤10m</td> <td>10m</td> </tr> <tr> <td>3m&lt;予想高さ≤5m</td> <td>5m</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td> <td>1m&lt;予想高さ≤3m</td> <td>3m</td> <td>高い</td> <td>警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで0.2m以</td> <td>0.2m≤予想高さ≤1m</td> <td>1m</td> <td>(表記しない)</td> <td>海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れ</td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動	数値での発表	巨大地震の場合の発表	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<予想高さ	10m超	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。	5m<予想高さ≤10m	10m	3m<予想高さ≤5m	5m	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<予想高さ≤3m	3m	高い	警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以	0.2m≤予想高さ≤1m	1m	(表記しない)	海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れ	表記の整理
津波警報等の種類	発表基準				津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動																																																							
		数値での発表	巨大地震の場合の発表																																																												
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。																																																										
		5m<高さ≤10m	10m																																																												
		3m<高さ≤5m	5m																																																												
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																																										
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記しない)	海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れ																																																										
津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動																																																										
			数値での発表	巨大地震の場合の発表																																																											
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<予想高さ	10m超	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。																																																										
		5m<予想高さ≤10m	10m																																																												
		3m<予想高さ≤5m	5m																																																												
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<予想高さ≤3m	3m	高い	警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																																										
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以	0.2m≤予想高さ≤1m	1m	(表記しない)	海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れ																																																										

愛知県水防計画

頁	変更前（令和元年度）						変更後（令和2年度）						備考																							
		上、1m以下の 場合であって、 津波による災害 のおそれがある 場合			る。 <u>(追加)</u> 注意報が解除される まで海に入ったり海 岸に近付いたりしな い。		上、1m以下の 場合であって、 津波による災害 のおそれがある 場合			る。 <u>海水浴や磯釣り は危険なので行わ ない。</u> 注意報が解除される まで海に入ったり海 岸に近付いたりしな い。																										
141	(2) 津波情報						(2) 津波情報						表記の整理																							
	<p data-bbox="219 738 488 767">ア. 津波情報の発表等</p> <p data-bbox="219 775 1081 842">津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ<u>など</u>を津波情報で発表する。</p> <p data-bbox="477 890 801 919" style="text-align: center;">津波情報の種類と発表内容</p> <table border="1" data-bbox="197 922 1055 1433"> <thead> <tr> <th data-bbox="197 922 264 962"></th> <th data-bbox="264 922 600 962">種類</th> <th data-bbox="600 922 1055 962">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="197 962 264 1249">津波情報</td> <td data-bbox="264 962 600 1249">津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td data-bbox="600 962 1055 1249">各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを<u>(追加)</u>発表 [発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」表参照]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1249 264 1329"></td> <td data-bbox="264 1249 600 1329">各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td> <td data-bbox="600 1249 1055 1329">主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1329 264 1433"></td> <td data-bbox="264 1329 600 1433">津波観測に関する情報</td> <td data-bbox="600 1329 1055 1433">沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）</td> </tr> </tbody> </table>							種類	内容	津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを <u>(追加)</u> 発表 [発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」表参照]			各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表		津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）	<p data-bbox="1131 738 1400 767">ア. 津波情報の発表等</p> <p data-bbox="1131 775 1993 882"><u>気象庁は</u>、津波警報等を発表した場合には、<u>各津波予報区</u>の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、<u>各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等</u>を津波情報で発表する。</p> <p data-bbox="1384 890 1709 919" style="text-align: center;">津波情報の種類と発表内容</p> <table border="1" data-bbox="1108 922 1966 1433"> <thead> <tr> <th data-bbox="1108 922 1176 962"></th> <th data-bbox="1176 922 1512 962">種類</th> <th data-bbox="1512 922 1966 962">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1108 962 1176 1249">津波情報</td> <td data-bbox="1176 962 1512 1249">津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td data-bbox="1512 962 1966 1249">各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを<u>5段階の数値（メートル単位）</u>又は「<u>巨大</u>」や「<u>高い</u>」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、「津波警報・注意報の種類」表参照]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1108 1249 1176 1329"></td> <td data-bbox="1176 1249 1512 1329">各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td> <td data-bbox="1512 1249 1966 1329">主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1108 1329 1176 1433"></td> <td data-bbox="1176 1329 1512 1433">津波観測に関する情報</td> <td data-bbox="1512 1329 1966 1433">沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）</td> </tr> </tbody> </table>							種類	内容	津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを <u>5段階の数値（メートル単位）</u> 又は「 <u>巨大</u> 」や「 <u>高い</u> 」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、「津波警報・注意報の種類」表参照]		各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表		津波観測に関する情報
	種類	内容																																		
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを <u>(追加)</u> 発表 [発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」表参照]																																		
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表																																		
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）																																		
	種類	内容																																		
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを <u>5段階の数値（メートル単位）</u> 又は「 <u>巨大</u> 」や「 <u>高い</u> 」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、「津波警報・注意報の種類」表参照]																																		
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表																																		
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）																																		

愛知県水防計画

頁	変更前（令和元年度）		変更後（令和2年度）		備考																																				
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）																																					
	<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>	<u>津波に関するその他の情報</u>	<u>津波に関するその他必要な事項を発表</u>																																					
	（※1）津波観測に関する情報の発表内容について ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。 （略） 沿岸で観測された津波の最大波の発表内容		（※1）津波観測に関する情報の発表内容について ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。 （略） 沿岸で観測された津波の最大波の発表内容																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="197 667 365 738">発表中の津波警報等</th> <th data-bbox="365 667 705 738">発表基準</th> <th data-bbox="705 667 1048 738">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="197 738 365 895">大津波警報</td> <td data-bbox="365 738 705 815">観測された津波の高さ &gt; 1 m</td> <td data-bbox="705 738 1048 815">数値で発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 815 365 895"></td> <td data-bbox="365 815 705 895">観測された津波の高さ ≤ 1 m</td> <td data-bbox="705 815 1048 895">「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 895 365 1051">津波警報</td> <td data-bbox="365 895 705 971">観測された津波の高さ ≥ 0.2 m</td> <td data-bbox="705 895 1048 971">数値で発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 971 365 1051"></td> <td data-bbox="365 971 705 1051">観測された津波の高さ &lt; 0.2 m</td> <td data-bbox="705 971 1048 1051">「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1051 365 1150">津波注意報</td> <td data-bbox="365 1051 705 1150">(すべて数値で発表)</td> <td data-bbox="705 1051 1048 1150">数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）</td> </tr> </tbody> </table>		発表中の津波警報等	発表基準	発表内容	大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表		観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表	津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表		観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表	津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1108 667 1276 738">発表中の警報・注意報</th> <th data-bbox="1276 667 1617 738">観測された津波の高さ</th> <th data-bbox="1617 667 1957 738">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1108 738 1276 895">大津波警報</td> <td data-bbox="1276 738 1617 815">1 m 超</td> <td data-bbox="1617 738 1957 815">数値で発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1108 815 1276 895"></td> <td data-bbox="1276 815 1617 895">1 m 以下</td> <td data-bbox="1617 815 1957 895">「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1108 895 1276 1051">津波警報</td> <td data-bbox="1276 895 1617 971">0.2 m 以上</td> <td data-bbox="1617 895 1957 971">数値で発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1108 971 1276 1051"></td> <td data-bbox="1276 971 1617 1051">0.2 m 未満</td> <td data-bbox="1617 971 1957 1051">「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1108 1051 1276 1150">津波注意報</td> <td data-bbox="1276 1051 1617 1150">(すべての場合)</td> <td data-bbox="1617 1051 1957 1150">数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）</td> </tr> </tbody> </table>		発表中の警報・注意報	観測された津波の高さ	内容	大津波警報	1 m 超	数値で発表		1 m 以下	「観測中」と発表	津波警報	0.2 m 以上	数値で発表		0.2 m 未満	「観測中」と発表	津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）	
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容																																							
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表																																							
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表																																							
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表																																							
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表																																							
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）																																							
発表中の警報・注意報	観測された津波の高さ	内容																																							
大津波警報	1 m 超	数値で発表																																							
	1 m 以下	「観測中」と発表																																							
津波警報	0.2 m 以上	数値で発表																																							
	0.2 m 未満	「観測中」と発表																																							
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）																																							
	（※2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。 ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍ら		（※2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定される高さ）を津波予報区単位で発表する。 ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避																																						

愛知県水防計画

頁	変更前（令和元年度）	変更後（令和2年度）	備考																																				
	<p><u>せるおそれがあるため、当該津波予報区域において</u>大津波警報または津波警報が発表中<u>であり</u>沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）<u>または</u>「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 （略）</p> <p>沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容</p> <table border="1" data-bbox="197 517 1061 1013"> <thead> <tr> <th data-bbox="197 517 344 632">発表中の津波警報等</th> <th data-bbox="344 517 674 632">発表基準</th> <th data-bbox="674 517 1061 632">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="197 632 344 783">大津波警報</td> <td data-bbox="344 632 674 783"><u>沿岸で推定される津波の高さ</u> <math>\geq 3\text{m}</math></td> <td data-bbox="674 632 1061 783">沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 783 344 935">津波警報</td> <td data-bbox="344 783 674 935"><u>沿岸で推定される津波の高さ</u> <math>\leq 3\text{m}</math></td> <td data-bbox="674 783 1061 935">沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 935 344 1013">津波注意報</td> <td data-bbox="344 935 674 1013"><u>沿岸で推定される津波の高さ</u> <math>\geq 1\text{m}</math></td> <td data-bbox="674 935 1061 1013">沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1013 344 1091"></td> <td data-bbox="344 1013 674 1091"><u>沿岸で推定される津波の高さ</u> <math>\leq 1\text{m}</math></td> <td data-bbox="674 1013 1061 1091">沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1091 344 1169"></td> <td data-bbox="344 1091 674 1169">(すべて数値で発表)</td> <td data-bbox="674 1091 1061 1169">沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> </tbody> </table>	発表中の津波警報等	発表基準	発表内容	大津波警報	<u>沿岸で推定される津波の高さ</u> $\geq 3\text{m}$	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	津波警報	<u>沿岸で推定される津波の高さ</u> $\leq 3\text{m}$	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表	津波注意報	<u>沿岸で推定される津波の高さ</u> $\geq 1\text{m}$	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表		<u>沿岸で推定される津波の高さ</u> $\leq 1\text{m}$	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表		(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	<p><u>難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。</u>大津波警報または津波警報が発表中<u>の津波予報区において</u>、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）<u>及び</u>「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 （略）</p> <p>沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容</p> <table border="1" data-bbox="1108 517 1973 1013"> <thead> <tr> <th data-bbox="1108 517 1256 632">発表中の警報・注意報</th> <th data-bbox="1256 517 1585 632"><u>沿岸で推定される津波の高さ</u></th> <th data-bbox="1585 517 1973 632">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1108 632 1256 783">大津波警報</td> <td data-bbox="1256 632 1585 783">3m<u>超</u></td> <td data-bbox="1585 632 1973 783">沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1108 783 1256 935">津波警報</td> <td data-bbox="1256 783 1585 935">3m<u>以下</u></td> <td data-bbox="1585 783 1973 935">沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1108 935 1256 1013">津波注意報</td> <td data-bbox="1256 935 1585 1013">1m<u>超</u></td> <td data-bbox="1585 935 1973 1013">沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1108 1013 1256 1091"></td> <td data-bbox="1256 1013 1585 1091">1m<u>以下</u></td> <td data-bbox="1585 1013 1973 1091">沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1108 1091 1256 1169"></td> <td data-bbox="1256 1091 1585 1169">(すべての場合)</td> <td data-bbox="1585 1091 1973 1169">沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> </tbody> </table>	発表中の警報・注意報	<u>沿岸で推定される津波の高さ</u>	内容	大津波警報	3m <u>超</u>	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	津波警報	3m <u>以下</u>	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表	津波注意報	1m <u>超</u>	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表		1m <u>以下</u>	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表		(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容																																					
大津波警報	<u>沿岸で推定される津波の高さ</u> $\geq 3\text{m}$	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																					
津波警報	<u>沿岸で推定される津波の高さ</u> $\leq 3\text{m}$	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表																																					
津波注意報	<u>沿岸で推定される津波の高さ</u> $\geq 1\text{m}$	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																					
	<u>沿岸で推定される津波の高さ</u> $\leq 1\text{m}$	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表																																					
	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																					
発表中の警報・注意報	<u>沿岸で推定される津波の高さ</u>	内容																																					
大津波警報	3m <u>超</u>	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																					
津波警報	3m <u>以下</u>	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表																																					
津波注意報	1m <u>超</u>	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																					
	1m <u>以下</u>	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表																																					
	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																					
142	<p>(3) 津波予報</p> <p>地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、次表の内容を津波予報で発表する。</p> <p>津波予報の発表基準と発表内容</p> <table border="1" data-bbox="197 1177 1061 1426"> <thead> <tr> <th data-bbox="197 1177 262 1426"></th> <th data-bbox="262 1177 658 1214">発表基準</th> <th data-bbox="658 1177 1061 1214">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="197 1214 262 1426">津波予報</td> <td data-bbox="262 1214 658 1289">津波が予想されないとき <u>(追加)</u></td> <td data-bbox="658 1214 1061 1289">津波の心配なしの旨を発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1289 262 1426"></td> <td data-bbox="262 1289 658 1426">0.2m未満の海面変動が予想されたとき <u>(追加)</u></td> <td data-bbox="658 1289 1061 1426">高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td> </tr> </tbody> </table>		発表基準	発表内容	津波予報	津波が予想されないとき <u>(追加)</u>	津波の心配なしの旨を発表		0.2m未満の海面変動が予想されたとき <u>(追加)</u>	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	<p>(3) 津波予報</p> <p>地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、次表の内容を津波予報で発表する。</p> <p>津波予報の発表基準と発表内容</p> <table border="1" data-bbox="1108 1177 1973 1426"> <thead> <tr> <th data-bbox="1108 1177 1173 1426"></th> <th data-bbox="1173 1177 1563 1214">発表基準</th> <th data-bbox="1563 1177 1973 1214">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1108 1214 1173 1426">津波予報</td> <td data-bbox="1173 1214 1563 1289">津波が予想されないとき <u>(地震情報に含めて発表)</u></td> <td data-bbox="1563 1214 1973 1289">津波の心配なしの旨を発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1108 1289 1173 1426"></td> <td data-bbox="1173 1289 1563 1426">0.2m未満の海面変動が予想されたとき <u>(津波に関するその他の情報に含めて発表)</u></td> <td data-bbox="1563 1289 1973 1426">高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td> </tr> </tbody> </table>		発表基準	発表内容	津波予報	津波が予想されないとき <u>(地震情報に含めて発表)</u>	津波の心配なしの旨を発表		0.2m未満の海面変動が予想されたとき <u>(津波に関するその他の情報に含めて発表)</u>	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	表記の整理																		
	発表基準	発表内容																																					
津波予報	津波が予想されないとき <u>(追加)</u>	津波の心配なしの旨を発表																																					
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき <u>(追加)</u>	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																																					
	発表基準	発表内容																																					
津波予報	津波が予想されないとき <u>(地震情報に含めて発表)</u>	津波の心配なしの旨を発表																																					
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき <u>(津波に関するその他の情報に含めて発表)</u>	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																																					

愛知県水防計画

頁	変更前（令和元年度）				変更後（令和2年度）				備考																																								
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき <u>(追加)</u>		津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表		津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき <u>(津波に関するその他の情報を含めて発表)</u>		津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表																																										
146	(別表2) 洪水警報基準 令和元年5月29日現在				(別表2) 洪水警報基準 令和元年5月29日現在				数値の訂正																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>流域雨量指数基準</th> <th>複合基準</th> <th>指定河川洪水予報による基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> <tr> <td>尾張東部</td> <td>豊明市</td> <td>正戸川流域=6.8, 皆瀬川流域=8.6</td> <td>正戸川流域=(12, 6.1) 皆瀬川流域=(12, <u>7.7</u>)</td> <td>愛知県境川水系境川・逢妻川[泉田・一ツ木逢妻川]</td> </tr> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> </tbody> </table>					市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準		指定河川洪水予報による基準	(略)					尾張東部	豊明市	正戸川流域=6.8, 皆瀬川流域=8.6	正戸川流域=(12, 6.1) 皆瀬川流域=(12, <u>7.7</u> )	愛知県境川水系境川・逢妻川[泉田・一ツ木逢妻川]	(略)					<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>流域雨量指数基準</th> <th>複合基準</th> <th>指定河川洪水予報による基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> <tr> <td>尾張東部</td> <td>豊明市</td> <td>正戸川流域=6.8, 皆瀬川流域=8.6</td> <td>正戸川流域=(12, 6.1) 皆瀬川流域=(12, <u>6.5</u>)</td> <td>愛知県境川水系境川・逢妻川[泉田・一ツ木逢妻川]</td> </tr> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> </tbody> </table>					市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準	(略)					尾張東部	豊明市	正戸川流域=6.8, 皆瀬川流域=8.6	正戸川流域=(12, 6.1) 皆瀬川流域=(12, <u>6.5</u> )	愛知県境川水系境川・逢妻川[泉田・一ツ木逢妻川]	(略)			
市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準																																													
(略)																																																	
尾張東部	豊明市	正戸川流域=6.8, 皆瀬川流域=8.6	正戸川流域=(12, 6.1) 皆瀬川流域=(12, <u>7.7</u> )	愛知県境川水系境川・逢妻川[泉田・一ツ木逢妻川]																																													
(略)																																																	
市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準																																													
(略)																																																	
尾張東部	豊明市	正戸川流域=6.8, 皆瀬川流域=8.6	正戸川流域=(12, 6.1) 皆瀬川流域=(12, <u>6.5</u> )	愛知県境川水系境川・逢妻川[泉田・一ツ木逢妻川]																																													
(略)																																																	
155	(別表4) 洪水注意報基準 令和元年5月29日現在				(別表4) 洪水注意報基準 令和元年5月29日現在				河川名の訂正																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>流域雨量指数基準</th> <th>複合基準</th> <th>指定河川洪水予報による基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> <tr> <td>尾張西部</td> <td>蟹江町</td> <td><u>福田</u>川流域=8.1, <u>蟹江</u>川流域=10.4</td> <td>蟹江川流域=(10, 8.1) 日光川流域=(6, 17.8)</td> <td>愛知県日光川水系日光川[戸苅・古瀬]</td> </tr> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> </tbody> </table>					市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準		指定河川洪水予報による基準	(略)					尾張西部	蟹江町	<u>福田</u> 川流域=8.1, <u>蟹江</u> 川流域=10.4	蟹江川流域=(10, 8.1) 日光川流域=(6, 17.8)	愛知県日光川水系日光川[戸苅・古瀬]	(略)					<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>流域雨量指数基準</th> <th>複合基準</th> <th>指定河川洪水予報による基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> <tr> <td>尾張西部</td> <td>蟹江町</td> <td><u>蟹江</u>川流域=8.1, <u>福田</u>川流域=10.4</td> <td>蟹江川流域=(10, 8.1) 日光川流域=(6, 17.8)</td> <td>愛知県日光川水系日光川[戸苅・古瀬]</td> </tr> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> </tbody> </table>					市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準	(略)					尾張西部	蟹江町	<u>蟹江</u> 川流域=8.1, <u>福田</u> 川流域=10.4	蟹江川流域=(10, 8.1) 日光川流域=(6, 17.8)	愛知県日光川水系日光川[戸苅・古瀬]	(略)			
市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準																																													
(略)																																																	
尾張西部	蟹江町	<u>福田</u> 川流域=8.1, <u>蟹江</u> 川流域=10.4	蟹江川流域=(10, 8.1) 日光川流域=(6, 17.8)	愛知県日光川水系日光川[戸苅・古瀬]																																													
(略)																																																	
市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準																																													
(略)																																																	
尾張西部	蟹江町	<u>蟹江</u> 川流域=8.1, <u>福田</u> 川流域=10.4	蟹江川流域=(10, 8.1) 日光川流域=(6, 17.8)	愛知県日光川水系日光川[戸苅・古瀬]																																													
(略)																																																	

愛知県水防計画

頁	変更前（令和元年度）	変更後（令和2年度）	備考
160	<p>別表1～別表4 大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方</p> <p>(略)</p> <p>(2) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準*は1km四方毎に設定している。<u>大雨の欄中</u>、土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準の最低値を示す。</p> <p>(3) <u>洪水の欄中</u>、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数*30以上」を意味する。</p> <p>(略)</p> <p>(6) <u>洪水の欄中</u>、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川[△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報、または、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。</p>	<p>別表1～別表4 大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方</p> <p>(略)</p> <p>(2) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準*は1km四方毎に設定している。<u>別表1及び3において</u>、土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準の最低値を示す。</p> <p>(3) <u>別表2及び4において</u>、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数*30以上」を意味する。</p> <p>(略)</p> <p>(6) <u>別表2及び4の</u>、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川[△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報、または、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。</p>	表記の整理
	<p>第二節 水防に関連する予報・警報の伝達</p>	<p>第二節 水防に関連する予報・警報の伝達</p>	
161	<p>1 気象、高潮及び洪水に関する警報等伝達系統図（愛知県及び市町村部分のみ）</p>	<p>1 気象、高潮及び洪水に関する警報等伝達系統図（愛知県及び市町村部分のみ）</p>	<p>緊急速報 メールによる一般周知の追加</p>



愛知県水防計画

頁	変更前（令和元年度）	変更後（令和2年度）	備考
<p>名古屋地方気象台</p>			<p>備考</p>
<p>(追加) (略)</p>		<p>※緊急速報メールは、気象等（大雨、防風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。</p> <p>(略)</p>	

愛知県水防計画

頁	変更前（令和元年度）	変更後（令和2年度）	備考
	<p>2 津波警報等の伝達系統図（愛知県及び市町村部分のみ）</p>	<p>2 津波警報等の伝達系統図（愛知県及び市町村部分のみ）</p> <p>※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。</p> <p>（略）</p>	
168	<p>第七章 水防警報 第三節 水防警報を発する基準</p>	<p>第七章 水防警報 第三節 水防警報を発する基準</p>	<p>氾濫危険水</p>

愛知県水防計画

頁	変更前（令和元年度）	変更後（令和2年度）	備考																																																																																
	<p><b>1 水防警報の対象水位（潮位）観測所及び発令基準</b>                      (2) 知事が水防警報を行う河川</p> <table border="1" data-bbox="203 272 1070 504"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>所在地（位置）</th> <th>水防団待機水位（通報水位）</th> <th>氾濫注意水位（警戒水位）</th> <th>出動水位</th> <th>氾濫危険水位</th> <th>堤防高上：左岸 下：右岸</th> <th>発表者（量水標管理者）</th> <th>対象団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>日光川</td> <td>古瀬</td> <td>愛西市古瀬町（左岸名津島線下流500m）</td> <td>T. P. 0. 90</td> <td>T. P. 1. 30</td> <td>T. P. 1. 50</td> <td>T. P. <u>1. 90</u></td> <td>T. P. 3. 20 3. 04</td> <td>海部建設事務所</td> <td>愛知県尾張水害予防組合・海部地区水防事務組合・名古屋市</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	観測所名	所在地（位置）	水防団待機水位（通報水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	出動水位	氾濫危険水位	堤防高上：左岸 下：右岸	発表者（量水標管理者）	対象団体	(略)										日光川	古瀬	愛西市古瀬町（左岸名津島線下流500m）	T. P. 0. 90	T. P. 1. 30	T. P. 1. 50	T. P. <u>1. 90</u>	T. P. 3. 20 3. 04	海部建設事務所	愛知県尾張水害予防組合・海部地区水防事務組合・名古屋市	(略)										<p><b>1 水防警報の対象水位（潮位）観測所及び発令基準</b>                      (2) 知事が水防警報を行う河川</p> <table border="1" data-bbox="1115 272 1982 504"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>所在地（位置）</th> <th>水防団待機水位（通報水位）</th> <th>氾濫注意水位（警戒水位）</th> <th>出動水位</th> <th>氾濫危険水位</th> <th>堤防高上：左岸 下：右岸</th> <th>発表者（量水標管理者）</th> <th>対象団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>日光川</td> <td>古瀬</td> <td>愛西市古瀬町（左岸名津島線下流500m）</td> <td>T. P. 0. 90</td> <td>T. P. 1. 30</td> <td>T. P. 1. 50</td> <td>T. P. <u>2. 00</u></td> <td>T. P. 3. 20 3. 04</td> <td>海部建設事務所</td> <td>愛知県尾張水害予防組合・海部地区水防事務組合・名古屋市</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	観測所名	所在地（位置）	水防団待機水位（通報水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	出動水位	氾濫危険水位	堤防高上：左岸 下：右岸	発表者（量水標管理者）	対象団体	(略)										日光川	古瀬	愛西市古瀬町（左岸名津島線下流500m）	T. P. 0. 90	T. P. 1. 30	T. P. 1. 50	T. P. <u>2. 00</u>	T. P. 3. 20 3. 04	海部建設事務所	愛知県尾張水害予防組合・海部地区水防事務組合・名古屋市	(略)										<p>位の更新</p>
河川名	観測所名	所在地（位置）	水防団待機水位（通報水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	出動水位	氾濫危険水位	堤防高上：左岸 下：右岸	発表者（量水標管理者）	対象団体																																																																										
(略)																																																																																			
日光川	古瀬	愛西市古瀬町（左岸名津島線下流500m）	T. P. 0. 90	T. P. 1. 30	T. P. 1. 50	T. P. <u>1. 90</u>	T. P. 3. 20 3. 04	海部建設事務所	愛知県尾張水害予防組合・海部地区水防事務組合・名古屋市																																																																										
(略)																																																																																			
河川名	観測所名	所在地（位置）	水防団待機水位（通報水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	出動水位	氾濫危険水位	堤防高上：左岸 下：右岸	発表者（量水標管理者）	対象団体																																																																										
(略)																																																																																			
日光川	古瀬	愛西市古瀬町（左岸名津島線下流500m）	T. P. 0. 90	T. P. 1. 30	T. P. 1. 50	T. P. <u>2. 00</u>	T. P. 3. 20 3. 04	海部建設事務所	愛知県尾張水害予防組合・海部地区水防事務組合・名古屋市																																																																										
(略)																																																																																			
169	<p><b>第四節 水防警報伝達系統</b>  <b>1 国土交通大臣が水防警報を行う河川</b>                      図中：<a href="#">尾張県民事務所海部県民センター</a>  <b>2 知事が水防警報を行う河川及び海岸</b>                      図中：<a href="#">尾張県民事務所海部県民センター</a>  <a href="#">尾張県民事務所知多県民センター</a></p>	<p><b>第四節 水防警報伝達系統</b>  <b>1 国土交通大臣が水防警報を行う河川</b>                      図中：<a href="#">海部県民事務所</a>  <b>2 知事が水防警報を行う河川及び海岸</b>                      図中：<a href="#">海部県民事務所</a>  <a href="#">知多県民事務所</a></p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>																																																																																
	<p><b>第八章 洪水予報</b></p>	<p><b>第八章 洪水予報</b></p>																																																																																	
183	<p><b>第一節 意義</b>                      気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき、国土交通大臣又は知事と気象庁長官が共同して、その状況を関係機関及び一</p>	<p><b>第一節 意義</b>  <a href="#">あらかじめ指定した河川について</a>、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき、国土交通大臣又は知事と気象庁長官</p>	<p>表記の整理</p>																																																																																

愛知県水防計画

頁	変更前（令和元年度）	変更後（令和2年度）	備考																																																																																																																						
	<p>般に周知する目的で行う<u>発表</u>である。</p>	<p>が共同して、その状況に関係機関及び一般に周知する目的で行う<u>予報</u>である。</p>																																																																																																																							
184	<p><b>第三節 洪水予報に関する基準地点</b> <b>1 国土交通大臣が指定した河川</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>基準地点</th> <th>所在地</th> <th>水防団待機水位 (指定水位) m</th> <th>氾濫注意水位 (警戒水位) m</th> <th>避難判断水位 m</th> <th>氾濫危険水位 m</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">木曽川</td> <td><u>今渡</u></td> <td>岐阜県可児市 <u>今渡町西浅間</u> (左岸69.4k)</td> <td><u>4.00</u></td> <td><u>5.50</u></td> <td><u>11.10</u></td> <td><u>11.50</u></td> </tr> <tr> <td>犬山</td> <td>犬山市栗栖(左岸59.7k)</td> <td>5.80</td> <td>9.20</td> <td>11.60</td> <td>12.20</td> </tr> <tr> <td>笠松</td> <td>岐阜県羽島郡 笠松町柳原(右岸40.3k)</td> <td>7.60</td> <td>10.40</td> <td>13.40</td> <td>13.60</td> </tr> <tr> <td></td> <td>木曽成戸</td> <td>岐阜県海津市 海津町成戸(右岸24.0k)</td> <td>4.40</td> <td>5.80</td> <td>8.70</td> <td>8.90</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">長良川</td> <td><u>忠節</u></td> <td>岐阜県岐阜市 <u>忠節町</u>(左岸50.2k)</td> <td><u>1.00</u></td> <td><u>2.00</u></td> <td><u>5.30</u></td> <td><u>5.50</u></td> </tr> <tr> <td><u>墨俣</u></td> <td>岐阜県大垣市 <u>墨俣町</u>(右岸39.4k)</td> <td><u>2.50</u></td> <td><u>4.00</u></td> <td><u>7.20</u></td> <td><u>7.70</u></td> </tr> <tr> <td>長良成戸</td> <td>岐阜県海津市 海津町成戸(左岸24.1k)</td> <td>3.00</td> <td>4.50</td> <td>6.70</td> <td>7.00</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	河川名	基準地点	所在地	水防団待機水位 (指定水位) m	氾濫注意水位 (警戒水位) m	避難判断水位 m	氾濫危険水位 m	木曽川	<u>今渡</u>	岐阜県可児市 <u>今渡町西浅間</u> (左岸69.4k)	<u>4.00</u>	<u>5.50</u>	<u>11.10</u>	<u>11.50</u>	犬山	犬山市栗栖(左岸59.7k)	5.80	9.20	11.60	12.20	笠松	岐阜県羽島郡 笠松町柳原(右岸40.3k)	7.60	10.40	13.40	13.60		木曽成戸	岐阜県海津市 海津町成戸(右岸24.0k)	4.40	5.80	8.70	8.90	長良川	<u>忠節</u>	岐阜県岐阜市 <u>忠節町</u> (左岸50.2k)	<u>1.00</u>	<u>2.00</u>	<u>5.30</u>	<u>5.50</u>	<u>墨俣</u>	岐阜県大垣市 <u>墨俣町</u> (右岸39.4k)	<u>2.50</u>	<u>4.00</u>	<u>7.20</u>	<u>7.70</u>	長良成戸	岐阜県海津市 海津町成戸(左岸24.1k)	3.00	4.50	6.70	7.00		(略)						<p><b>第三節 洪水予報に関する基準地点</b> <b>1 国土交通大臣が指定した河川</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>基準地点</th> <th>所在地</th> <th>水防団待機水位 (指定水位) m</th> <th>氾濫注意水位 (警戒水位) m</th> <th>避難判断水位 m</th> <th>氾濫危険水位 m</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">木曽川</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>犬山</td> <td>愛知県犬山市 栗栖(左岸59.7k)</td> <td>5.80</td> <td>9.20</td> <td>11.60</td> <td>12.20</td> </tr> <tr> <td>笠松</td> <td>岐阜県羽島郡 笠松町柳原<u>町</u> (右岸40.2k)</td> <td>7.60</td> <td>10.40</td> <td>13.40</td> <td>13.60</td> </tr> <tr> <td></td> <td>木曽成戸</td> <td>岐阜県海津市 海津町成戸(右岸24.4k)</td> <td>4.40</td> <td>5.80</td> <td>8.70</td> <td>8.90</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">長良川</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>長良成戸</td> <td>岐阜県海津市 海津町成戸(左岸25.4k)</td> <td>3.00</td> <td>4.50</td> <td>6.70</td> <td>7.00</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	河川名	基準地点	所在地	水防団待機水位 (指定水位) m	氾濫注意水位 (警戒水位) m	避難判断水位 m	氾濫危険水位 m	木曽川	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	犬山	愛知県犬山市 栗栖(左岸59.7k)	5.80	9.20	11.60	12.20	笠松	岐阜県羽島郡 笠松町柳原 <u>町</u> (右岸40.2k)	7.60	10.40	13.40	13.60		木曽成戸	岐阜県海津市 海津町成戸(右岸24.4k)	4.40	5.80	8.70	8.90	長良川	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	長良成戸	岐阜県海津市 海津町成戸(左岸25.4k)	3.00	4.50	6.70	7.00		(略)						<p>愛知県の自治体が含まれていない基準地点の削除、一部位置の修正</p>
河川名	基準地点	所在地	水防団待機水位 (指定水位) m	氾濫注意水位 (警戒水位) m	避難判断水位 m	氾濫危険水位 m																																																																																																																			
木曽川	<u>今渡</u>	岐阜県可児市 <u>今渡町西浅間</u> (左岸69.4k)	<u>4.00</u>	<u>5.50</u>	<u>11.10</u>	<u>11.50</u>																																																																																																																			
	犬山	犬山市栗栖(左岸59.7k)	5.80	9.20	11.60	12.20																																																																																																																			
	笠松	岐阜県羽島郡 笠松町柳原(右岸40.3k)	7.60	10.40	13.40	13.60																																																																																																																			
	木曽成戸	岐阜県海津市 海津町成戸(右岸24.0k)	4.40	5.80	8.70	8.90																																																																																																																			
長良川	<u>忠節</u>	岐阜県岐阜市 <u>忠節町</u> (左岸50.2k)	<u>1.00</u>	<u>2.00</u>	<u>5.30</u>	<u>5.50</u>																																																																																																																			
	<u>墨俣</u>	岐阜県大垣市 <u>墨俣町</u> (右岸39.4k)	<u>2.50</u>	<u>4.00</u>	<u>7.20</u>	<u>7.70</u>																																																																																																																			
	長良成戸	岐阜県海津市 海津町成戸(左岸24.1k)	3.00	4.50	6.70	7.00																																																																																																																			
	(略)																																																																																																																								
河川名	基準地点	所在地	水防団待機水位 (指定水位) m	氾濫注意水位 (警戒水位) m	避難判断水位 m	氾濫危険水位 m																																																																																																																			
木曽川	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)																																																																																																																			
	犬山	愛知県犬山市 栗栖(左岸59.7k)	5.80	9.20	11.60	12.20																																																																																																																			
	笠松	岐阜県羽島郡 笠松町柳原 <u>町</u> (右岸40.2k)	7.60	10.40	13.40	13.60																																																																																																																			
	木曽成戸	岐阜県海津市 海津町成戸(右岸24.4k)	4.40	5.80	8.70	8.90																																																																																																																			
長良川	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)																																																																																																																			
	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)																																																																																																																			
	長良成戸	岐阜県海津市 海津町成戸(左岸25.4k)	3.00	4.50	6.70	7.00																																																																																																																			
	(略)																																																																																																																								

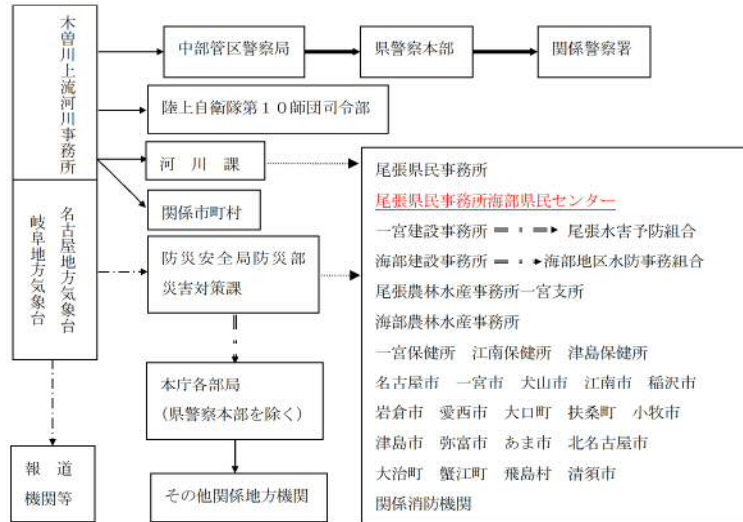
愛知県水防計画

頁	変更前（令和元年度）						変更後（令和2年度）						備考		
	<b>2 知事が指定した河川</b>						<b>2 知事が指定した河川</b>						水位の見直しのため		
	河川名	基準点	所在地	水防団待機水位 (指定水位) m	氾濫注意水位 (警戒水位) m	避難判断水位 m	氾濫危険水位 m	河川名	基準点	所在地	水防団待機水位 (指定水位) m	氾濫注意水位 (警戒水位) m		避難判断水位 m	氾濫危険水位 m
	新川 ※	水場川外水位	清須市阿原町(右岸16.0km)	2.00	3.00	4.40	5.20	新川	水場川外水位	清須市阿原町(右岸16.0km)	2.00	3.00		4.40	5.20
	(略)						(略)								
	日光川 ※	戸 荻	一宮市萩原町築込字西古川1番地(左岸名鉄尾西線上流170m)	1.70	2.30	2.90	3.50	日光川	戸 荻	一宮市萩原町築込字西古川1番地(左岸名鉄尾西線上流170m)	1.70	2.30		2.90	3.50
		古 瀬	愛西市古瀬町村前14番地先(左岸名鉄津島線下流500m)	0.90	1.30	<u>1.60</u>	<u>1.90</u>		古 瀬	愛西市古瀬町村前14番地先(左岸名鉄津島線下流500m)	0.90	1.30	<u>1.80</u>	<u>2.00</u>	
	(略)						(略)								
185	<b>第四節 洪水予報の種類等と発表基準</b> (略)						<b>第四節 洪水予報の種類等と発表基準</b> (略)						水位改定に伴い削除		
	※新川・日光川については平成26年4月28日付国交省通知国水環第2号に基づく水位改定を行っていません。						<u>(削除)</u>								
186	<b>第五節 洪水予報伝達系統</b> <b>1 国土交通大臣が指定した河川</b>						<b>第五節 洪水予報伝達系統</b> <b>1 国土交通大臣が指定した河川</b>						伝達系統の見直し		

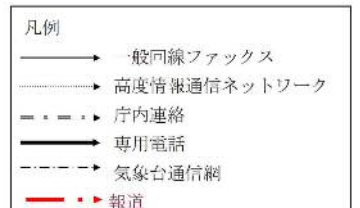
# 愛知県水防計画



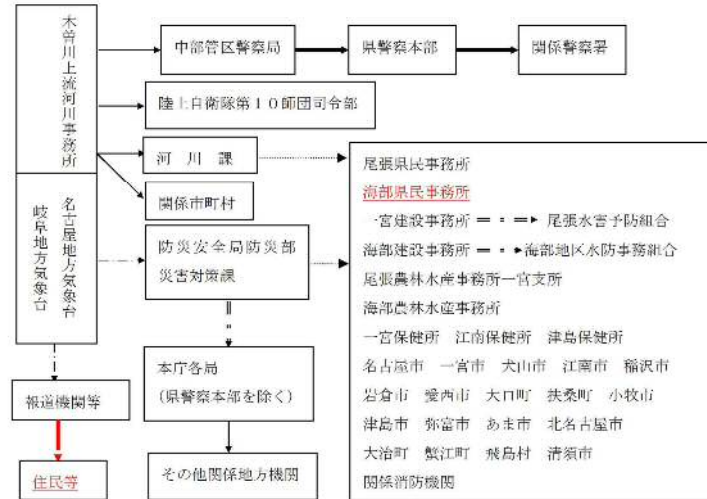
## (1) 木曾川（中流）



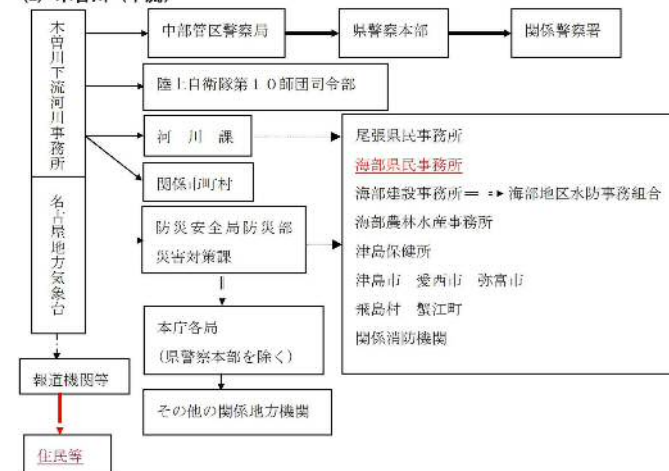
## (2) 木曾川（下流）



## (1) 木曾川（中流）

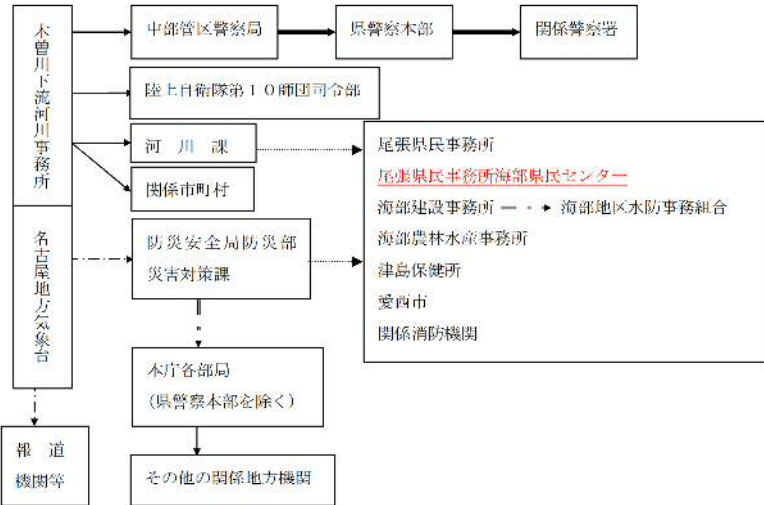


## (2) 木曾川（下流）

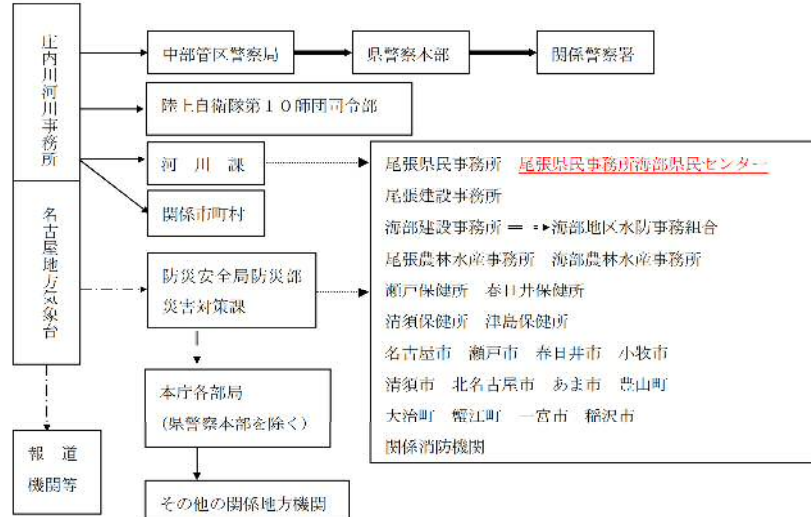


# 愛知県水防計画

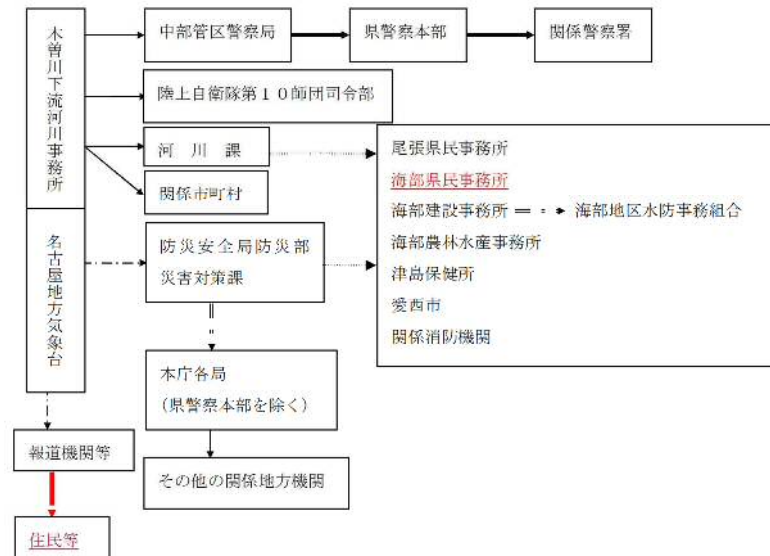
## (3) 長良川（下流）



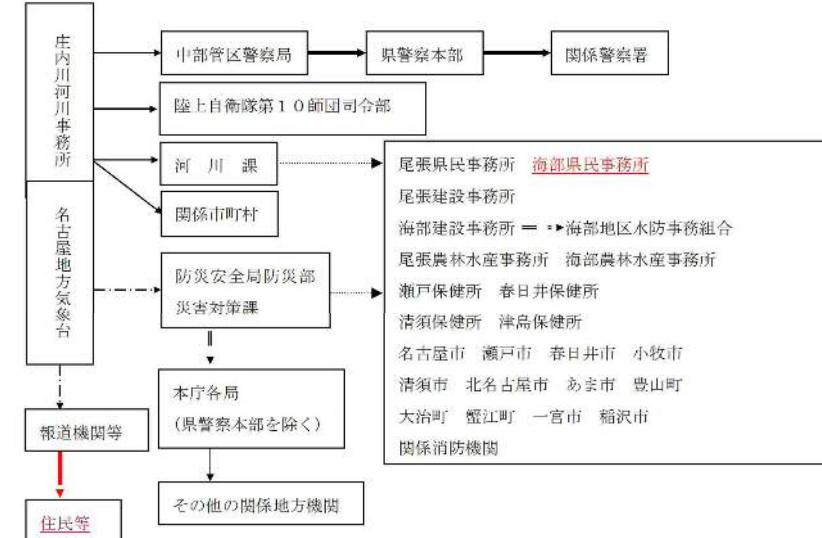
## (4) 庄内川



## (3) 長良川（下流）



## (4) 庄内川



愛知県水防計画

頁	変更前（令和元年度）	変更後（令和2年度）	備考
	<p>(5) 矢作川</p> <p>(6) 豊川及び豊川放水路</p>	<p>(5) 矢作川</p> <p>(6) 豊川及び豊川放水路</p>	

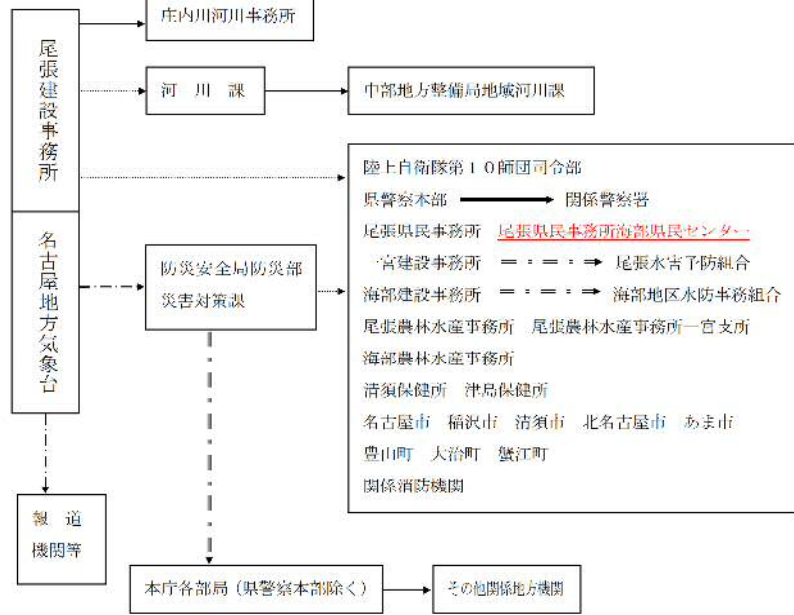


愛知県水防計画

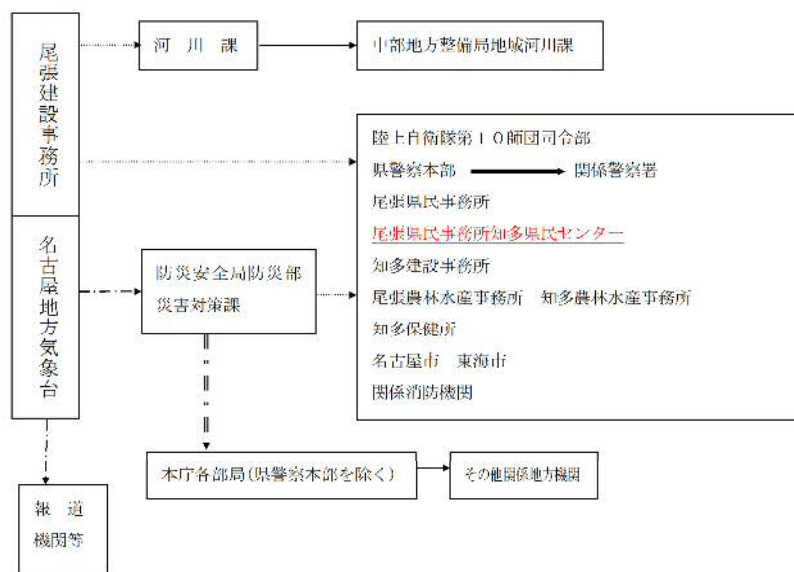
頁	変更前（令和元年度）	変更後（令和2年度）	備考
2	知事が指定した河川	2 知事が指定した河川	

# 愛知県水防計画

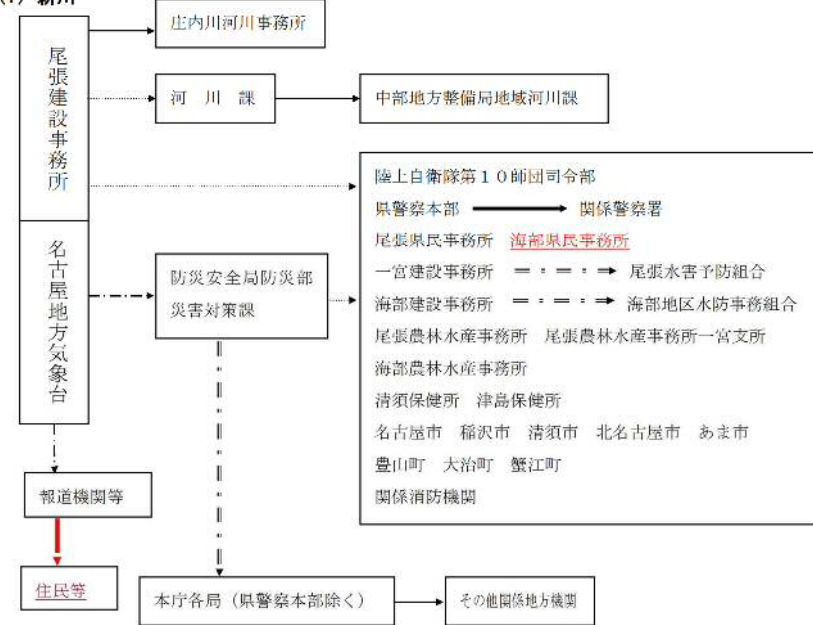
## (1) 新川



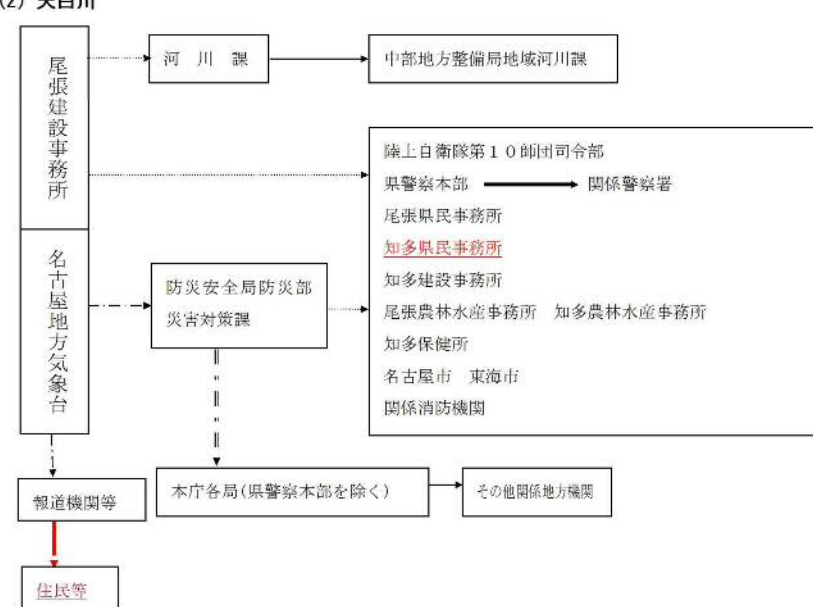
## (2) 天白川



## (1) 新川

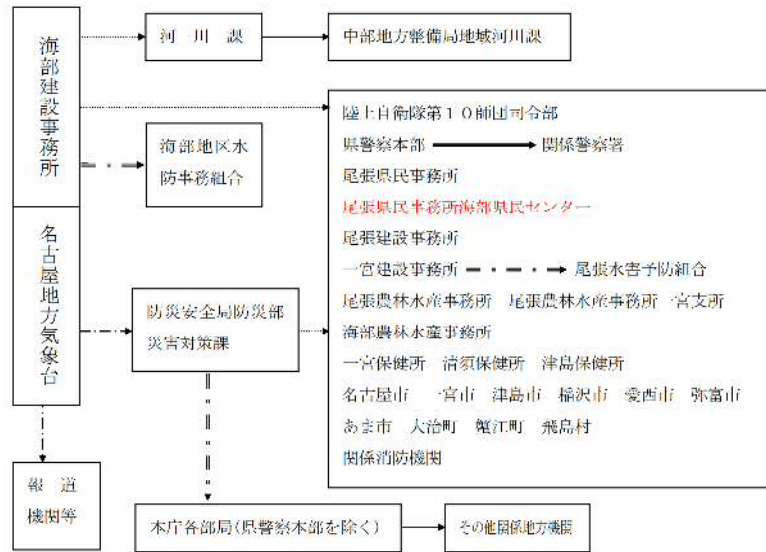


## (2) 天白川

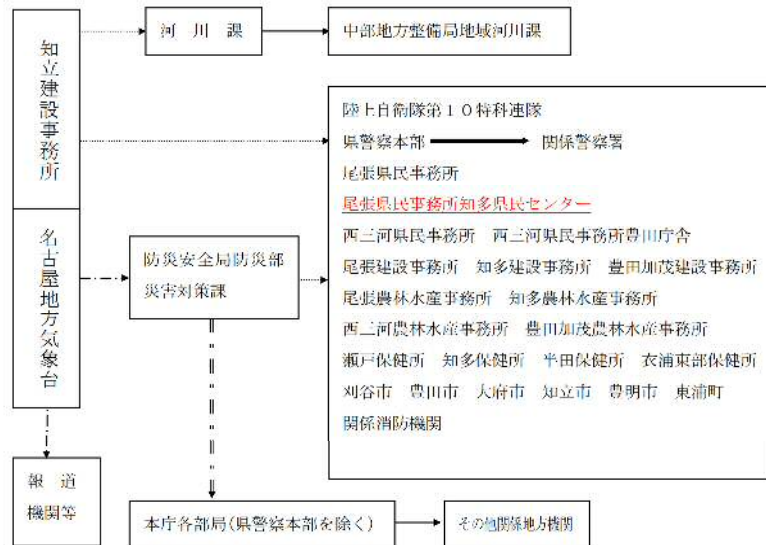


# 愛知県水防計画

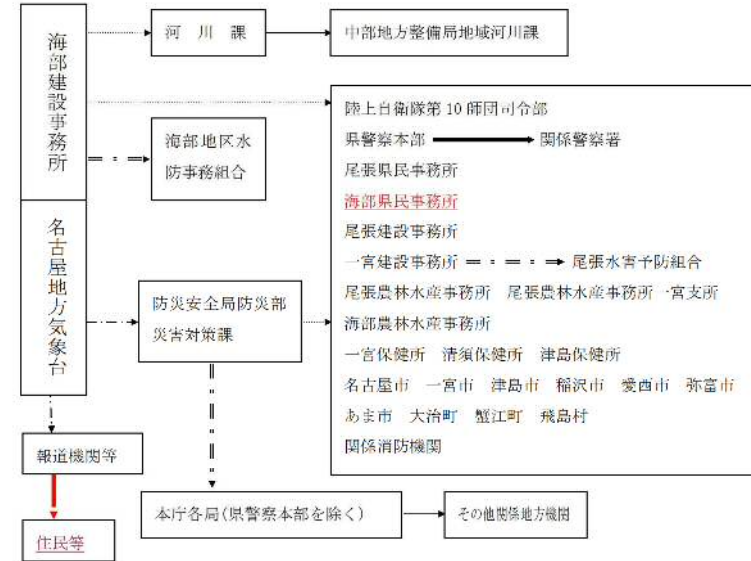
## (3) 日光川



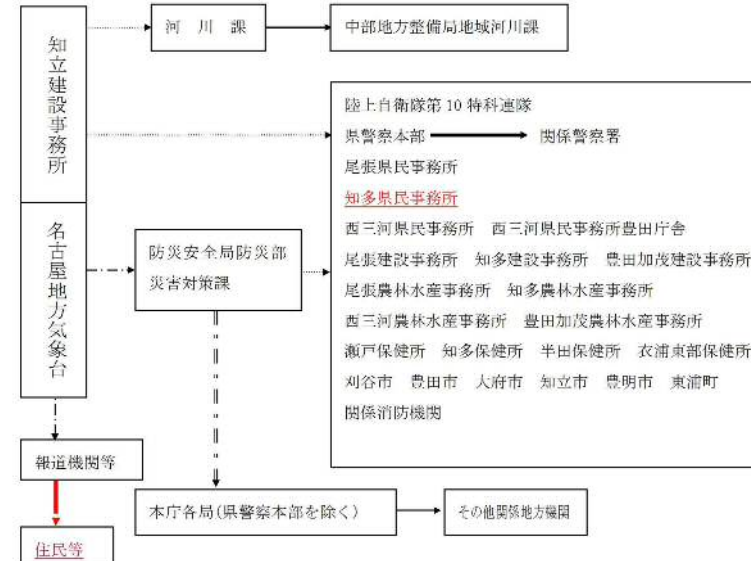
## (4) 境川及び逢妻川



## (3) 日光川



## (4) 境川及び逢妻川



愛知県水防計画

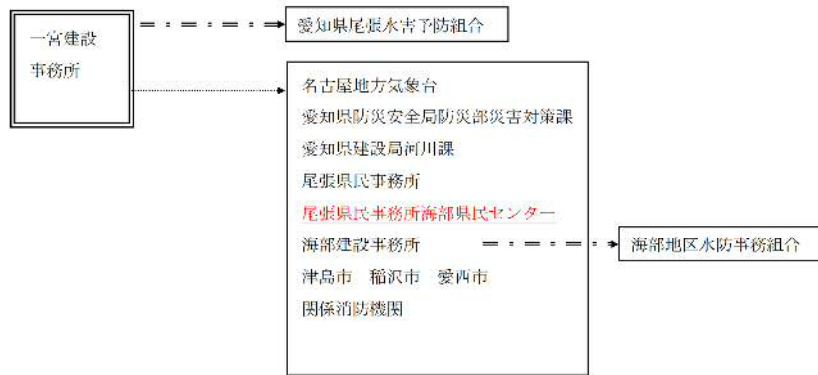
頁	変更前（令和元年度）	変更後（令和2年度）	備考																																																																										
	第九章 水位情報の周知	第九章 水位情報の周知																																																																											
199	<p><b>第三節 水位情報周知を行う水位観測所における基準水位</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川名</th> <th rowspan="2">観測所名</th> <th colspan="5">基準水位 (m)</th> <th rowspan="2">発表者</th> </tr> <tr> <th>水防団待機(通報)</th> <th>氾濫注意(警戒)</th> <th>出動</th> <th>避難判断</th> <th>氾濫危険(洪水特別警戒)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="8">(略)</td> </tr> <tr> <td>五条川</td> <td>春日 ※ (左岸6.40km付近)</td> <td>T.P. (3.10)</td> <td>T.P. (3.90)</td> <td>T.P. (4.60)</td> <td>T.P. <u>4.90</u></td> <td>T.P. <u>5.40</u></td> <td>尾張建設事務所長</td> </tr> <tr> <td colspan="8">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※五条川（春日）については平成26年4月8日付国交省通知国水環第2号に基づく水位改定を行っていません。</p>	河川名	観測所名	基準水位 (m)					発表者	水防団待機(通報)	氾濫注意(警戒)	出動	避難判断	氾濫危険(洪水特別警戒)	(略)								五条川	春日 ※ (左岸6.40km付近)	T.P. (3.10)	T.P. (3.90)	T.P. (4.60)	T.P. <u>4.90</u>	T.P. <u>5.40</u>	尾張建設事務所長	(略)								<p><b>第三節 水位情報周知を行う水位観測所における基準水位</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川名</th> <th rowspan="2">観測所名</th> <th colspan="5">基準水位 (m)</th> <th rowspan="2">発表者</th> </tr> <tr> <th>水防団待機(通報)</th> <th>氾濫注意(警戒)</th> <th>出動</th> <th>避難判断</th> <th>氾濫危険(洪水特別警戒)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="8">(略)</td> </tr> <tr> <td>五条川</td> <td>春日 (左岸6.40km付近)</td> <td>T.P. (3.10)</td> <td>T.P. (3.90)</td> <td>T.P. (4.60)</td> <td>T.P. <u>5.05</u></td> <td>T.P. <u>5.55</u></td> <td>尾張建設事務所長</td> </tr> <tr> <td colspan="8">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(削除)</p>	河川名	観測所名	基準水位 (m)					発表者	水防団待機(通報)	氾濫注意(警戒)	出動	避難判断	氾濫危険(洪水特別警戒)	(略)								五条川	春日 (左岸6.40km付近)	T.P. (3.10)	T.P. (3.90)	T.P. (4.60)	T.P. <u>5.05</u>	T.P. <u>5.55</u>	尾張建設事務所長	(略)								基準水位の見直し
河川名	観測所名			基準水位 (m)						発表者																																																																			
		水防団待機(通報)	氾濫注意(警戒)	出動	避難判断	氾濫危険(洪水特別警戒)																																																																							
(略)																																																																													
五条川	春日 ※ (左岸6.40km付近)	T.P. (3.10)	T.P. (3.90)	T.P. (4.60)	T.P. <u>4.90</u>	T.P. <u>5.40</u>	尾張建設事務所長																																																																						
(略)																																																																													
河川名	観測所名	基準水位 (m)					発表者																																																																						
		水防団待機(通報)	氾濫注意(警戒)	出動	避難判断	氾濫危険(洪水特別警戒)																																																																							
(略)																																																																													
五条川	春日 (左岸6.40km付近)	T.P. (3.10)	T.P. (3.90)	T.P. (4.60)	T.P. <u>5.05</u>	T.P. <u>5.55</u>	尾張建設事務所長																																																																						
(略)																																																																													
201	<p><b>第四節 水位情報伝達系統</b></p> <p><b>1 知事が水位情報の周知を行う河川</b> (略)</p> <p>(4) 内津川</p> <pre> graph LR     A[尾張建設事務所] --&gt; B[名古屋地方気象台 愛知県防災安全局防災部災害対策課 愛知県建設局河川課 尾張県民事務所 春日井市 関係消防機関]     </pre>	<p><b>第四節 水位情報伝達系統</b></p> <p><b>1 知事が水位情報の周知を行う河川</b> (略)</p> <p>(4) 内津川</p> <pre> graph LR     A[尾張建設事務所] --&gt; B[名古屋地方気象台 愛知県防災安全局防災部災害対策課 愛知県建設局河川課 尾張県民事務所 名古屋市 春日井市 関係消防機関]     </pre>	伝達系統の見直し																																																																										

愛知県水防計画

頁	変更前（令和元年度）	変更後（令和2年度）	備考
	<p>(5) 扇川</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 20px;">             尾張建設事務所         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 20px;">             名古屋地方気象台              愛知県防災安全局防災部災害対策課              愛知県建設局河川課              尾張県民事務所              名古屋市              関係消防機関         </div> <p>(8) 五条川</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 20px;">             尾張建設事務所         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 20px;">             名古屋地方気象台              尾張県民事務所              愛知県防災安全局防災部災害対策課              愛知県建設局河川課              尾張県民事務所海部県民センター         </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 20px;">             一宮建設事務所              海部建設事務所              名古屋市 一宮市              稲沢市 清須市              北名古屋市 あま市              大治町              関係消防機関         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 20px;">             愛知県尾張水害予防組合              海部地区水防事務組合         </div> </div>	<p>(5) 扇川</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 20px;">             尾張建設事務所         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 20px;">             名古屋地方気象台              愛知県防災安全局防災部災害対策課              愛知県建設局河川課              知多建設事務所              尾張県民事務所 知多県民事務所              名古屋市 東海市              関係消防機関         </div> <p>(8) 五条川</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 20px;">             尾張建設事務所         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 20px;">             名古屋地方気象台              尾張県民事務所              愛知県防災安全局防災部災害対策課              愛知県建設局河川課              海部県民事務所         </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 20px;">             一宮建設事務所              海部建設事務所              名古屋市 一宮市              稲沢市 清須市              北名古屋市 あま市              大治町              関係消防機関         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 20px;">             愛知県尾張水害予防組合              海部地区水防事務組合         </div> </div>	

# 愛知県水防計画

## (11) 領内川



## (12) 蟹江川



## (13) 福田川



## (11) 領内川



## (12) 蟹江川



## (13) 福田川



愛知県水防計画

頁	変更前（令和元年度）	変更後（令和2年度）	備考
(14) 阿久比川	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">知多建設事務所</div> <p>→</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     名古屋地方気象台                      愛知県防災安全局防災部災害対策課                      愛知県建設局河川課                      尾張県民事務所  <u>尾張県民事務所知多県民センター</u>                      半田市 阿久比町                      関係消防機関                 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">知多建設事務所</div> <p>→</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     名古屋地方気象台                      愛知県防災安全局防災部災害対策課                      愛知県建設局河川課                      尾張県民事務所  <u>知多県民事務所</u>                      半田市 阿久比町                      関係消防機関                 </div>	
(15) 矢作古川	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">西三河建設事務所</div> <p>→</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     名古屋地方気象台                      愛知県防災安全局防災部災害対策課                      愛知県建設局河川課                      西三河県民事務所                      西三河建設事務所西尾支所  <u>岡崎市</u> 西尾市                      関係消防機関                 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">西三河建設事務所</div> <p>→</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     名古屋地方気象台                      愛知県防災安全局防災部災害対策課                      愛知県建設局河川課                      西三河県民事務所                      西三河建設事務所西尾支所                      西尾市                      関係消防機関                 </div>	
(16) 乙川	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">西三河建設事務所</div> <p>→</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     名古屋地方気象台                      愛知県防災安全局防災部災害対策課                      愛知県建設局河川課                      西三河県民事務所                      岡崎市                      関係消防機関                 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">西三河建設事務所</div> <p>→</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     名古屋地方気象台                      愛知県防災安全局防災部災害対策課                      愛知県建設局河川課                      西三河県民事務所  <u>西三河建設事務所西尾支所</u>                      岡崎市 西尾市 幸田町                 </div>	

愛知県水防計画

頁	変更前（令和元年度）	変更後（令和2年度）	備考
	<p>(20) 逢妻女川</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>豊田加茂建設事務所</p> </div> <p>名古屋地方気象台 愛知県防災安全局防災部災害対策課 愛知県建設局河川課 西三河県民事務所 西三河県民事務所豊田庁舎 豊田市 みよし市 関係消防機関</p> <p>(21) 音羽川</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>東三河建設事務所</p> </div> <p>名古屋地方気象台 愛知県防災安全局防災部災害対策課 愛知県建設局河川課 東三河総局 豊川市 関係消防機関</p>	<p>(20) 逢妻女川</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>豊田加茂建設事務所</p> </div> <p>名古屋地方気象台 愛知県防災安全局防災部災害対策課 愛知県建設局河川課 西三河県民事務所 西三河県民事務所豊田庁舎 <u>知立建設事務所</u> <u>刈谷市</u> 豊田市 みよし市 関係消防機関</p> <p>(21) 音羽川</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>東三河建設事務所</p> </div> <p>名古屋地方気象台 愛知県防災安全局防災部災害対策課 愛知県建設局河川課 東三河総局 <u>豊橋市</u> 豊川市 関係消防機関</p>	
	<p>第十章 水防活動</p>	<p>第十章 水防活動</p>	
211	<p>第一節 雨量・水位・潮位の監視と通報</p> <p>1 要領</p> <p>(1) 水防本部の事務</p> <p>ア 愛知県テレメータシステムにより県内の降雨状況、水位・潮位情報を監視する。又、国土交通省の市町村向け川の防災情報により広域的な降雨状況を監視する。<u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 建設事務所の事務</p> <p>ア 愛知県テレメータシステムにより管内の降雨状況、管内河川の水位・流量の状況（以下「水位状況等」という。）を監視し、国土交通省の市町村向け川の防災情報により広域的な降雨状況、上流の水位・流量の情報（以下「水位情報等」という。）を監視する。<u>(追加)</u></p>	<p>第一節 雨量・水位・潮位の監視と通報</p> <p>1 要領</p> <p>(1) 水防本部の事務</p> <p>ア 愛知県テレメータシステムにより県内の降雨状況、水位・潮位情報を監視する。又、国土交通省の市町村向け川の防災情報により広域的な降雨状況を監視する。<u>一般財団法人河川情報センター「川の水位情報」により、県内の危機管理型水位計の水位情報を監視する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 建設事務所の事務</p> <p>ア 愛知県テレメータシステムにより管内の降雨状況、管内河川の水位・流量の状況（以下「水位状況等」という。）を監視し、国土交通省の市町村向け川の防災情報により広域的な降雨状況、上流の水位・流量の情報（以下「水位情報等」という。）を監視する。<u>また、一般</u></p>	<p>危機管理型 水位計の追加、 水位の見直しのため</p>



愛知県水防計画

頁	変更前（令和元年度）	変更後（令和2年度）	備考
	<p>(略)</p> <p><b>2 水位の通報及び公表</b> (略) (2) 水位の公表（法第12条第2項） 量水標管理者は洪水予報・水防警報・避難判断水位（特別警戒水位）情報伝達に係る基準観測局等からの水位情報を国土交通省ホームページ「川の防災情報」（<a href="http://www.river.go.jp">http://www.river.go.jp</a>）又は愛知県ホームページ「愛知県川の防災情報」（<a href="https://www.kasen-owari.jp/">https://www.kasen-owari.jp/</a>）に掲載し、公表する。</p> <p><b>3 愛知県水防テレメータシステム</b> (1) (略) (2)</p> <p>[雨量局 58局] [建設事務所等 9局] [水位局 93局] [潮位局 8局] 計 159局</p> <p><u>(追加)</u> (略)</p> <p><b>5 愛知県水防テレメータシステム水位観測局</b> (略)</p>	<p><u>財団法人河川情報センター「川の水位情報」により、管内の危機管理型水位計の水位情報を監視する。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>2 水位の通報及び公表</b> (略) (2) 水位の公表（法第12条第2項） 量水標管理者は洪水予報・水防警報・避難判断水位（特別警戒水位）情報伝達に係る基準観測局等からの水位情報を国土交通省ホームページ「川の防災情報」（<a href="http://www.river.go.jp">http://www.river.go.jp</a>）又は愛知県ホームページ「愛知県川の防災情報」（<a href="https://www.kasen-aichi.jp/">https://www.kasen-aichi.jp/</a>）に掲載し、公表する。</p> <p><b>3 愛知県水防テレメータシステム</b> (1) (略) (2)</p> <p>[雨量局 58局] [建設事務所等 9局] [水位局 93局] [潮位局 8局] 計 159局</p> <p><u>(愛知県水防テレメータシステムの他に、危機管理型水位計を104局設置している。)</u></p> <p>(略)</p> <p><b>5 愛知県水防テレメータシステム水位観測局</b> (略)</p>	

愛知県水防計画

頁		変更前 (令和元年度)															変更後 (令和2年度)															備考		
№	水系	河川名	観測所名	距離	所管	所在地	単位	河床高	0.5m	水防用待機水位 (第一基準)	既設警戒水位 (第二基準)	出水水位 (第三基準)	滞溜判断水位	既設警戒水位 (第四基準)	堤防高	№	水系	河川名	観測所名	距離	所管	所在地	単位	河床高	0.5m	水防用待機水位 (第一基準)	既設警戒水位 (第二基準)	出水水位 (第三基準)	滞溜判断水位	既設警戒水位 (第四基準)	堤防高			
1	目黒川	目黒川	目黒川内水位	-4/800	海部	海部郡島村大字梅之郷字宮家	TP a	-7.20	0.00	--	--	--	--	(1.5)	4.10	1	目黒川	目黒川	目黒川内水位	-4/800	海部	海部郡島村大字梅之郷字宮家	TP a	-7.20	0.00	--	--	--	--	(1.5)	4.10			
2	目黒川	目黒川	目黒川内水位	-4/800	海部	海部郡島村大字梅之郷字宮家	TP a	-4.50	0.00	--	--	--	--	(4.52)	6.00	2	目黒川	目黒川	目黒川内水位	-4/800	海部	海部郡島村大字梅之郷字宮家	TP a	-4.50	0.00	--	--	--	--	(4.52)	6.00			
3	目黒川	★津瀬	9/600	海部	海部郡島村大字梅之郷字宮家	TP a	-3.10	0.00	★0.90	★1.30	★1.50	★1.50	★1.50	★1.50	3.04	3	目黒川	★津瀬	9/600	海部	海部郡島村大字梅之郷字宮家	TP a	-3.10	0.00	★0.90	★1.30	★1.50	★1.50	★1.50	★1.50	★1.50	3.04		
4	目黒川	★井田	19/750	一宮	一宮市萩原町大字西吉田1番地	TP a	-0.46	0.00	★1.70	★2.30	★2.60	★2.90	★2.90	★2.90	4.40	4	目黒川	★井田	19/750	一宮	一宮市萩原町大字西吉田1番地	TP a	-0.46	0.00	★1.70	★2.30	★2.60	★2.90	★2.90	★2.90	★2.90	4.40		
5	目黒川	三条	23/400	一宮	一宮市西土城秋倉西前田	TP a	0.07	0.00	(2.03)	(2.90)	(3.59)	--	--	(4.66)	5.44	5	目黒川	三条	23/400	一宮	一宮市西土城秋倉西前田	TP a	0.07	0.00	(2.03)	(2.90)	(3.59)	--	--	(4.66)	5.44			
6	豊太川	豊太	2/000	海部	海部郡豊江町大字新千秋屋敷412番4地先	TP a	-5.50	0.00	--	--	--	--	--	(-2.45)	-2.30	6	豊太川	豊太	2/000	海部	海部郡豊江町大字新千秋屋敷412番4地先	TP a	-5.50	0.00	--	--	--	--	(-2.45)	-2.30				
7	豊太川	樋田	1/000	海部	名古屋港区堀田2丁目16番地先	TP a	-3.70	0.00	--	--	--	--	--	(1.50)	1.50	7	豊太川	樋田	1/000	海部	名古屋港区堀田2丁目16番地先	TP a	-3.70	0.00	--	--	--	--	(1.50)	1.50				
8	豊太川	★新巻	10/000	海部	名古屋港区堀田2丁目16番地先	TP a	1.69	0.00	(-0.10)	(0.25)	(0.60)	★0.70	★0.70	★0.70	1.95	8	豊太川	★新巻	10/000	海部	名古屋港区堀田2丁目16番地先	TP a	1.69	0.00	(-0.10)	(0.25)	(0.60)	★0.70	★0.70	★0.70	1.95			
9	豊太川	菅原	4/800	海部	海部郡豊江町大字須賀字ノ郷313-1	TP a	-2.60	0.00	--	--	--	--	--	(0.80)	2.30	9	豊太川	菅原	4/800	海部	海部郡豊江町大字須賀字ノ郷313-1	TP a	-2.60	0.00	--	--	--	--	(0.80)	2.30				
10	豊太川	★本田	-9/200	海部	海部郡豊江町大字須賀字ノ郷313-1	TP a	-4.70	0.00	--	--	--	--	--	(0.20)	3.70	10	豊太川	★本田	-9/200	海部	海部郡豊江町大字須賀字ノ郷313-1	TP a	-4.70	0.00	--	--	--	--	(0.20)	3.70				
11	豊太川	★本田	9/880	海部	あま市金谷355番地先	TP a	-0.70	0.00	(0.50)	(0.90)	(1.20)	★1.30	★1.30	★1.30	2.25	11	豊太川	★本田	9/880	海部	あま市金谷355番地先	TP a	-0.70	0.00	(0.50)	(0.90)	(1.20)	★1.30	★1.30	★1.30	2.25			
12	日比川	日比	1/440	一宮	津島市常楽町字九日田489番地先	TP a	-2.20	0.00	(0.70)	(1.10)	(1.60)	--	--	(2.03)	2.80	12	日比川	日比	1/440	一宮	津島市常楽町字九日田489番地先	TP a	-2.20	0.00	(0.70)	(1.10)	(1.60)	--	--	(2.03)	2.80			
13	三宅川	井瀬	4/250	一宮	稲沢市井瀬町東町地先	TP a	-0.50	0.00	(0.60)	(1.10)	(1.40)	--	--	(2.00)	2.80	13	三宅川	井瀬	4/250	一宮	稲沢市井瀬町東町地先	TP a	-0.50	0.00	(0.60)	(1.10)	(1.40)	--	--	(2.00)	2.80			
14	内津川	御前	0/670	一宮	稲沢市平和町藤橋新田地先	TP a	-2.98	0.00	(0.50)	(0.80)	(1.10)	--	--	(1.50)	2.50	14	内津川	御前	0/670	一宮	稲沢市平和町藤橋新田地先	TP a	-2.98	0.00	(0.50)	(0.80)	(1.10)	--	--	(1.50)	2.50			
15	内津川	★祖文江	6/840	一宮	稲沢市祖文江町大牧三反田	TP a	-2.00	0.00	(0.10)	(0.75)	(1.30)	★1.60	★1.60	★1.60	3.04	15	内津川	★祖文江	6/840	一宮	稲沢市祖文江町大牧三反田	TP a	-2.00	0.00	(0.10)	(0.75)	(1.30)	★1.60	★1.60	★1.60	3.04			
16	内津川	豊川	0/000	海部	弥富市東栄広丁目40番の2	TP a	-3.10	0.00	--	--	--	--	--	(-1.20)	0.27	16	内津川	豊川	0/000	海部	弥富市東栄広丁目40番の2	TP a	-3.10	0.00	--	--	--	--	(-1.20)	0.27				
17	水曽川	新巻川	1/300	一宮	大山市大字大宇字一本杉33番地の3地先	河川a	-0.33	(1.30)	(2.00)	(2.60)	--	--	--	(3.50)	4.45	17	水曽川	新巻川	1/300	一宮	大山市大字大宇字一本杉33番地の3地先	河川a	-0.33	(1.30)	(2.00)	(2.60)	--	--	--	(3.50)	4.45			
18	新巻川	羽原	3/620	一宮	大山市羽原町新山地先	河川a	0.00	89.44	TP93.72m	TP91.42m	TP92.20m	--	--	TP92.50m	TP93.98m	18	新巻川	羽原	3/620	一宮	大山市羽原町新山地先	河川a	0.00	89.44	TP93.72m	TP91.42m	TP92.20m	--	--	TP92.50m	TP93.98m			
19	庄内川	新川	新川字一色	3/250	尾張	名古屋市中川区下之一色町三角地先	TP a	-4.20	0.00	(1.80)	(2.40)	(2.90)	--	--	(3.60)	5.00	19	庄内川	新川	新川字一色	3/250	尾張	名古屋市中川区下之一色町三角地先	TP a	-4.20	0.00	(1.80)	(2.40)	(2.90)	--	--	(3.60)	5.00	
20	庄内川	大田	11/250	尾張	海部郡大田町八ツ屋東田50番地先	TP a	-2.10	0.00	(1.20)	(2.10)	(2.90)	--	--	(4.00)	5.00	20	庄内川	大田	11/250	尾張	海部郡大田町八ツ屋東田50番地先	TP a	-2.10	0.00	(1.20)	(2.10)	(2.90)	--	--	(4.00)	5.00			
21	水堀川	★東川内水位	16/000	尾張	津原市阿原内	TP a	-2.40	0.00	★3.00	★3.40	★3.90	★4.40	★4.40	★5.20	6.20	21	水堀川	★東川内水位	16/000	尾張	津原市阿原内	TP a	-2.40	0.00	★3.00	★3.40	★3.90	★4.40	★4.40	★5.20	6.20			
22	水堀川	水堀川内水位	0/000	尾張	津原市阿原内	TP a	-2.70	0.00	(1.50)	(2.60)	(3.00)	--	--	(3.30)	3.40	22	水堀川	水堀川内水位	0/000	尾張	津原市阿原内	TP a	-2.70	0.00	(1.50)	(2.60)	(3.00)	--	--	(3.30)	3.40			
23	新川	★東川内水位	20/800	尾張	北名古屋市東久地野横観地先	TP a	-0.50	0.00	(3.20)	(4.50)	(4.40)	--	--	(6.57)	7.80	23	新川	★東川内水位	20/800	尾張	北名古屋市東久地野横観地先	TP a	-0.50	0.00	(3.20)	(4.50)	(4.40)	--	--	(6.57)	7.80			
24	五条川	一色	4/700	尾張	津原市一色内	TP a	0.00	0.00	--	--	--	--	--	--	5.85	24	五条川	一色	4/700	尾張	津原市一色内	TP a	0.00	0.00	--	--	--	--	--	--	5.85			
25	★春日	6/650	尾張	津原市春日町127番1地先	TP a	1.60	0.00	(3.10)	(3.90)	(4.60)	★4.50	★4.50	★4.50	★4.50	7.20	25	★春日	6/650	尾張	津原市春日町127番1地先	TP a	1.60	0.00	(3.10)	(3.90)	(4.60)	★4.50	★4.50	★4.50	★4.50	7.20			
26	★春日	18/700	尾張	江南市小杉町地先	河川a	-0.12	(0.80)	(1.20)	(1.60)	--	--	--	--	(2.20)	2.70	26	★春日	18/700	尾張	江南市小杉町地先	河川a	-0.12	(0.80)	(1.20)	(1.60)	--	--	--	--	(2.20)	2.70			
27	★春日	13/710	一宮	宮市青野町御田地先	河川a	0.00	11.62	TP12.42m	TP12.82m	TP13.22m	--	--	--	TP13.52m	TP14.32m	27	★春日	13/710	一宮	宮市青野町御田地先	河川a	0.00	11.62	TP12.42m	TP12.82m	TP13.22m	--	--	--	TP13.52m	TP14.32m			
28	香木川	★井田	2/080	一宮	一宮市丹陽町九日市場	河川a	0.24	(1.70)	(2.40)	(2.90)	★3.35	★3.35	★3.35	★3.35	4.25	28	香木川	★井田	2/080	一宮	一宮市丹陽町九日市場	河川a	0.24	(1.70)	(2.40)	(2.90)	★3.35	★3.35	★3.35	★3.35	4.25			
							TP 2.70m	2.46	TP 4.16m	TP 4.86m	TP 5.36m	TP 5.81m	TP 6.16m	TP 6.71m																				

愛知県水防計画

Table with 4 columns: 頁, 変更前 (令和元年度), 変更後 (令和2年度), 備考

Table of water defense measures for the previous year (令和元年度), including details like river name, location, and numerical data.

Table of water defense measures for the previous year (令和元年度), continuing the list of measures.

6 愛知県水防テレメータシステム潮位観測局

(略) (追加)

Table of water defense measures for the current year (令和2年度), including details like river name, location, and numerical data.

Table of water defense measures for the current year (令和2年度), continuing the list of measures.

6 愛知県水防テレメータシステム潮位観測局

(略) (追加)

7 危機管理型水位計

(1) 概要

洪水時のみの水位観測に特化した、機器の小型化や通信機器等のコストを低減した水位計。

水位情報は、一般財団法人河川情報センターホームページ「川の水位情報」(https://k.river.go.jp/)に掲載する。

愛知県水防計画

頁	変更前（令和元年度）	変更後（令和2年度）	備考																																																																																																																											
		<u>〔水位計104基〕（令和2年4月1日現在）</u>																																																																																																																												
		<u>(2) 水位計一覧</u>																																																																																																																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1104 316 1171 391">No.</th> <th data-bbox="1171 316 1265 391">所管</th> <th data-bbox="1265 316 1400 391">水系名</th> <th data-bbox="1400 316 1534 391">河川名</th> <th data-bbox="1534 316 1736 391">設置箇所</th> <th data-bbox="1736 316 1966 391">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1</u></td> <td rowspan="17">尾張</td> <td>天白川</td> <td>繁盛川</td> <td>モ子口橋</td> <td>名古屋市・日進市</td> </tr> <tr> <td><u>2</u></td> <td rowspan="10">庄内川</td> <td rowspan="3">矢田川</td> <td>本地大橋</td> <td rowspan="3">瀬戸市</td> </tr> <tr> <td><u>3</u></td> <td>瀬戸川</td> <td>記念橋</td> </tr> <tr> <td><u>4</u></td> <td>水野川</td> <td>水野大橋</td> </tr> <tr> <td><u>5</u></td> <td>西行堂川</td> <td>牛山新田橋</td> <td rowspan="4">春日井市</td> </tr> <tr> <td><u>6</u></td> <td>内津川</td> <td>厚金橋</td> </tr> <tr> <td><u>7</u></td> <td>地藏川</td> <td>弥生公園橋</td> </tr> <tr> <td><u>8</u></td> <td>大山川</td> <td>高畑上橋</td> <td rowspan="3">小牧市</td> </tr> <tr> <td><u>9</u></td> <td>薬師川</td> <td>新金井戸橋</td> </tr> <tr> <td><u>10</u></td> <td>矢戸川</td> <td>正眼寺橋</td> </tr> <tr> <td><u>11</u></td> <td></td> <td>天神川</td> <td>天神川1号橋</td> <td>尾張旭市</td> </tr> <tr> <td><u>12</u></td> <td></td> <td>境川</td> <td>皆瀬川</td> <td>姥子橋</td> <td>豊明市</td> </tr> <tr> <td><u>13</u></td> <td></td> <td rowspan="2">天白川</td> <td>天白川</td> <td>新大正橋</td> <td rowspan="2">日進市</td> </tr> <tr> <td><u>14</u></td> <td></td> <td></td> <td>米野木橋</td> </tr> <tr> <td><u>15</u></td> <td></td> <td rowspan="3">庄内川</td> <td>新中江川</td> <td>昭聖橋</td> <td>小牧市・北名古屋市</td> </tr> <tr> <td><u>16</u></td> <td></td> <td>水場川</td> <td>水場橋</td> <td>清須市・北名古屋市</td> </tr> <tr> <td><u>17</u></td> <td></td> <td>香流川</td> <td>下川原橋</td> <td>名古屋市・長久手市</td> </tr> <tr> <td><u>18</u></td> <td rowspan="9">一宮</td> <td rowspan="3">日光川</td> <td>日光川</td> <td>田待橋</td> <td rowspan="3">一宮市</td> </tr> <tr> <td><u>19</u></td> <td></td> <td>光堂川</td> <td>光堂橋</td> </tr> <tr> <td><u>20</u></td> <td></td> <td>野府川</td> <td>妙見橋</td> </tr> <tr> <td><u>21</u></td> <td></td> <td rowspan="3">庄内川</td> <td>青木川</td> <td>日吉橋（赤池）</td> <td rowspan="3">犬山市</td> </tr> <tr> <td><u>22</u></td> <td></td> <td>薬師川</td> <td>二ノ宮橋</td> </tr> <tr> <td><u>23</u></td> <td></td> <td>青木川</td> <td>報国橋</td> <td rowspan="2">江南市</td> </tr> <tr> <td><u>24</u></td> <td></td> <td>日光川</td> <td>日光川除塵機</td> </tr> <tr> <td><u>25</u></td> <td></td> <td rowspan="2">庄内川</td> <td>五条川</td> <td>曾本橋</td> <td rowspan="2">扶桑町</td> </tr> <tr> <td><u>26</u></td> <td></td> <td>青木川</td> <td>無名橋</td> </tr> </tbody> </table>	No.	所管	水系名	河川名	設置箇所	市町村	<u>1</u>	尾張	天白川	繁盛川	モ子口橋	名古屋市・日進市	<u>2</u>	庄内川	矢田川	本地大橋	瀬戸市	<u>3</u>	瀬戸川	記念橋	<u>4</u>	水野川	水野大橋	<u>5</u>	西行堂川	牛山新田橋	春日井市	<u>6</u>	内津川	厚金橋	<u>7</u>	地藏川	弥生公園橋	<u>8</u>	大山川	高畑上橋	小牧市	<u>9</u>	薬師川	新金井戸橋	<u>10</u>	矢戸川	正眼寺橋	<u>11</u>		天神川	天神川1号橋	尾張旭市	<u>12</u>		境川	皆瀬川	姥子橋	豊明市	<u>13</u>		天白川	天白川	新大正橋	日進市	<u>14</u>			米野木橋	<u>15</u>		庄内川	新中江川	昭聖橋	小牧市・北名古屋市	<u>16</u>		水場川	水場橋	清須市・北名古屋市	<u>17</u>		香流川	下川原橋	名古屋市・長久手市	<u>18</u>	一宮	日光川	日光川	田待橋	一宮市	<u>19</u>		光堂川	光堂橋	<u>20</u>		野府川	妙見橋	<u>21</u>		庄内川	青木川	日吉橋（赤池）	犬山市	<u>22</u>		薬師川	二ノ宮橋	<u>23</u>		青木川	報国橋	江南市	<u>24</u>		日光川	日光川除塵機	<u>25</u>		庄内川	五条川	曾本橋	扶桑町	<u>26</u>		青木川	無名橋	
No.	所管	水系名	河川名	設置箇所	市町村																																																																																																																									
<u>1</u>	尾張	天白川	繁盛川	モ子口橋	名古屋市・日進市																																																																																																																									
<u>2</u>		庄内川	矢田川	本地大橋	瀬戸市																																																																																																																									
<u>3</u>				瀬戸川		記念橋																																																																																																																								
<u>4</u>				水野川		水野大橋																																																																																																																								
<u>5</u>			西行堂川	牛山新田橋	春日井市																																																																																																																									
<u>6</u>			内津川	厚金橋																																																																																																																										
<u>7</u>			地藏川	弥生公園橋																																																																																																																										
<u>8</u>			大山川	高畑上橋		小牧市																																																																																																																								
<u>9</u>			薬師川	新金井戸橋																																																																																																																										
<u>10</u>			矢戸川	正眼寺橋																																																																																																																										
<u>11</u>				天神川	天神川1号橋	尾張旭市																																																																																																																								
<u>12</u>			境川	皆瀬川	姥子橋	豊明市																																																																																																																								
<u>13</u>			天白川	天白川	新大正橋	日進市																																																																																																																								
<u>14</u>					米野木橋																																																																																																																									
<u>15</u>			庄内川	新中江川	昭聖橋	小牧市・北名古屋市																																																																																																																								
<u>16</u>				水場川	水場橋	清須市・北名古屋市																																																																																																																								
<u>17</u>				香流川	下川原橋	名古屋市・長久手市																																																																																																																								
<u>18</u>	一宮	日光川	日光川	田待橋	一宮市																																																																																																																									
<u>19</u>				光堂川		光堂橋																																																																																																																								
<u>20</u>				野府川		妙見橋																																																																																																																								
<u>21</u>			庄内川	青木川	日吉橋（赤池）	犬山市																																																																																																																								
<u>22</u>				薬師川	二ノ宮橋																																																																																																																									
<u>23</u>				青木川	報国橋		江南市																																																																																																																							
<u>24</u>			日光川	日光川除塵機																																																																																																																										
<u>25</u>			庄内川	五条川	曾本橋	扶桑町																																																																																																																								
<u>26</u>				青木川	無名橋																																																																																																																									

愛知県水防計画

頁	変更前（令和元年度）	変更後（令和2年度）				備考		
		<a href="#">27</a>	<a href="#">日光川</a>	<a href="#">福田川</a>	<a href="#">無名橋</a>	<a href="#">稲沢市</a>		
		<a href="#">28</a>		<a href="#">三宅川</a>	<a href="#">大和橋</a>			
		<a href="#">29</a>		<a href="#">領内川</a>	<a href="#">甲橋（祖父江）</a>			
		<a href="#">30</a>	<a href="#">庄内川</a>	<a href="#">五条川</a>	<a href="#">昭和橋</a>	<a href="#">岩倉市</a>		
		<a href="#">31</a>			<a href="#">出逢橋（曾野）</a>			
		<a href="#">32</a>		<a href="#">合瀬川</a>	<a href="#">長蔵橋</a>	<a href="#">大口町</a>		
		<a href="#">33</a>		<a href="#">五条川</a>	<a href="#">大之瀬橋</a>			
		<a href="#">34</a>		<a href="#">万願寺橋</a>				
		<a href="#">35</a>		<a href="#">甚左橋</a>				
		<a href="#">36</a>	<a href="#">海部</a>	<a href="#">日光川</a>	<a href="#">新堀川</a>	<a href="#">喜楽橋</a>	<a href="#">津島市</a>	
		<a href="#">37</a>			<a href="#">善太川</a>	<a href="#">埋田橋</a>		
		<a href="#">38</a>				<a href="#">善太川歩道橋</a>	<a href="#">愛西市</a>	
		<a href="#">39</a>			<a href="#">蟹江川</a>	<a href="#">下田橋</a>	<a href="#">あま市</a>	
		<a href="#">40</a>				<a href="#">木田</a>		
		<a href="#">41</a>			<a href="#">福田川</a>	<a href="#">新居屋</a>		
		<a href="#">42</a>				<a href="#">七宝大橋</a>	<a href="#">あま市・大治町</a>	
		<a href="#">43</a>				<a href="#">出合橋</a>	<a href="#">蟹江町</a>	
		<a href="#">44</a>		<a href="#">蟹江川</a>	<a href="#">三明橋</a>			
		<a href="#">45</a>	<a href="#">知多</a>	<a href="#">稗田川</a>	<a href="#">稗田川</a>	<a href="#">大川橋</a>	<a href="#">半田市</a>	
		<a href="#">46</a>			<a href="#">神戸川</a>	<a href="#">神戸川</a>		<a href="#">成岩橋</a>
		<a href="#">47</a>			<a href="#">矢田川</a>	<a href="#">矢田川</a>	<a href="#">矢田橋</a>	<a href="#">常滑市</a>
		<a href="#">48</a>			<a href="#">信濃川</a>	<a href="#">信濃川</a>	<a href="#">東信濃橋</a>	<a href="#">東海市</a>
		<a href="#">49</a>			<a href="#">大田川</a>	<a href="#">大田川</a>	<a href="#">木田橋</a>	
		<a href="#">50</a>			<a href="#">日長川</a>	<a href="#">日長川</a>	<a href="#">東海渡橋</a>	<a href="#">知多市</a>
		<a href="#">51</a>			<a href="#">信濃川</a>	<a href="#">信濃川</a>	<a href="#">長曾橋</a>	
		<a href="#">52</a>			<a href="#">須賀川</a>	<a href="#">須賀川</a>	<a href="#">蔵橋</a>	<a href="#">東浦町</a>
		<a href="#">53</a>			<a href="#">境川</a>	<a href="#">境川</a>	<a href="#">刈谷境橋</a>	
		<a href="#">54</a>				<a href="#">五ヶ村川</a>	<a href="#">緒川橋</a>	
		<a href="#">55</a>			<a href="#">山海川</a>	<a href="#">山海川</a>	<a href="#">月の輪橋</a>	<a href="#">南知多町</a>
		<a href="#">56</a>		<a href="#">内海川</a>	<a href="#">内海川</a>	<a href="#">名切橋</a>		
		<a href="#">57</a>		<a href="#">布土川</a>	<a href="#">布土川</a>	<a href="#">木部橋</a>	<a href="#">美浜町</a>	

愛知県水防計画

頁	変更前（令和元年度）	変更後（令和2年度）				備考
		<a href="#">58</a>	<a href="#">新江川</a>	<a href="#">新江川</a>	<a href="#">河浦橋</a>	
		<a href="#">59</a>	<a href="#">大川</a>	<a href="#">大川</a>	<a href="#">古布橋</a>	
	<a href="#">西三河</a>	<a href="#">60</a>	<a href="#">矢作川</a>	<a href="#">広田川</a>	<a href="#">井上橋</a>	<a href="#">岡崎市</a>
		<a href="#">61</a>		<a href="#">乙川</a>	<a href="#">殿橋</a>	
		<a href="#">62</a>			<a href="#">大平</a>	
		<a href="#">63</a>		<a href="#">安藤川</a>	<a href="#">中井橋</a>	
		<a href="#">64</a>	<a href="#">矢崎川</a>	<a href="#">矢崎川</a>	<a href="#">饗庭新橋</a>	<a href="#">西尾市</a>
		<a href="#">65</a>	<a href="#">北浜川</a>	<a href="#">二の沢川</a>	<a href="#">宮東橋</a>	
		<a href="#">66</a>	<a href="#">矢作川</a>	<a href="#">矢作古川</a>	<a href="#">大富橋</a>	
		<a href="#">67</a>			<a href="#">小島</a>	
		<a href="#">68</a>			<a href="#">上横須賀矢作</a>	
		<a href="#">69</a>		<a href="#">広田川</a>	<a href="#">永良</a>	
		<a href="#">70</a>			<a href="#">観音橋</a>	<a href="#">幸田町</a>
		<a href="#">71</a>		<a href="#">相見川</a>	<a href="#">高力橋</a>	
	<a href="#">知立</a>	<a href="#">72</a>	<a href="#">高浜川</a>	<a href="#">新川</a>	<a href="#">浜尾橋</a>	<a href="#">碧南市</a>
		<a href="#">73</a>	<a href="#">前川</a>	<a href="#">前川</a>	<a href="#">清水橋</a>	<a href="#">刈谷市</a>
		<a href="#">74</a>		<a href="#">江添川</a>	<a href="#">依高橋</a>	
		<a href="#">75</a>	<a href="#">境川</a>	<a href="#">茶屋川</a>	<a href="#">築溜橋</a>	
		<a href="#">76</a>	<a href="#">矢作川</a>	<a href="#">西鹿乗川</a>	<a href="#">西鹿乗橋</a>	<a href="#">安城市</a>
		<a href="#">77</a>	<a href="#">高浜川</a>	<a href="#">半場川</a>	<a href="#">城藤橋</a>	
		<a href="#">78</a>	<a href="#">猿渡川</a>	<a href="#">猿渡川</a>	<a href="#">井畑橋</a>	
		<a href="#">79</a>		<a href="#">吹戸川</a>	<a href="#">吹戸橋</a>	<a href="#">知立市</a>
		<a href="#">80</a>		<a href="#">猿渡川</a>	<a href="#">猿渡川 六反橋</a>	
		<a href="#">81</a>	<a href="#">高浜川</a>	<a href="#">稗田川</a>	<a href="#">法響橋</a>	<a href="#">高浜市</a>
	<a href="#">豊田加</a>	<a href="#">82</a>	<a href="#">矢作川</a>	<a href="#">矢作川</a>	<a href="#">新富国橋</a>	<a href="#">豊田市</a>
	<a href="#">茂</a>	<a href="#">83</a>	<a href="#">境川</a>	<a href="#">逢妻男川</a>	<a href="#">駅前橋</a>	
		<a href="#">84</a>		<a href="#">逢妻女川</a>	<a href="#">新田橋</a>	
		<a href="#">85</a>			<a href="#">千足</a>	
		<a href="#">86</a>	<a href="#">矢作川</a>	<a href="#">籠川</a>	<a href="#">京町</a>	
		<a href="#">87</a>	<a href="#">境川</a>	<a href="#">境川</a>	<a href="#">川原橋</a>	<a href="#">みよし市</a>
		<a href="#">88</a>	<a href="#">豊川</a>	<a href="#">宇連川</a>	<a href="#">大橋</a>	<a href="#">新城市</a>

愛知県水防計画

頁	変更前（令和元年度）	変更後（令和2年度）	備考																																																																								
		<table border="1"> <tr> <td>89</td> <td rowspan="2">新城設 楽</td> <td>矢作川</td> <td>名倉川</td> <td>下沼橋（町道浜井 場下沼線）</td> <td>設楽町</td> </tr> <tr> <td>90</td> <td>天竜川</td> <td>大千瀬川</td> <td>新橋</td> <td>東栄町</td> </tr> <tr> <td>91</td> <td></td> <td></td> <td>大入川</td> <td>黒川橋</td> <td>豊根村</td> </tr> <tr> <td>92</td> <td rowspan="10">東三河</td> <td rowspan="3">梅田川</td> <td rowspan="3">梅田川</td> <td>摩耶橋</td> <td rowspan="3">豊橋市</td> </tr> <tr> <td>93</td> <td>道賢田橋</td> </tr> <tr> <td>94</td> <td>浜道</td> </tr> <tr> <td>95</td> <td>柳生川</td> <td>柳生川</td> <td>花田</td> <td rowspan="7">豊川市</td> </tr> <tr> <td>96</td> <td>豊川</td> <td>善光寺川</td> <td>善光寺橋</td> </tr> <tr> <td>97</td> <td>佐奈川</td> <td>帯川</td> <td>新町橋</td> </tr> <tr> <td>98</td> <td></td> <td>佐奈川</td> <td>佐土</td> </tr> <tr> <td>99</td> <td>音羽川</td> <td>白川</td> <td>市田橋</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td></td> <td>音羽川</td> <td>国府</td> </tr> <tr> <td>101</td> <td>西田川</td> <td>西田川</td> <td>昭和橋</td> <td rowspan="2">蒲郡市</td> </tr> <tr> <td>102</td> <td>落合川</td> <td>落合川</td> <td>大坪橋</td> </tr> <tr> <td>103</td> <td></td> <td>汐川</td> <td>汐川</td> <td>西野橋</td> <td rowspan="2">田原市</td> </tr> <tr> <td>104</td> <td></td> <td>蜷川</td> <td>蜷川</td> <td>太神橋</td> </tr> </table>	89	新城設 楽	矢作川	名倉川	下沼橋（町道浜井 場下沼線）	設楽町	90	天竜川	大千瀬川	新橋	東栄町	91			大入川	黒川橋	豊根村	92	東三河	梅田川	梅田川	摩耶橋	豊橋市	93	道賢田橋	94	浜道	95	柳生川	柳生川	花田	豊川市	96	豊川	善光寺川	善光寺橋	97	佐奈川	帯川	新町橋	98		佐奈川	佐土	99	音羽川	白川	市田橋	100		音羽川	国府	101	西田川	西田川	昭和橋	蒲郡市	102	落合川	落合川	大坪橋	103		汐川	汐川	西野橋	田原市	104		蜷川	蜷川	太神橋	
89	新城設 楽	矢作川	名倉川		下沼橋（町道浜井 場下沼線）	設楽町																																																																					
90		天竜川	大千瀬川	新橋	東栄町																																																																						
91			大入川	黒川橋	豊根村																																																																						
92	東三河	梅田川	梅田川	摩耶橋	豊橋市																																																																						
93				道賢田橋																																																																							
94				浜道																																																																							
95		柳生川	柳生川	花田	豊川市																																																																						
96		豊川	善光寺川	善光寺橋																																																																							
97		佐奈川	帯川	新町橋																																																																							
98			佐奈川	佐土																																																																							
99		音羽川	白川	市田橋																																																																							
100			音羽川	国府																																																																							
101		西田川	西田川	昭和橋		蒲郡市																																																																					
102	落合川	落合川	大坪橋																																																																								
103		汐川	汐川	西野橋	田原市																																																																						
104		蜷川	蜷川	太神橋																																																																							
	第十一章 他の機関等の協力応援	第十一章 他の機関等の協力応援																																																																									
285	<p>(略)</p> <p><b>第二節 大規模氾濫減災協議会（水防災協議会）</b></p> <p>(略)</p> <p>水防災協議会において、中小河川等における氾濫特性及び治水事業の現状を踏まえ、円滑かつ迅速な避難的確な水防活動等、大規模<b>はん</b>濫時の減災対策として各機関が計画的・一体的に取り組んでいくこととしている。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p><b>第二節 大規模氾濫減災協議会（水防災協議会）</b></p> <p>(略)</p> <p>水防災協議会において、中小河川等における氾濫特性及び治水事業の現状を踏まえ、円滑かつ迅速な避難的確な水防活動等、大規模<b>汎</b>濫時の減災対策として各機関が計画的・一体的に取り組んでいくこととしている。</p> <p>(略)</p>	表記の整理																																																																								
	第十二章 排水機の運転調整	第十二章 排水機の運転調整																																																																									
	第二節 各河川における排水機の運転調整に係る要綱等	第二節 各河川における排水機の運転調整に係る要綱等																																																																									
295	<p><b>2 新川流域排水調整要綱</b></p> <p>(1) 新川流域排水調整要綱</p> <p>(略)</p>	<p><b>2 新川流域排水調整要綱</b></p> <p>(1) 新川流域排水調整要綱</p> <p>(略)</p>	新川流域排水調整要綱の改定に伴																																																																								

愛知県水防計画

頁	変更前（令和元年度）	変更後（令和2年度）	備考																																								
	<p>附 則</p> <p>この要綱は、令和 元年5月27日から施行する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p>附 則</p> <p>この要綱は、令和 元年5月27日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和 2年3月 6日から施行する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>う修正</p>																																								
298	<p>(別表第五：第五条第二項、第七条、第八条第一項、第九条第一項関係) 各基準地点の基準水位</p> <table border="1" data-bbox="210 528 1037 849"> <thead> <tr> <th>単位流域</th> <th>新川下流域</th> <th>新川上流域</th> <th>五条川流域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準地点</td> <td>下之一色</td> <td>水場川外水位</td> <td>春日</td> </tr> <tr> <td>準備水位</td> <td>TP2.20m</td> <td>TP3.90m</td> <td>TP4.60m</td> </tr> <tr> <td>停止水位</td> <td>TP3.00m</td> <td>TP5.20m</td> <td>TP<u>5.40</u>m</td> </tr> <tr> <td>再開水位</td> <td>TP2.80m</td> <td>TP5.00m</td> <td>TP<u>5.20</u>m</td> </tr> </tbody> </table>	単位流域	新川下流域	新川上流域	五条川流域	基準地点	下之一色	水場川外水位	春日	準備水位	TP2.20m	TP3.90m	TP4.60m	停止水位	TP3.00m	TP5.20m	TP <u>5.40</u> m	再開水位	TP2.80m	TP5.00m	TP <u>5.20</u> m	<p>(別表第五：第五条第二項、第七条、第八条第一項、第九条第一項関係) 各基準地点の基準水位</p> <table border="1" data-bbox="1122 528 1948 849"> <thead> <tr> <th>単位流域</th> <th>新川下流域</th> <th>新川上流域</th> <th>五条川流域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準地点</td> <td>下之一色</td> <td>水場川外水位</td> <td>春日</td> </tr> <tr> <td>準備水位</td> <td>TP2.20m</td> <td>TP3.90m</td> <td>TP4.60m</td> </tr> <tr> <td>停止水位</td> <td>TP3.00m</td> <td>TP5.20m</td> <td>TP<u>5.55</u>m</td> </tr> <tr> <td>再開水位</td> <td>TP2.80m</td> <td>TP5.00m</td> <td>TP<u>5.35</u>m</td> </tr> </tbody> </table>	単位流域	新川下流域	新川上流域	五条川流域	基準地点	下之一色	水場川外水位	春日	準備水位	TP2.20m	TP3.90m	TP4.60m	停止水位	TP3.00m	TP5.20m	TP <u>5.55</u> m	再開水位	TP2.80m	TP5.00m	TP <u>5.35</u> m	<p>新川流域排水調整要綱の改定に伴う修正</p>
単位流域	新川下流域	新川上流域	五条川流域																																								
基準地点	下之一色	水場川外水位	春日																																								
準備水位	TP2.20m	TP3.90m	TP4.60m																																								
停止水位	TP3.00m	TP5.20m	TP <u>5.40</u> m																																								
再開水位	TP2.80m	TP5.00m	TP <u>5.20</u> m																																								
単位流域	新川下流域	新川上流域	五条川流域																																								
基準地点	下之一色	水場川外水位	春日																																								
準備水位	TP2.20m	TP3.90m	TP4.60m																																								
停止水位	TP3.00m	TP5.20m	TP <u>5.55</u> m																																								
再開水位	TP2.80m	TP5.00m	TP <u>5.35</u> m																																								



愛知県水防計画

頁	変更前（令和元年度）	変更後（令和2年度）	備考												
305	<table border="1" data-bbox="790 212 1055 316"> <tr> <td>受報時間</td> <td>受報者</td> </tr> <tr> <td>月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>時 分</td> <td></td> </tr> </table> <p data-bbox="203 320 365 344">別紙 様式2-3</p> <p data-bbox="770 363 1043 400">緊急連絡第__号</p> <p data-bbox="824 419 1043 475">令和__年__月__日 __時__分 発表</p> <p data-bbox="226 483 405 507">関係機関殿</p> <p data-bbox="719 515 981 571">河川管理者 愛知県知事 大村 秀章</p> <p data-bbox="483 611 763 635">新川流域の排水停止水位の通知</p> <ol data-bbox="203 679 752 831" style="list-style-type: none"> <li>1 五条川流域排水調整基準点・春日水位観測所の水位が</li> <li>2 令和__年__月__日__時__分に</li> <li>3 排水停止水位T. P. <u>5.40</u>mに達しました。</li> <li>4 排水停止対象流域は、五条川流域です。</li> <li>5 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。</li> </ol> <p data-bbox="707 871 1032 991">連絡先 尾張建設事務所 電 話 052-961-7211 防災行政無線 8-602-2727 ファックス 052-961-7879</p> <p data-bbox="192 1031 1055 1142">注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。 3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式4)を提出してください。</p>	受報時間	受報者	月 日		時 分		<table border="1" data-bbox="1697 212 1962 316"> <tr> <td>受報時間</td> <td>受報者</td> </tr> <tr> <td>月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>時 分</td> <td></td> </tr> </table> <p data-bbox="1115 320 1276 344">別紙 様式2-3</p> <p data-bbox="1677 363 1951 400">緊急連絡第__号</p> <p data-bbox="1731 419 1951 475">令和__年__月__日 __時__分 発表</p> <p data-bbox="1137 483 1317 507">関係機関殿</p> <p data-bbox="1626 515 1888 571">河川管理者 愛知県知事 大村 秀章</p> <p data-bbox="1391 611 1671 635">新川流域の排水停止水位の通知</p> <ol data-bbox="1115 679 1664 831" style="list-style-type: none"> <li>1 五条川流域排水調整基準点・春日水位観測所の水位が</li> <li>2 令和__年__月__日__時__分に</li> <li>3 排水停止水位T. P. <u>5.55</u>mに達しました。</li> <li>4 排水停止対象流域は、五条川流域です。</li> <li>5 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。</li> </ol> <p data-bbox="1615 871 1939 991">連絡先 尾張建設事務所 電 話 052-961-7211 防災行政無線 8-602-2727 ファックス 052-961-7879</p> <p data-bbox="1104 1031 1966 1142">注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。 3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式4)を提出してください。</p>	受報時間	受報者	月 日		時 分		<p data-bbox="2007 201 2157 344">新川流域排水調整要綱の改定に伴う修正</p>
受報時間	受報者														
月 日															
時 分															
受報時間	受報者														
月 日															
時 分															

愛知県水防計画

頁	変更前（令和元年度）	変更後（令和2年度）	備考																		
309	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">受報時間</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">受報者</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">時 分</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">別紙 様式3-3</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">緊急連絡第____号</p> <p style="text-align: center;">令和____年____月____日 ____時____分 発表</p> <p style="text-align: center;">関係機関 殿</p> <p style="text-align: center;">河川管理者 愛知県知事 大村 秀章</p> <p style="text-align: center;">新川流域の排水再開水位の通知</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 五条川流域排水調整基準点・春日水位観測所の水位が</li> <li>2 令和____年____月____日____時____分に</li> <li>3 排水再開水位T.P. <u>5.20</u>mを下回りました。</li> <li>4 新川下流域排水調整基準点・下之一色水位観測所の水位も</li> <li>5 排水再開水位T.P. 2.80mに下回っています。</li> <li>6 排水再開対象流域は、五条川流域です。</li> <li>7 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。</li> </ol> <p style="text-align: right;">連絡先 尾張建設事務所 電話 052-961-7211 防災行政無線 8-602-2727 ファックス 052-961-7879</p> <p>注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。 3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式4)を提出してください。</p>		受報時間	受報者		月 日			時 分		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">受報時間</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">受報者</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">時 分</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">別紙 様式3-3</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">緊急連絡第____号</p> <p style="text-align: center;">令和____年____月____日 ____時____分 発表</p> <p style="text-align: center;">関係機関 殿</p> <p style="text-align: center;">河川管理者 愛知県知事 大村 秀章</p> <p style="text-align: center;">新川流域の排水再開水位の通知</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 五条川流域排水調整基準点・春日水位観測所の水位が</li> <li>2 令和____年____月____日____時____分に</li> <li>3 排水再開水位T.P. <u>5.35</u>mを下回りました。</li> <li>4 新川下流域排水調整基準点・下之一色水位観測所の水位も</li> <li>5 排水再開水位T.P. 2.80mに下回っています。</li> <li>6 排水再開対象流域は、五条川流域です。</li> <li>7 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。</li> </ol> <p style="text-align: right;">連絡先 尾張建設事務所 電話 052-961-7211 防災行政無線 8-602-2727 ファックス 052-961-7879</p> <p>注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。 3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式4)を提出してください。</p>		受報時間	受報者		月 日			時 分		<p>新川流域排水調整要綱の改定に伴う修正</p>
	受報時間	受報者																			
	月 日																				
	時 分																				
	受報時間	受報者																			
	月 日																				
	時 分																				
312	<p>(2) 新川流域排水調整連絡協議会設置要綱(略)(会長)</p> <p>第四条 連絡協議会の会長は、愛知県建設部河川課長とする。(略)(事務局)</p>	<p>(2) 新川流域排水調整連絡協議会設置要綱(略)(会長)</p> <p>第四条 連絡協議会の会長は、愛知県建設局河川課長とする。(略)(事務局)</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>																		

## 愛知県水防計画

	<p>第六条 連絡協議会の事務局は、愛知県建設部河川課におく。 (略)</p>	<p>第六条 連絡協議会の事務局は、愛知県建設局河川課におく。 (略)</p>																																																																																																																																																																					
313	<p>附 則 この要綱は、平成22年6月1日から施行する。 <u>(追加)</u></p> <p>&lt;別表&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>部局</th> <th>官職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">国土交通省</td> <td>中部地方整備局河川部</td> <td>河川管理課長</td> </tr> <tr> <td>庄内川河川事務所</td> <td>管理課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="15">愛知県</td> <td>防災局</td> <td>災害対策課長</td> </tr> <tr> <td>農林水産部 農林基盤担 当局</td> <td>農地計画課長</td> </tr> <tr> <td>建設部</td> <td>河川課長</td> </tr> <tr> <td>尾張県民事務所</td> <td>主務課長</td> </tr> <tr> <td>尾張県民事務所 海部県 民センター</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>尾張農林水産事務所</td> <td>建設課長</td> </tr> <tr> <td>同一宮支所</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>海部農林水産事務所</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>尾張建設事務所</td> <td>維持管理課長</td> </tr> <tr> <td>一宮建設事務所</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>海部建設事務所</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>名古屋市</td> <td>防災・水防部局</td> <td>主務課長</td> </tr> <tr> <td>一宮市</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>春日井市</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>犬山市</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>江南市</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>小牧市</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>稲沢市</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>岩倉市</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>清須市</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>北名古屋市</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>あま市</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>豊山町</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>大口町</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>扶桑町</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>大治町</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>尾張水害予防組合</td> <td></td> <td>事務局長</td> </tr> <tr> <td>海部地区水防事務組合</td> <td></td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table>	機関	部局	官職	国土交通省	中部地方整備局河川部	河川管理課長	庄内川河川事務所	管理課長	愛知県	防災局	災害対策課長	農林水産部 農林基盤担 当局	農地計画課長	建設部	河川課長	尾張県民事務所	主務課長	尾張県民事務所 海部県 民センター	同上	尾張農林水産事務所	建設課長	同一宮支所	同上	海部農林水産事務所	同上	尾張建設事務所	維持管理課長	一宮建設事務所	同上	海部建設事務所	同上	名古屋市	防災・水防部局	主務課長	一宮市	同上	同上	春日井市	同上	同上	犬山市	同上	同上	江南市	同上	同上	小牧市	同上	同上	稲沢市	同上	同上	岩倉市	同上	同上	清須市	同上	同上	北名古屋市	同上	同上	あま市	同上	同上	豊山町	同上	同上	大口町	同上	同上	扶桑町	同上	同上	大治町	同上	同上	尾張水害予防組合		事務局長	海部地区水防事務組合		同上	<p>附 則 この要綱は、平成22年6月1日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和2年3月6日から施行する。</u></p> <p>&lt;別表&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>部局</th> <th>官職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">国土交通省</td> <td>中部地方整備局河川部</td> <td>河川管理課長</td> </tr> <tr> <td>庄内川河川事務所</td> <td>管理課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="15">愛知県</td> <td>防災安全局</td> <td>災害対策課長</td> </tr> <tr> <td>農林基盤局 農地部</td> <td>農地計画課長</td> </tr> <tr> <td>建設局</td> <td>河川課長</td> </tr> <tr> <td>尾張県民事務所</td> <td>主務課長</td> </tr> <tr> <td>尾張県民事務所 海部県 民センター</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>尾張農林水産事務所</td> <td>建設課長</td> </tr> <tr> <td>同一宮支所</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>海部農林水産事務所</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>尾張建設事務所</td> <td>維持管理課長</td> </tr> <tr> <td>一宮建設事務所</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>海部建設事務所</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>名古屋市</td> <td>防災・水防部局</td> <td>主務課長</td> </tr> <tr> <td>一宮市</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>春日井市</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>犬山市</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>江南市</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>小牧市</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>稲沢市</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>岩倉市</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>清須市</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>北名古屋市</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>あま市</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>豊山町</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>大口町</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>扶桑町</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>大治町</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>尾張水害予防組合</td> <td></td> <td>事務局長</td> </tr> <tr> <td>海部地区水防事務組合</td> <td></td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table>	機関	部局	官職	国土交通省	中部地方整備局河川部	河川管理課長	庄内川河川事務所	管理課長	愛知県	防災安全局	災害対策課長	農林基盤局 農地部	農地計画課長	建設局	河川課長	尾張県民事務所	主務課長	尾張県民事務所 海部県 民センター	同上	尾張農林水産事務所	建設課長	同一宮支所	同上	海部農林水産事務所	同上	尾張建設事務所	維持管理課長	一宮建設事務所	同上	海部建設事務所	同上	名古屋市	防災・水防部局	主務課長	一宮市	同上	同上	春日井市	同上	同上	犬山市	同上	同上	江南市	同上	同上	小牧市	同上	同上	稲沢市	同上	同上	岩倉市	同上	同上	清須市	同上	同上	北名古屋市	同上	同上	あま市	同上	同上	豊山町	同上	同上	大口町	同上	同上	扶桑町	同上	同上	大治町	同上	同上	尾張水害予防組合		事務局長	海部地区水防事務組合		同上	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>
機関	部局	官職																																																																																																																																																																					
国土交通省	中部地方整備局河川部	河川管理課長																																																																																																																																																																					
	庄内川河川事務所	管理課長																																																																																																																																																																					
愛知県	防災局	災害対策課長																																																																																																																																																																					
	農林水産部 農林基盤担 当局	農地計画課長																																																																																																																																																																					
	建設部	河川課長																																																																																																																																																																					
	尾張県民事務所	主務課長																																																																																																																																																																					
	尾張県民事務所 海部県 民センター	同上																																																																																																																																																																					
	尾張農林水産事務所	建設課長																																																																																																																																																																					
	同一宮支所	同上																																																																																																																																																																					
	海部農林水産事務所	同上																																																																																																																																																																					
	尾張建設事務所	維持管理課長																																																																																																																																																																					
	一宮建設事務所	同上																																																																																																																																																																					
	海部建設事務所	同上																																																																																																																																																																					
	名古屋市	防災・水防部局	主務課長																																																																																																																																																																				
	一宮市	同上	同上																																																																																																																																																																				
	春日井市	同上	同上																																																																																																																																																																				
	犬山市	同上	同上																																																																																																																																																																				
江南市	同上	同上																																																																																																																																																																					
小牧市	同上	同上																																																																																																																																																																					
稲沢市	同上	同上																																																																																																																																																																					
岩倉市	同上	同上																																																																																																																																																																					
清須市	同上	同上																																																																																																																																																																					
北名古屋市	同上	同上																																																																																																																																																																					
あま市	同上	同上																																																																																																																																																																					
豊山町	同上	同上																																																																																																																																																																					
大口町	同上	同上																																																																																																																																																																					
扶桑町	同上	同上																																																																																																																																																																					
大治町	同上	同上																																																																																																																																																																					
尾張水害予防組合		事務局長																																																																																																																																																																					
海部地区水防事務組合		同上																																																																																																																																																																					
機関	部局	官職																																																																																																																																																																					
国土交通省	中部地方整備局河川部	河川管理課長																																																																																																																																																																					
	庄内川河川事務所	管理課長																																																																																																																																																																					
愛知県	防災安全局	災害対策課長																																																																																																																																																																					
	農林基盤局 農地部	農地計画課長																																																																																																																																																																					
	建設局	河川課長																																																																																																																																																																					
	尾張県民事務所	主務課長																																																																																																																																																																					
	尾張県民事務所 海部県 民センター	同上																																																																																																																																																																					
	尾張農林水産事務所	建設課長																																																																																																																																																																					
	同一宮支所	同上																																																																																																																																																																					
	海部農林水産事務所	同上																																																																																																																																																																					
	尾張建設事務所	維持管理課長																																																																																																																																																																					
	一宮建設事務所	同上																																																																																																																																																																					
	海部建設事務所	同上																																																																																																																																																																					
	名古屋市	防災・水防部局	主務課長																																																																																																																																																																				
	一宮市	同上	同上																																																																																																																																																																				
	春日井市	同上	同上																																																																																																																																																																				
	犬山市	同上	同上																																																																																																																																																																				
江南市	同上	同上																																																																																																																																																																					
小牧市	同上	同上																																																																																																																																																																					
稲沢市	同上	同上																																																																																																																																																																					
岩倉市	同上	同上																																																																																																																																																																					
清須市	同上	同上																																																																																																																																																																					
北名古屋市	同上	同上																																																																																																																																																																					
あま市	同上	同上																																																																																																																																																																					
豊山町	同上	同上																																																																																																																																																																					
大口町	同上	同上																																																																																																																																																																					
扶桑町	同上	同上																																																																																																																																																																					
大治町	同上	同上																																																																																																																																																																					
尾張水害予防組合		事務局長																																																																																																																																																																					
海部地区水防事務組合		同上																																																																																																																																																																					
320	<p><b>3 日光川流域排水調整要綱</b> (1) 日光川流域排水調整要綱 (略) 附 則 この要綱は平成31年4月1日から施行する。 <u>(追加)</u></p>	<p><b>3 日光川流域排水調整要綱</b> (1) 日光川流域排水調整要綱 (略) 附 則 この要綱は平成31年4月1日から施行する。 <u>附 則</u></p>	<p>日光川流域排水調整要綱の改定に伴う修正</p>																																																																																																																																																																				

愛知県水防計画

(略)

(別表第二：第五条第2項関係) 日光川流域の排水機一覧

No.	機場名	所在地	※1市町村	管理者名	排出先河川名	位置			許可排水量 (m <sup>3</sup> /s)	備考
						距離 標	左 岸	右 岸		
1	東小川	名古屋市	名古屋市	名古屋市	日光川 (準用東小川)	-3k 552	○		(14.60)	※2
2	戸田川	名古屋市	名古屋市	名古屋市	日光川	-3k 100	○		(50.00)	※2
3	工場排水	名古屋市	名古屋市	名古屋中川金 属工業団地 協同組合	日光川	-2k 600	○		0.94	
4	新茶屋	名古屋市	名古屋市	茶屋後土地改 良区	日光川	-1k 400	○		3.70	
5	福田川河 口	名古屋市	名古屋市	福田悪水土地 改良区	日光川	-0k 800	○		60.00	
6	福田川河 口第二	名古屋市	名古屋市	愛知県(建設)	日光川	-0k 800	○		(30.00)	※2
7	協和	名古屋市	名古屋市	協和土地改良 区	日光川	- 0k80 0	○		1.60	
8	福田前第 2	名古屋市	名古屋市	協和土地改良 区	日光川	-0k 275	○		0.17	
9	蟹江川	名古屋市	-	愛知県(建設)	日光川	-0k 200	○		(52.00)	※2
10	福屋	名古屋市	名古屋市	西福田土地改 良区	福田川	0k 800	○		0.70	
11	井箱	名古屋市	名古屋市	協和土地改良 区	福田川	1k60 0	○		0.16	

この要綱は令和 2年3月6日から施行する。

(略)

(別表第二：第五条第2項関係) 日光川流域の排水機一覧

No.	機場名	所在地	※1市町村	管理者名	排出先河川名	位置			許可排水量 (m <sup>3</sup> /s)	備考
						距離 標	左 岸	右 岸		
1	東小川	名古屋市	名古屋市	名古屋市	日光川 (準用東小川)	-3k 552	○		(14.60)	※2
2	戸田川	名古屋市	名古屋市	名古屋市	日光川	-3k 100	○		(50.00)	※2
3	工場排水	名古屋市	名古屋市	名古屋中川金 属工業団地 協同組合	日光川	-2k 600	○		0.94	
4	新茶屋	名古屋市	名古屋市	茶屋後土地改 良区	日光川	-1k 400	○		3.70	
5	福田川河 口	名古屋市	名古屋市	福田悪水土地 改良区	日光川	-0k 800	○		60.00	
6	福田川河 口第二	名古屋市	名古屋市	愛知県(建設)	日光川	-0k 800	○		(30.00)	※2
7	協和	名古屋市	名古屋市	協和土地改良 区	日光川	- 0k80 0	○		1.60	
8	福田前第 2	名古屋市	名古屋市	協和土地改良 区	日光川	-0k 275	○		0.17	
9	蟹江川	名古屋市	-	愛知県(建設)	日光川	-0k 200	○		(52.00)	※2
10	福屋	名古屋市	名古屋市	西福田土地改 良区	福田川	0k 800	○		0.70	
11	井箱	名古屋市	名古屋市	協和土地改良 区	福田川	1k60 0	○		0.16	

日光川流域  
排水調整要  
綱の改定に  
伴う修正

愛知県水防計画

12	福屋第一	名古屋市	名古屋市	福田川排水対策協議会	福田川	1k800	○	2.30		
13	千音寺	名古屋市	名古屋市	名古屋市	福田川	6k100	○	0.13		
14	名西団地	名古屋市	名古屋市	名古屋市	福田川	6k900	○	0.50		
15	西福田第2	名古屋市	名古屋市	協和地区湛水防除協議会	蟹江川	0k000	○	0.87		
16	小川	名古屋市	名古屋市	小川土地改良区	戸田川	0k050	○	0.54		
17	海東南	名古屋市	名古屋市	海東土地改良区	戸田川	2k300	○	0.47		
18	海東北	名古屋市	名古屋市	海東土地改良区	戸田川	3k100	○	0.24		
19	富永	名古屋市	名古屋市	富田町土地改良区	戸田川	4k500	○	1.36		
20	水里	名古屋市	名古屋市	名古屋市(下水)	戸田川	5k150	○	8.40		
21	戸田	名古屋市	名古屋市	名古屋市(下水)	戸田川	6k900	○	16.34		
小計								245.02	※4	
22	新堀川	一宮市	一宮市	一宮市	日光川(準用新堀川)	19k300	○	(20.00)	※2	
23	玉野	一宮市	一宮市	一宮市	日光川	20k050	○	4.67		
24	萩原	一宮市	一宮市	一宮市	日光川	21k050	○	0.60		
25	稔川	一宮市	一宮市	一宮市	日光川	21k500	○	4.80		
12	福屋第一	名古屋市	名古屋市	福田川排水対策協議会	福田川	1k800	○	2.30		
13	千音寺	名古屋市	名古屋市	名古屋市	福田川	6k100	○	0.13		
14	名西団地	名古屋市	名古屋市	名古屋市	福田川	6k900	○	0.50		
15	西福田第2	名古屋市	名古屋市	協和地区湛水防除協議会	蟹江川	0k000	○	0.87		
16	小川	名古屋市	名古屋市	小川土地改良区	戸田川	0k050	○	0.54		
17	海東南	名古屋市	名古屋市	海東土地改良区	戸田川	2k300	○	0.47		
18	海東北	名古屋市	名古屋市	海東土地改良区	戸田川	3k100	○	0.24		
19	富永	名古屋市	名古屋市	富田町土地改良区	戸田川	4k500	○	1.36		
20	水里	名古屋市	名古屋市	名古屋市(下水)	戸田川	5k150	○	8.40		
21	戸田	名古屋市	名古屋市	名古屋市(下水)	戸田川	6k900	○	16.34		
小計								245.02	※4	
22	新堀川	一宮市	一宮市	一宮市	日光川(準用新堀川)	19k300	○	(20.00)	※2	
23	玉野	一宮市	一宮市	一宮市	日光川	20k050	○	4.67		
24	萩原	一宮市	一宮市	一宮市	日光川	21k050	○	0.60		
25	稔川	一宮市	一宮市	一宮市	日光川	21k500	○	4.80		

愛知県水防計画

26	小 信	一宮市	一宮市	一宮市	日光川	22k 300	○	12.16	
27	三 条	一宮市	一宮市	一宮市	日光川	23k 700	○	14.30	
小計								56.53	※4
28	十三沖永 神明	津島市	津島市	十三沖永悪水 土地改良区	日光川	4k83 0	○	18.90	
29	市場(新)	津島市	津島市	日光川西悪水 土地改良区	日光川	5k 739	○	7.29	
30	市場(旧)	津島市	津島市	日光川西悪水 土地改良区	日光川	5k 739	○	4.30	
31	十三沖永 越津	津島市	津島市	十三沖永悪水 土地改良区	日光川	7k20 0	○	10.40	
32	越 津	津島市	津島市	十三沖永悪水 土地改良区	日光川	7k24 4	○	(4.17)	平成34年 3月4.20 m <sup>3</sup> /s切り 替え予定
33	古 瀬	津島市	愛西市	愛西市	目比川	0k 500	○	(3.17)	平成31年 11月3.28 m <sup>3</sup> /s切り 替え予定
34	五 八	津島市	津島市	五八悪水土地 改良区	目比川	1k20 0	○	4.90	
35	葉 苅 (西)	津島市	津島市	十三沖永悪水 土地改良区	目比川	1k30 0	○	(0.11)	平成33年 3月0.31 m <sup>3</sup> /s切り 替え予定
36	葉 苅 (東)	津島市	津島市	十三沖永悪水 土地改良区	目比川	1k30 0	○	0.14	

26	小 信	一宮市	一宮市	一宮市	日光川	22k 300	○	12.16	
27	三 条	一宮市	一宮市	一宮市	日光川	23k 700	○	14.30	
小計								56.53	※4
28	十三沖永 神明	津島市	津島市	十三沖永悪水 土地改良区	日光川	4k83 0	○	18.90	
29	市場(新)	津島市	津島市	日光川西悪水 土地改良区	日光川	5k 739	○	7.29	
30	市場(旧)	津島市	津島市	日光川西悪水 土地改良区	日光川	5k 739	○	4.30	
31	十三沖永 越津	津島市	津島市	十三沖永悪水 土地改良区	日光川	7k20 0	○	10.40	
32	越 津	津島市	津島市	十三沖永悪水 土地改良区	日光川	7k24 4	○	(4.17)	令和4年 3月4.20 m <sup>3</sup> / s 切り替え予定
33	古 瀬	津島市	愛西市	愛西市	目比川	0k 500	○	3.28	(削除)
34	五 八	津島市	津島市	五八悪水土地 改良区	目比川	1k20 0	○	4.90	
35	葉 苅 (西)	津島市	津島市	十三沖永悪水 土地改良区	目比川	1k30 0	○	(0.11)	令和3 年3月 0.31 m <sup>3</sup> / s切り替 え予定
36	葉 苅 (東)	津島市	津島市	十三沖永悪水 土地改良区	目比川	1k30 0	○	0.14	

愛知県水防計画

37	五八第2	津島市	津島市	五八悪水土地改良区	目比川	1k700	○		5.15	
38	又吉	津島市	津島市	領内川用悪水土地改良区	新堀川	1k500	○		0.10	
39	向島	津島市	津島市	領内川用悪水土地改良区	新堀川	2k100	○		2.80	
40	向島第2	津島市	津島市	領内川用悪水土地改良区	新堀川	2k100	○		4.30	
小計									65.73	※4
41	城西	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	日光川	10k550	○		0.26	
42	黒田	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	日光川	10k600	○		5.00	
43	嫁振	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	日光川	10k800	○		0.32	
44	宮浦	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	日光川	11k400	○		2.20	
45	平和	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	日光川	11k500	○		5.80	
46	半六	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	日光川	11k690	○		1.50	
47	下起	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	日光川	12k200	○		0.04	
48	西光坊	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	日光川	12k480	○		0.76	
49	西光坊	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	日光川	12k750	○		0.22	

愛知県水防計画

50	西光坊杖上	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川 水系排水対策 協議会	日光川	13k 625	○	0.60		50	西光坊杖上	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川 水系排水対策 協議会	日光川	13k 625	○	0.60	
51	丸 渕	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川 水系排水対策 協議会	日光川	14k 100	○	<u>2.50</u>		51	丸 渕	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川 水系排水対策 協議会	日光川	14k 100	○	<u>2.83</u>	
52	片原一色	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川 水系排水対策 協議会	日光川	15k 470	○	1.20		52	片原一色	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川 水系排水対策 協議会	日光川	15k 470	○	1.20	
53	三宅川	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川 水系排水対策 協議会	三宅川	1k 500	○	<u>2.00</u>		53	三宅川	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川 水系排水対策 協議会	三宅川	1k 500	○	<u>2.05</u>	
54	中三宅	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川 水系排水対策 協議会	三宅川	2k 500	○	0.40		54	中三宅	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川 水系排水対策 協議会	三宅川	2k 500	○	0.40	
55	井 堀	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川 水系排水対策 協議会	三宅川	3k 600	○	2.30		55	井 堀	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川 水系排水対策 協議会	三宅川	3k 600	○	2.30	
56	須ヶ谷東	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川 水系排水対策 協議会	三宅川	3k 600	○	1.43		56	須ヶ谷東	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川 水系排水対策 協議会	三宅川	3k 600	○	1.43	
57	儀長東	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川 水系排水対策 協議会	三宅川	4k 950	○	0.07		57	儀長東	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川 水系排水対策 協議会	三宅川	4k 950	○	0.07	
58	儀 長	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川 水系排水対策 協議会	三宅川	5k 300	○	1.20		58	儀 長	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川 水系排水対策 協議会	三宅川	5k 300	○	1.20	
59	三ヶ月	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	0k30 0	○	2.20		59	三ヶ月	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	0k30 0	○	2.20	
60	平 六	稲沢市	稲沢市	稲沢市建設部 土木課	領内川	0k 300	○	0.47		60	平 六	稲沢市	稲沢市	稲沢市建設部 土木課	領内川	0k 300	○	0.47	
61	六輪見取	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	0k 400	○	0.07		61	六輪見取	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	0k 400	○	0.07	



愛知県水防計画

62	塩川第1 〈塩川〉	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	0k 600	○		0.31		
63	塩川第2	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	0k 800	○		0.23		
64	六輪第1 〈六輪〉	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	1k 450	○		0.23		
65	六輪第2	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	1k 450	○		0.83		
66	須ヶ脇第 3	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	2k 100	○		(0.30)		須ヶ脇第 1排水機 場供用開 始後使用 停止
67	五ツ屋第 3	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	5k 272	○		0.05		
68	五ツ屋	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	5k 300	○		0.16		
69	五ツ屋第 2	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	5k 800	○		0.37		
70	甲新田	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	5k80 0	○		2.00		
71	甲新田 第2	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	5k80 0	○		1.69		
72	牧川第2	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	6k 885	○		(3.50)		令和2年 3月 3.60 m <sup>3</sup> /s 切

愛知県水防計画

72	牧川第2	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	6k 885	○	(3.50)	平成32年 3月 3.60 m <sup>3</sup> /s切り 替え予定										り替え予 定
73	二俣	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	7k 100	○	(3.70)	平成31年 3月 5.22 m <sup>3</sup> /s切り 替え予定										5.22 (削除)
74	流新田	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	7k 100	○	0.12											0.12
75	下川原	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	7k 100	○	0.37	二俣排水 機場供用 開始後使 用停止										(削除)
76	牧川第1	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	7k 800	○	4.24											4.24
77	光堂川第 1	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川 水系排水対策 協議会	光堂川	0k45 0	○	2.80											2.80
78	光堂川第 2	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川 水系排水対策 協議会	光堂川	1k20 0	○	2.60											2.60
79	千代田	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川 水系排水対策 協議会	目比川	3k 100	○	6.00											6.00
80	千代田第 2	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川 水系排水対策 協議会	目比川	3k 100	○	14.30											14.30
81	千代田第 3	あま市	稲沢市	稲沢市日光川 水系排水対策 協議会	目比川	3k 100	○	0.10											0.10
小計																75.97	※4		

愛知県水防計画

小計									74.44	※ 4										
82	目比川河口	愛西市	愛西市	目比川流域排水対策協議会	日光川	8k800	○		30.00											
83	勝幡	愛西市	愛西市	勝幡地域排水機運営協議会	日光川	10k000	○		4.33											
84	測高	愛西市	愛西市	愛西市	日光川	13k000	○		0.32											
85	千引	愛西市	愛西市	勝幡地域排水機運営協議会	目比川	1k300	○		(0.15)	平成33年3月0.65m <sup>3</sup> /s切り替え予定									令和3年3月0.65m <sup>3</sup> /s切り替え予定	
86	佐折	愛西市	愛西市	勝幡地域排水機運営協議会	目比川	1k700	○		(0.10)	平成31年3月0.19m <sup>3</sup> /s切り替え予定										0.19 (削除)
87	源左橋	愛西市	愛西市	勝幡地域排水機運営協議会	目比川	2k400	○		(0.15)	平成32年3月0.33m <sup>3</sup> /s切り替え予定										令和2年3月0.33m <sup>3</sup> /s切り替え予定
88	大縄場	愛西市	愛西市	勝幡地域排水機運営協議会	三宅川	0k100	○		0.11											
89	根高	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	0k700	○		7.00											
90	根高第2	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	0k800	○		7.00											
91	五軒家	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	1k900	○		0.65											
81	目比川河口	愛西市	愛西市	目比川流域排水対策協議会	日光川	8k800	○		30.00											
82	勝幡	愛西市	愛西市	勝幡地域排水機運営協議会	日光川	10k000	○		4.33											
83	測高	愛西市	愛西市	愛西市	日光川	13k000	○		0.32											
84	千引	愛西市	愛西市	勝幡地域排水機運営協議会	目比川	1k300	○		(0.15)											
85	佐折	愛西市	愛西市	勝幡地域排水機運営協議会	目比川	1k700	○		0.19	(削除)										
86	源左橋	愛西市	愛西市	勝幡地域排水機運営協議会	目比川	2k400	○		(0.15)											
87	大縄場	愛西市	愛西市	勝幡地域排水機運営協議会	三宅川	0k100	○		0.11											
88	根高	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	0k700	○		7.00											
89	根高第2	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	0k800	○		7.00											
90	五軒家	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	1k900	○		0.65											

愛知県水防計画

92	須ヶ脇第2	愛西市	愛西市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	2k 208	○	(0.70)	須ヶ脇第1排水機 場供用開始後使用 停止
93	須ヶ脇第1 <須ヶ脇>	愛西市	愛西市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	2k 250	○	(2.52)	平成32年 3月4.15 m <sup>3</sup> /s切り 替え予定
94	元足立	愛西市	愛西市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	2k 250	○	0.50	
95	草平	愛西市	愛西市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	2k 450	○	0.12	
96	川田	愛西市	愛西市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	2k 550	○	0.80	
97	阿原	愛西市	愛西市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	3k 000	○	0.33	
98	西川端	愛西市	愛西市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	3k 000	○	(2.33)	平成31年 3月2.75 m <sup>3</sup> /s切り 替え予定
99	西川端第2	愛西市	愛西市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	3k 000	○	5.00	
100	鷹場	愛西市	愛西市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	3k 500	○	(2.80)	平成32年 3月2.40 m <sup>3</sup> /s切り 替え予定
91	須ヶ脇第2	愛西市	愛西市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	2k 208	○	(0.70)	須ヶ脇第1排水機 場供用開始後使用 停止
92	須ヶ脇第1 <須ヶ脇>	愛西市	愛西市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	2k 250	○	(2.52)	令和2年 3月4.15 m <sup>3</sup> /s切り 替え予定
93	元足立	愛西市	愛西市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	2k 250	○	0.50	
94	草平	愛西市	愛西市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	2k 450	○	0.12	
95	川田	愛西市	愛西市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	2k 550	○	0.80	
96	阿原	愛西市	愛西市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	3k 000	○	0.33	
97	西川端	愛西市	愛西市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	3k 000	○	2.75	(削除)
98	西川端第2	愛西市	愛西市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	3k 000	○	5.00	
99	鷹場	愛西市	愛西市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	3k 500	○	(2.80)	令和2年 3月2.40 m <sup>3</sup> /s切り 替え予定

愛知県水防計画

<a href="#">101</a>	鷹場第2	愛西市	愛西市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	3k 500		○	3.00		
<a href="#">102</a>	上兼	愛西市	愛西市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	4k 200		○	0.12		
<a href="#">103</a>	開治	愛西市	愛西市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	4k 600		○	(3.00)	平成33年 3月4.00 m <sup>3</sup> /s切り 替え予定	
<a href="#">104</a>	開治第2	愛西市	愛西市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	4k 600		○	1.20		
<a href="#">105</a>	杣ノ戸	愛西市	愛西市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	4k 900		○	0.05		
<a href="#">106</a>	下東川	愛西市	愛西市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	5k 607		○	0.45		
<a href="#">107</a>	東川<野 田>	愛西市	愛西市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	5k 800		○	<u>2.30</u>	(追加)	八開排 水機場 供用開 始後使 用停止
<a href="#">108</a>	八開	愛西市	愛西市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	5k 800		○	<u>0.70</u>	(追加)	令和8年 4月2.80 m <sup>3</sup> /s切 り替え予 定
<a href="#">109</a>	八開第2	愛西市	愛西市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	5k 800		○	1.20		
小計									<u>77.35</u>	※4	
<a href="#">100</a>	鷹場第2	愛西市	愛西市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	3k 500		○	3.00		
<a href="#">101</a>	上兼	愛西市	愛西市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	4k 200		○	0.12		
<a href="#">102</a>	開治	愛西市	愛西市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	4k 600		○	(3.00)	令和3年 3月4.00 m <sup>3</sup> /s切 り替え予 定	
<a href="#">103</a>	開治第2	愛西市	愛西市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	4k 600		○	1.20		
<a href="#">104</a>	杣ノ戸	愛西市	愛西市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	4k 900		○	0.05		
<a href="#">105</a>	下東川	愛西市	愛西市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	5k 607		○	0.45		
<a href="#">106</a>	東川<野 田>	愛西市	愛西市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	5k 800		○	<u>(2.30)</u>		八開排 水機場 供用開 始後使 用停止
<a href="#">107</a>	八開	愛西市	愛西市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	5k 800		○	<u>(0.70)</u>		令和8年 4月2.80 m <sup>3</sup> /s切 り替え予 定
<a href="#">108</a>	八開第2	愛西市	愛西市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	5k 800		○	1.20		
小計									<u>77.44</u>	※4	

愛知県水防計画

<a href="#">110</a>	大神場第1	弥富市	弥富市	十四山土地改良区	宝川	0k200		○	3.70	
<a href="#">111</a>	大神場第2	弥富市	弥富市	十四山土地改良区	宝川	0k200		○	2.21	
<a href="#">112</a>	六箇	弥富市	弥富市	十四山土地改良区	宝川	0k800		○	3.10	
<a href="#">113</a>	新孫宝	弥富市	弥富市	孫宝排水土地改良区	宝川	1k000		○	28.00	
<a href="#">114</a>	孫宝第2	弥富市	弥富市	孫宝排水土地改良区	宝川	1k000		○	19.80	
小計									56.81	※4
<a href="#">115</a>	土吐川	あま市	あま市	福田川排水対策協議会	福田川(普通土吐川)	9k600		○	5.00	
<a href="#">116</a>	小切戸<小切戸1>	あま市	あま市	小切戸湛水防除事業協議会	蟹江川	4k700		○	3.64	
<a href="#">117</a>	小切戸第2	あま市	あま市	小切戸湛水防除事業協議会	蟹江川	4k700		○	2.56	
<a href="#">118</a>	鯨橋	あま市	あま市	宝南悪水土地改良区	蟹江川	4k750		○	1.84	
<a href="#">119</a>	鷹居	あま市	あま市	宝南悪水土地改良区	蟹江川	5k300		○	3.06	
<a href="#">120</a>	神尾	あま市	あま市	蟹江大滞悪水土地改良区	蟹江川	5k600		○	0.65	
<a href="#">121</a>	四ヶ村	あま市	あま市	宝南悪水土地改良区	蟹江川	6k400		○	(0.92)	平成33年3月1.05m <sup>3</sup> /s切り替え予定
<a href="#">109</a>	大神場第1	弥富市	弥富市	十四山土地改良区	宝川	0k200		○	3.70	
<a href="#">110</a>	大神場第2	弥富市	弥富市	十四山土地改良区	宝川	0k200		○	2.21	
<a href="#">111</a>	六箇	弥富市	弥富市	十四山土地改良区	宝川	0k800		○	3.10	
<a href="#">112</a>	新孫宝	弥富市	弥富市	孫宝排水土地改良区	宝川	1k000		○	28.00	
<a href="#">113</a>	孫宝第2	弥富市	弥富市	孫宝排水土地改良区	宝川	1k000		○	19.80	
小計									56.81	※4
<a href="#">114</a>	土吐川	あま市	あま市	福田川排水対策協議会	福田川(普通土吐川)	9k600		○	5.00	
<a href="#">115</a>	小切戸<小切戸1>	あま市	あま市	小切戸湛水防除事業協議会	蟹江川	4k700		○	3.64	
<a href="#">116</a>	小切戸第2	あま市	あま市	小切戸湛水防除事業協議会	蟹江川	4k700		○	2.56	
<a href="#">117</a>	鯨橋	あま市	あま市	宝南悪水土地改良区	蟹江川	4k750		○	1.84	
<a href="#">118</a>	鷹居	あま市	あま市	宝南悪水土地改良区	蟹江川	5k300		○	3.06	
<a href="#">119</a>	神尾	あま市	あま市	蟹江大滞悪水土地改良区	蟹江川	5k600		○	0.65	
<a href="#">120</a>	四ヶ村	あま市	あま市	宝南悪水土地改良区	蟹江川	6k400		○	(0.92)	令和3年3月1.05m <sup>3</sup> /s切り替え予定

愛知県水防計画

<a href="#">122</a>	秋竹	あま市	あま市	秋竹排水機組合	小切戸川	3k200	○		0.91	
<a href="#">123</a>	篠田	あま市	あま市	篠田悪水土地改良区	蟹江川	8k200	○		14.00	
<a href="#">124</a>	篠田第2	あま市	あま市	篠田悪水土地改良区	蟹江川	9k350	○		10.70	
<a href="#">125</a>	木田	あま市	あま市	木田排水機組合	蟹江川	9k500	○		1.70	
<a href="#">126</a>	蜂須賀	あま市	あま市	蜂須賀区	目比川	2k500	○		1.90	
<a href="#">127</a>	花ノ木	あま市	あま市	蜂須賀区	目比川	2k600	○		0.31	
<a href="#">128</a>	甚目寺第1	あま市	あま市	福田川排水対策協議会	福田川	9k600	○		1.70	
<a href="#">129</a>	新居屋橋	あま市	あま市	あま市	福田川	10k120	○		0.08	
<a href="#">130</a>	甚目寺第3	あま市	あま市	福田川排水対策協議会	福田川	10k400	○		1.75	
<a href="#">131</a>	新居屋	あま市	あま市	あま市	福田川	10k400	○		0.23	
<a href="#">132</a>	甚目寺第2	あま市	あま市	福田川排水対策協議会	福田川	10k660	○		3.35	
小計									54.30	※4
<a href="#">133</a>	西條	大治町	大治町	福田川排水対策協議会	福田川	7k300	○		2.56	
<a href="#">134</a>	西條第1	大治町	大治町	大治町	福田川	7k300	○		1.64	
<a href="#">135</a>	西條第3	大治町	大治町	大治町	福田川	7k550	○		1.50	

<a href="#">121</a>	秋竹	あま市	あま市	秋竹排水機組合	小切戸川	3k200	○		0.91	
<a href="#">122</a>	篠田	あま市	あま市	篠田悪水土地改良区	蟹江川	8k200	○		14.00	
<a href="#">123</a>	篠田第2	あま市	あま市	篠田悪水土地改良区	蟹江川	9k350	○		10.70	
<a href="#">124</a>	木田	あま市	あま市	木田排水機組合	蟹江川	9k500	○		1.70	
<a href="#">125</a>	蜂須賀	あま市	あま市	蜂須賀区	目比川	2k500	○		1.90	
<a href="#">126</a>	花ノ木	あま市	あま市	蜂須賀区	目比川	2k600	○		0.31	
<a href="#">127</a>	甚目寺第1	あま市	あま市	福田川排水対策協議会	福田川	9k600	○		1.70	
<a href="#">128</a>	新居屋橋	あま市	あま市	あま市	福田川	10k120	○		0.08	
<a href="#">129</a>	甚目寺第3	あま市	あま市	福田川排水対策協議会	福田川	10k400	○		1.75	
<a href="#">130</a>	新居屋	あま市	あま市	あま市	福田川	10k400	○		0.23	
<a href="#">131</a>	甚目寺第2	あま市	あま市	福田川排水対策協議会	福田川	10k660	○		3.35	
小計									54.30	※4
<a href="#">132</a>	西條	大治町	大治町	福田川排水対策協議会	福田川	7k300	○		2.56	
<a href="#">133</a>	西條第1	大治町	大治町	大治町	福田川	7k300	○		1.64	
<a href="#">134</a>	西條第3	大治町	大治町	大治町	福田川	7k550	○		1.50	

愛知県水防計画

<a href="#">136</a>	円楽寺	大治町	大治町	福田川排水対策協議会	福田川	8k300	○		5.18	
<a href="#">137</a>	小切戸西条	大治町	大治町	小切戸湛水防除事業協議会	福田川	8k300	○			
<a href="#">138</a>	円楽寺	大治町	大治町	大治町	福田川	8k300	○		1.07	
<a href="#">139</a>	円楽寺第2	大治町	大治町	福田川排水対策協議会	福田川	8k300	○		3.02	
<a href="#">140</a>	小切戸排水機場	大治町	-	愛知県(建設)	福田川	8k800	○		(7.30)	※2
小計									22.27	※4
<a href="#">141</a>	鍋蓋新田(二)	蟹江町	蟹江町	鍋蓋水利組合	日光川	-1k000	○		0.32	
<a href="#">142</a>	蟹江大滞	蟹江町	蟹江町	蟹江大滞悪水土地改良区	日光川	0k382	○		9.00	
<a href="#">143</a>	蟹江大滞第3	蟹江町	蟹江町	蟹江大滞悪水土地改良区	日光川	0k464	○		9.00	
<a href="#">144</a>	大海用	蟹江町	蟹江町	蟹江大滞悪水土地改良区	日光川	0k735	○		0.50	
<a href="#">145</a>	大膳	蟹江町	蟹江町	日光川西悪水土地改良区	日光川	2k173	○		(2.74)	平成33年4月3.00m <sup>3</sup> /s切り替え予定
<a href="#">146</a>	観音寺	蟹江町	蟹江町	蟹江大滞悪水土地改良区	日光川	3k300	○		(6.25)	平成34年3月6.50m <sup>3</sup> /s切り替え予定
<a href="#">147</a>	鍋蓋新田	蟹江町	蟹江町	鍋蓋地区湛水防除協議会	善太川	0k000	○		1.40	
小計									22.27	※4
<a href="#">140</a>	鍋蓋新田(二)	蟹江町	蟹江町	鍋蓋水利組合	日光川	-1k000	○		0.32	
<a href="#">141</a>	蟹江大滞	蟹江町	蟹江町	蟹江大滞悪水土地改良区	日光川	0k382	○		9.00	
<a href="#">142</a>	蟹江大滞第3	蟹江町	蟹江町	蟹江大滞悪水土地改良区	日光川	0k464	○		9.00	
<a href="#">143</a>	大海用	蟹江町	蟹江町	蟹江大滞悪水土地改良区	日光川	0k735	○		0.50	
<a href="#">144</a>	大膳	蟹江町	蟹江町	日光川西悪水土地改良区	日光川	2k173	○		(2.74)	令和3年4月3.00m <sup>3</sup> /s切り替え予定
<a href="#">145</a>	観音寺	蟹江町	蟹江町	蟹江大滞悪水土地改良区	日光川	3k300	○		(6.25)	令和4年3月6.50m <sup>3</sup> /s切り替え予定
<a href="#">146</a>	鍋蓋新田	蟹江町	蟹江町	鍋蓋地区湛水防除協議会	善太川	0k000	○		1.40	



愛知県水防計画

<a href="#">148</a>	善太新	蟹江町	蟹江町	日光川西悪水 土地改良区	善太川	2k 000	○	23.49	
<a href="#">149</a>	善太第3	蟹江町	蟹江町	日光川西悪水 土地改良区	善太川	2k 000	○	10.90	
<a href="#">150</a>	善太第2	蟹江町	蟹江町	日光川西悪水 土地改良区	善太川	2k 000	○	13.00	
<a href="#">151</a>	舟入	蟹江町	蟹江町	蟹江町土地改 良区	蟹江川	0k 950	○	1.45	
<a href="#">152</a>	宝	蟹江町	蟹江町	蟹江町土地改 良区	蟹江川	2 K005	○	3.20	
<a href="#">153</a>	本町舟入 (四)	蟹江町	蟹江町	蟹江町土地改 良区	蟹江川	2k00 0	○	2.50	
<a href="#">154</a>	本町舟入 (五)	蟹江町	蟹江町	蟹江町	蟹江川	2k00 0	○	0.27	
<a href="#">155</a>	今	蟹江町	蟹江町	蟹江町土地改 良区	蟹江川	3k00 0	○	1.50	
<a href="#">156</a>	須成	蟹江町	蟹江町	小切戸湛水防 除事業協議会	蟹江川	3k 600	○	3.52	
<a href="#">157</a>	蟹宝	蟹江町	蟹江町	小切戸湛水防 除事業協議会	蟹江川	3k60 0	○	2.01	
小計								91.05	※4
<a href="#">158</a>	両郷	飛鳥村	飛鳥村	飛鳥土地改良 区	日光川	-4k 000	○	0.44	
<a href="#">159</a>	服岡	飛鳥村	飛鳥村	飛鳥土地改良 区	日光川	-1k 940	○	4.10	
小計								4.54	※4
合計								<a href="#">748.04</a>	※4

(略)

<a href="#">147</a>	善太新	蟹江町	蟹江町	日光川西悪水 土地改良区	善太川	2k 000	○	23.49	
<a href="#">148</a>	善太第3	蟹江町	蟹江町	日光川西悪水 土地改良区	善太川	2k 000	○	10.90	
<a href="#">149</a>	善太第2	蟹江町	蟹江町	日光川西悪水 土地改良区	善太川	2k 000	○	13.00	
<a href="#">150</a>	舟入	蟹江町	蟹江町	蟹江町土地改 良区	蟹江川	0k 950	○	1.45	
<a href="#">151</a>	宝	蟹江町	蟹江町	蟹江町土地改 良区	蟹江川	2 K005	○	3.20	
<a href="#">152</a>	本町舟入 (四)	蟹江町	蟹江町	蟹江町土地改 良区	蟹江川	2k00 0	○	2.50	
<a href="#">153</a>	本町舟入 (五)	蟹江町	蟹江町	蟹江町	蟹江川	2k00 0	○	0.27	
<a href="#">154</a>	今	蟹江町	蟹江町	蟹江町土地改 良区	蟹江川	3k00 0	○	1.50	
<a href="#">155</a>	須成	蟹江町	蟹江町	小切戸湛水防 除事業協議会	蟹江川	3k 600	○	3.52	
<a href="#">156</a>	蟹宝	蟹江町	蟹江町	小切戸湛水防 除事業協議会	蟹江川	3k60 0	○	2.01	
小計								91.05	※4
<a href="#">157</a>	両郷	飛鳥村	飛鳥村	飛鳥土地改良 区	日光川	-4k 000	○	0.44	
<a href="#">158</a>	服岡	飛鳥村	飛鳥村	飛鳥土地改良 区	日光川	-1k 940	○	4.10	
小計								4.54	※4
合計								<a href="#">750.22</a>	※4

(略)

愛知県水防計画

330	<p>(別表第五：第七条第一項、第八条第一項、第九条第一項関係) 基準地点の基準水位</p> <table border="1" data-bbox="203 448 1061 679"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th colspan="2">日光川</th> <th>戸田川</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準地点</td> <td>日光川内水位観測所</td> <td>古瀬水位観測所</td> <td>戸田水位観測所</td> </tr> <tr> <td>準備水位</td> <td>T. P. 1. 05m</td> <td>T. P. 1. 5m</td> <td>T. P. -1. 90m</td> </tr> <tr> <td>停止水位</td> <td>T. P. 1. 35m</td> <td>T. P. <u>1. 7</u>m</td> <td>T. P. -1. 70m</td> </tr> <tr> <td>排水再開水位</td> <td>T. P. 1. 25m</td> <td>T. P. <u>1. 6</u>m</td> <td>T. P. -1. 75m</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	河川名	日光川		戸田川	基準地点	日光川内水位観測所	古瀬水位観測所	戸田水位観測所	準備水位	T. P. 1. 05m	T. P. 1. 5m	T. P. -1. 90m	停止水位	T. P. 1. 35m	T. P. <u>1. 7</u> m	T. P. -1. 70m	排水再開水位	T. P. 1. 25m	T. P. <u>1. 6</u> m	T. P. -1. 75m	<p>(別表第五：第七条第一項、第八条第一項、第九条第一項関係) 基準地点の基準水位</p> <table border="1" data-bbox="1122 437 1966 671"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th colspan="2">日光川</th> <th>戸田川</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準地点</td> <td>日光川内水位観測所</td> <td>古瀬水位観測所</td> <td>戸田水位観測所</td> </tr> <tr> <td>準備水位</td> <td>T. P. 1. 05m</td> <td>T. P. 1. 5m</td> <td>T. P. -1. 90m</td> </tr> <tr> <td>停止水位</td> <td>T. P. 1. 35m</td> <td>T. P. <u>1. 8</u>m</td> <td>T. P. -1. 70m</td> </tr> <tr> <td>排水再開水位</td> <td>T. P. 1. 25m</td> <td>T. P. <u>1. 65</u>m</td> <td>T. P. -1. 75m</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	河川名	日光川		戸田川	基準地点	日光川内水位観測所	古瀬水位観測所	戸田水位観測所	準備水位	T. P. 1. 05m	T. P. 1. 5m	T. P. -1. 90m	停止水位	T. P. 1. 35m	T. P. <u>1. 8</u> m	T. P. -1. 70m	排水再開水位	T. P. 1. 25m	T. P. <u>1. 65</u> m	T. P. -1. 75m	<p>日光川流域排水調整要綱の改定に伴う修正</p>
河川名	日光川		戸田川																																								
基準地点	日光川内水位観測所	古瀬水位観測所	戸田水位観測所																																								
準備水位	T. P. 1. 05m	T. P. 1. 5m	T. P. -1. 90m																																								
停止水位	T. P. 1. 35m	T. P. <u>1. 7</u> m	T. P. -1. 70m																																								
排水再開水位	T. P. 1. 25m	T. P. <u>1. 6</u> m	T. P. -1. 75m																																								
河川名	日光川		戸田川																																								
基準地点	日光川内水位観測所	古瀬水位観測所	戸田水位観測所																																								
準備水位	T. P. 1. 05m	T. P. 1. 5m	T. P. -1. 90m																																								
停止水位	T. P. 1. 35m	T. P. <u>1. 8</u> m	T. P. -1. 70m																																								
排水再開水位	T. P. 1. 25m	T. P. <u>1. 65</u> m	T. P. -1. 75m																																								
332	<p>様式 1 - 1 様式中：<u>平成</u></p>	<p>様式 1 - 1 様式中：<u>令和</u></p>	<p>新元号に伴う修正</p>																																								
333	<p>様式 1 - 2 様式中：<u>平成</u></p>	<p>様式 1 - 2 様式中：<u>令和</u></p>	<p>新元号に伴う修正</p>																																								

愛知県水防計画

334	別紙 様式 2-1	受報時間	受報者	別紙 様式 2-1	受報時間	受報者	新元号に伴う修正及び日光川流域排水調整要綱の改定に伴う修正
		月 日 時 分			月 日 時 分		
	<p style="text-align: right;">緊急連絡第__号</p> <p style="text-align: right;">平成__年__月__日 __時__分 発表</p> <p>関係機関殿</p> <p style="text-align: center;">河川管理者 愛知県知事 大村 秀章</p> <p style="text-align: center;">日光川流域の排水停止水位の通知</p> <p>1 日光川流域排水調整基準地点 <math>\left\{ \begin{array}{l} \text{日光川内水位観測所} \\ \text{古瀬水位観測所} \end{array} \right\}</math> の水位が</p> <p>2 平成__年__月__日__時__分に</p> <p>3 排水停止水位 <math>\left\{ \begin{array}{l} \text{T. P. 1. 3 5 m} \\ \text{T. P. 1. 7 m} \end{array} \right\}</math> に達しました。</p> <p>4 排水停止対象流域は、<math>\left\{ \begin{array}{l} \text{日光川下流域} \\ \text{日光川上流域} \end{array} \right\}</math> です。</p> <p>5 各市町村は、排水調整状況報告をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">連絡先 海部建設事務所 電 話 0567-24-2111 防災行政無線 8-6032-431 ファックス 0567-24-2147</p> <p>注1 日光川流域排水調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。 3 各建設事務所は発報確認をしてください。 4 各市町村は措置後、排水調整状況報告(様式4)を提出してください。</p>			<p style="text-align: right;">緊急連絡第__号</p> <p style="text-align: right;">令和__年__月__日 __時__分 発表</p> <p>関係機関殿</p> <p style="text-align: center;">河川管理者 愛知県知事 大村 秀章</p> <p style="text-align: center;">日光川流域の排水停止水位の通知</p> <p>1 日光川流域排水調整基準地点 <math>\left\{ \begin{array}{l} \text{日光川内水位観測所} \\ \text{古瀬水位観測所} \end{array} \right\}</math> の水位が</p> <p>2 令和__年__月__日__時__分に</p> <p>3 排水停止水位 <math>\left\{ \begin{array}{l} \text{T. P. 1. 3 5 m} \\ \text{T. P. 1. 8 m} \end{array} \right\}</math> に達しました。</p> <p>4 排水停止対象流域は、<math>\left\{ \begin{array}{l} \text{日光川下流域} \\ \text{日光川上流域} \end{array} \right\}</math> です。</p> <p>5 各市町村は、排水調整状況報告をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">連絡先 海部建設事務所 電 話 0567-24-2111 防災行政無線 8-6032-431 ファックス 0567-24-2147</p> <p>注1 日光川流域排水調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。 3 各建設事務所は発報確認をしてください。 4 各市町村は措置後、排水調整状況報告(様式4)を提出してください。</p>			
335	様式 2-2 様式中：平成			様式 2-2 様式中：令和			新元号に伴う修正
336	様式 2-3 様式中：平成			様式 2-3 様式中：令和			新元号に伴う修正

愛知県水防計画

337	<table border="1"> <tr> <th>受報時間</th> <th>受報者</th> </tr> <tr> <td>月 日 時 分</td> <td></td> </tr> </table>	受報時間	受報者	月 日 時 分		<table border="1"> <tr> <th>受報時間</th> <th>受報者</th> </tr> <tr> <td>月 日 時 分</td> <td></td> </tr> </table>	受報時間	受報者	月 日 時 分		新元号に伴う修正及び日光川流域排水調整要綱の改定に伴う修正
受報時間	受報者										
月 日 時 分											
受報時間	受報者										
月 日 時 分											
	<p>別紙 様式3-1</p> <p style="text-align: right;">緊急連絡第__号</p> <p style="text-align: right;">平成__年__月__日 __時__分 発表</p> <p>関係機関殿</p> <p style="text-align: center;">河川管理者 愛知県知事 大村 秀章</p> <p style="text-align: center;">日光川流域の排水再開水位の通知</p> <p style="text-align: center;">日光川内水位観測所</p> <p>1 日光川流域排水調整基準地点の水位が 古瀬水位観測所</p> <p>2 平成__年__月__日__時__分に</p> <p>3 排水再開水位 { T. P. 1. 25m } を下回りましたので、排水機の運転が再開できません。</p> <p style="text-align: center;">T. P. 1. 6m</p> <p>4 排水停止対象流域は、 { 日光川下流域 } 日光川上流域 } です。</p> <p>5 各市町村は、排水調整状況報告をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">連絡先 海部建設事務所 電話 0567-24-2111 防災行政無線 8-6032-431 ファックス 0567-24-2147</p> <p>注1 日光川流域排水調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。 3 各建設事務所は発報確認をしてください。 4 各市町村は措置後、排水調整状況報告(様式4)を提出してください。</p>	<p>別紙 様式3-1</p> <p style="text-align: right;">緊急連絡第__号</p> <p style="text-align: right;">令和__年__月__日 __時__分 発表</p> <p>関係機関殿</p> <p style="text-align: center;">河川管理者 愛知県知事 大村 秀章</p> <p style="text-align: center;">日光川流域の排水再開水位の通知</p> <p style="text-align: center;">日光川内水位観測所</p> <p>1 日光川流域排水調整基準地点の水位が 古瀬水位観測所</p> <p>2 令和__年__月__日__時__分に</p> <p>3 排水再開水位 { T. P. 1. 25m } を下回りましたので、排水機の運転が再開できません。</p> <p style="text-align: center;">T. P. 1. 65m</p> <p>4 排水停止対象流域は、 { 日光川下流域 } 日光川上流域 } です。</p> <p>5 各市町村は、排水調整状況報告をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">連絡先 海部建設事務所 電話 0567-24-2111 防災行政無線 8-6032-431 ファックス 0567-24-2147</p> <p>注1 日光川流域排水調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。 3 各建設事務所は発報確認をしてください。 4 各市町村は措置後、排水調整状況報告(様式4)を提出してください。</p>									
338	様式3-2 様式中：平成	様式3-2 様式中：令和	新元号に伴う修正								
339	様式3-3 様式中：平成	様式3-3 様式中：令和	新元号に伴う修正								

愛知県水防計画

340	様式 3 - 4 様式中：平成	様式 3 - 4 様式中：令和	新元号に伴う修正
341	様式 3 - 5 様式中：平成	様式 3 - 5 様式中：令和	新元号に伴う修正
342	様式 4 - 1 様式中：平成	様式 4 - 1 様式中：令和	新元号に伴う修正
343	様式 4 - 2 様式中：平成	様式 4 - 2 様式中：令和	新元号に伴う修正
344	(2) 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱 (略) (会長等) 第四条 連絡会議の会長は、愛知県建設部河川課長とする。 (略) (事務局) 第六条 連絡会議の事務局は、愛知県建設部河川課におく。 (略) 附 則 この要綱は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。 <u>(追加)</u>	(2) 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱 (略) (会長等) 第四条 連絡会議の会長は、愛知県建設局河川課長とする。 (略) (事務局) 第六条 連絡会議の事務局は、愛知県建設局河川課におく。 (略) 附 則 この要綱は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この要綱は令和 2 年 3 月 6 日から施行する。</u>	愛知県の組織再編に伴う修正

愛知県水防計画

345

<別表>

機関	部局	官職
愛知県	防災局	災害対策課長
	農林水産部農林基盤担当局	農地計画課長
	建設部	河川課長（会長）
	尾張県民事務所	防災保安課長
	同海部県民センター	県民安全防災課長
	尾張農林水産事務所	建設課長
	同一宮支所	同上
	海部農林水産事務所	同上
	尾張建設事務所	維持管理課長
	一宮建設事務所	同上
	海部建設事務所	流域調整監（副会長）
	名古屋市	防災・水防部局
一宮市	同上	同上
津島市	同上	同上
江南市	同上	同上
稲沢市	同上	同上
愛西市	同上	同上
清須市	同上	同上
弥富市	同上	同上
あま市	同上	同上
大治町	同上	同上
蟹江町	同上	同上
飛島村	同上	同上
愛知県尾張水害予防組合		事務局長
海部地区水防事務組合		同上

<別表>

機関	部局	官職
愛知県	防災安全局	災害対策課長
	農林基盤局 農地部	農地計画課長
	建設局	河川課長（会長）
	尾張県民事務所	防災保安課長
	同海部県民センター	県民安全防災課長
	尾張農林水産事務所	建設課長
	同一宮支所	同上
	海部農林水産事務所	同上
	尾張建設事務所	維持管理課長
	一宮建設事務所	同上
	海部建設事務所	流域調整監（副会長）
	名古屋市	防災・水防部局
一宮市	同上	同上
津島市	同上	同上
江南市	同上	同上
稲沢市	同上	同上
愛西市	同上	同上
清須市	同上	同上
弥富市	同上	同上
あま市	同上	同上
大治町	同上	同上
蟹江町	同上	同上
飛島村	同上	同上
愛知県尾張水害予防組合		事務局長
海部地区水防事務組合		同上

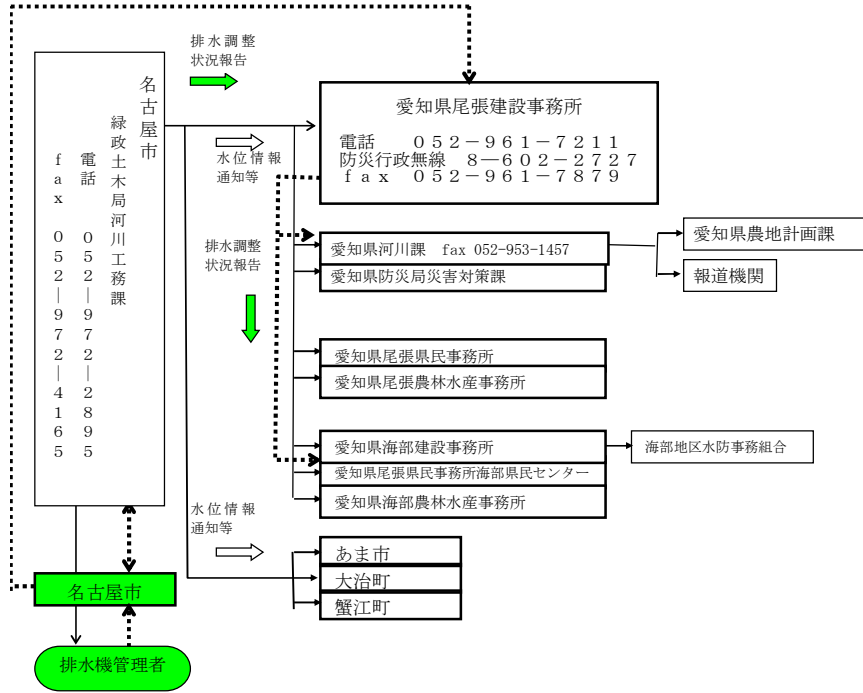
愛知県の組織再編に伴う修正

愛知県水防計画

348

日光川流域の排水調整の通知・伝達系統図  
 <戸田川流域（戸田水位観測所）>

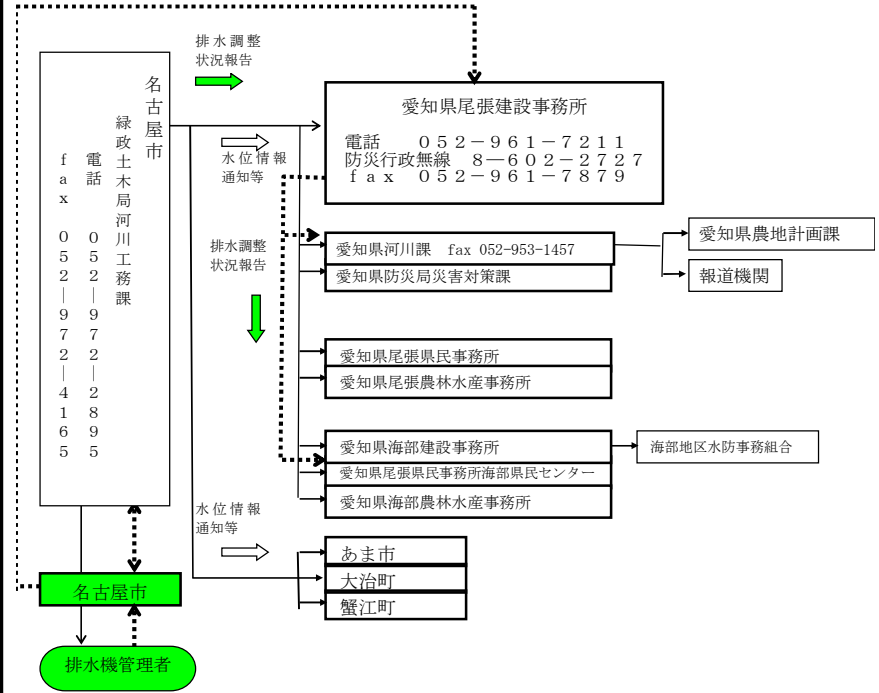
の愛知県各機関及び関係市町は愛知県高度情報通信ネットワーク（FAX一斉指令）により名古屋市河川工務課から水位情報等の通知がある。



例 水位情報通知等は名古屋市から排水機管理者と県関係機関及び関係市町に発信します。  
 排水状況報告は名古屋市から愛知県尾張建設事務所へ行い、愛知県尾張建設事務所は愛知県建設部河川課及び愛知県海部建設事務所へ報告する。

日光川流域の排水調整の通知・伝達系統図  
 <戸田川流域（戸田水位観測所）>

の愛知県各機関及び関係市町は愛知県高度情報通信ネットワーク（FAX一斉指令）により名古屋市河川工務課から水位情報等の通知がある。



例 水位情報通知等は名古屋市から排水機管理者と県関係機関及び関係市町に発信します。  
 排水状況報告は名古屋市から愛知県尾張建設事務所へ行い、愛知県尾張建設事務所は愛知県建設部河川課及び愛知県海部建設事務所へ報告する。

愛知県の組織再編に伴う修正

(追加)

3 境川流域排水調整要綱

(1) 境川流域排水調整要綱

(排水調整の目的)

境川流域排水調整要綱の追加

第一条 二級河川境川流域及び猿渡川流域において、流域の排水のために設置された排水機の排水調整は、現在の河川の整備水準を上回る洪水に見舞われた際、外水氾濫による沿川の甚大な浸水被害の発生を回避し、人的被害の防止並びに財産及び経済的被害を軽減することを目的として実施するものである。

(用語の定義)

第二条 この要綱で用いる用語は、以下のように定義する。

一 排水機 流域内の降雨に対し一定の計画規模内で浸水被害の解消を目的に設置された排水機をいう。排水機には、河川管理者が管理する河川排水機及び河川管理者以外の者が管理する内水排水機が存する。

二 排水調整 現在の河川の整備水準を上回る洪水時に排水機の運転を調整し、河川への排水を停止することをいう。

三 河川の整備水準 洪水を安全に流下させる河川の疎通能力をいう。

四 外水氾濫 河川からの越水又は破堤などにより、河川を流下する洪水が沿川の流域に流出して浸水することをいう。

五 停止水位 河川水位が当該の水位に到達した場合に、排水調整を行う水位をいう。

再開水位 排水調整を行ったのち、河川水位が当該の水位を下回った場合に、排水調整を解除し、排水機の排水を再開する水位をいう。

(排水調整の法的根拠並びに発令を行う者)

第三条 排水調整は、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第一条及び第二条の規定に基づく河川管理及び排水機の管理者が排水機の操作の一環として実施する。

2 河川からの越水及び破堤が生じた場合の排水調整は河川管理者が発令する。

(対象流域)

第四条 この要綱に基づき、排水調整を行う流域は、二級河川境川水系境川流域及び二級河川猿渡川水系猿渡川流域とする。

(対象排水機)

第五条 排水調整を行う排水機は、二級河川に排水を行う別表1に示す排水機とする。



(排水調整の実施)

第六条 各排水機地点の水位が別表1に示す停止水位に到達したとき、排水機管理者は、排水調整を実施するものとする。

2 河川からの越水又は破堤が発生したとき、越水又は破堤した地点から基本として上流の排水機の排水調整を実施するものとする。なお、対象となる排水機管理者に対しては、河川管理者が排水調整を発令するものとする。

(排水調整の解除)

第七条 前条第1項により排水調整を実施した場合は、各地点の水位が別表1に示す再開水位を下回ったとき、排水を再開できるものとする。

2 前条第2項により排水調整を実施した場合は、越水又は破堤した箇所  
の応急復旧が完了したとき、若しくは河川の水位が低下し排水機の運  
転による破堤箇所などからの浸水のおそれなくなったときに、河川管  
理者から排水機管理者に再開が可能となった旨を通知するものとする。

(情報伝達及び報告)

第八条 排水機の運転調整にかかる連絡体制は別紙1のとおりとする。

2 排水調整を実施した場合は、排水調整及び再開について、排水機の管  
理者は別紙1のとおり速やかに河川管理者に報告するものとする。

(通知及び発令等の内容)

第九条 排水機の排水調整の発令等の内容は、別表第2のとおりとする。

(操作規則)

第十条 第十一条の規定に基づき、各排水機管理者は、運転調整の内容を  
明記した操作規則を制定後、河川法第二十六条第一項の許可を受けるも  
のとする。

(経過措置)

第十一条 この要綱は、境川流域、猿渡川流域に排水することを目的とし  
て設置する排水機に定められる操作規則に規定するものとする。ただ  
し、既設の排水機にあつては、操作規則に定めるまでの間の操作にも適  
用するものとする。

(準用河川及び普通河川について)

第十二条 準用河川及び普通河川については、それぞれの管理者が、この  
要綱に準じて措置を講ずるものとする。

愛知県水防計画

(雑則)  
第十三条 この要綱に定めるもののほか、排水機の排水調整に必要な事項は境川流域総合治水対策協議会において定めるものとする。  
2 この要綱に定める内容に疑義が生じた場合、または河川改修の進捗、気象状況及び排水調整の実態等の変化によりこの要綱を変更する必要がある場合には、境川流域総合治水対策協議会に諮り適宜変更するものとする。

附 則  
この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

(別表第二：第六条、第七条、第八条、第九条関係) 伝達様式一覧

<u>伝達内容</u>	<u>条 項</u>		<u>排水調整 発令・通知</u>	<u>排水調整報 告</u>
<u>停止</u>	<u>第六条</u>	<u>第1項</u>	<u>二</u>	<u>様式3</u>
		<u>第2項</u>	<u>様式1-1~8</u>	
<u>解除</u>	<u>第七条</u>	<u>第1項</u>	<u>二</u>	<u>様式3</u>
		<u>第2項</u>	<u>様式2-1~8</u>	

別表1

愛知県水防計画

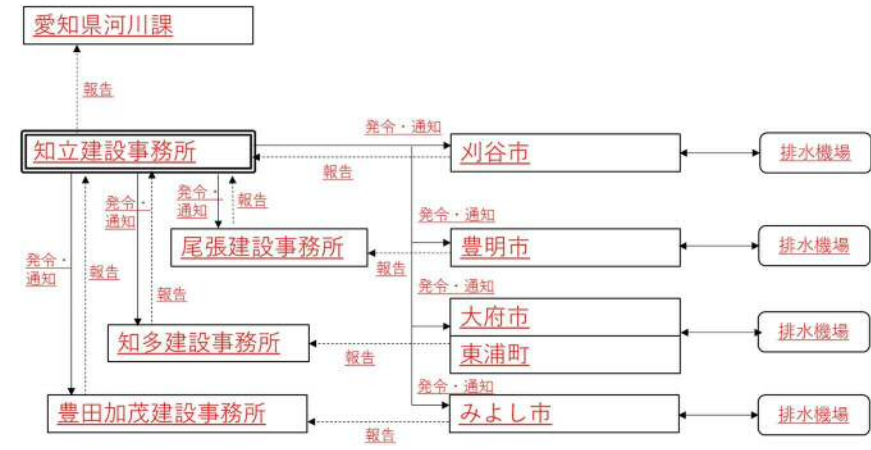
排水区域区分			排水設備名	管渠長	排水設備容量		施設 排水量 (m³/d)	ポンプ機房に係る水位						
本川	二次 支川	二次 支川			排水区 画別	総容量 (m³)		排水設備 停止水位 (T.P.m)	排水設備 高止水位 (T.P.m)					
津川			津-01	津川川口排水設備	管渠計	農業用水	津川	2,000	4,000	2.72	2.52			
			津-02	五ヶ村川第一排水設備	管渠計	農業用水	津川	2,800	2,500	2.62	2.42			
			津-03	横成川排水設備	管渠計	農業用水	津川	2,800	2,700	2.62	2.42			
			津-04	五ヶ村川第二排水設備	管渠計	農業用水	津川	2,800	2,000	≦	≦			
			津-05	寺川排水設備	管渠計	農業用水	津川	2,800	10,000	2.72	2.52			
			津-06	新井川排水設備	管渠計	知立港貯蓄施設	津川	2,800	12,200	2.52	2.32			
			津-07	河原川排水設備	管渠計	上下水	津川	2,800	2,200	2.62	2.42			
			津-08	大久保排水設備	管渠計	上下水	津川	11,400	2,100	11.22	11.12			
			津-09	寺ヶ谷排水設備	管渠計	農業用水	津川	12,200	2,000	12.22	12.12			
			津-10	横成川排水設備	管渠計	上下水	津川	14,200	2,010	13.22	13.12			
			五ヶ村川			五-01	森岡ポンプ場	管渠計	上下水	五ヶ村川	2,100	2,500	2.81	2.61
五-02	鳥居排水設備	管渠計				農業用水	五ヶ村川	1,800	2,240	2.12	1.92			
五-03	津田ポンプ場	管渠計				上下水	五ヶ村川	2,212	2,120	2.12	2.02			
新井川			新-01	江原ポンプ場	管渠計	上下水	新井川	2,120	2,150	2.32	2.12			
			新-02	津野ポンプ場	管渠計	上下水	新井川	1,420	2,010	2.42	2.22			
津川			津-01	大久保排水設備	管渠計	上下水	津川	2,200	2,150	2.32	2.12			
			後巻川	後-01	白田川合流排水設備	管渠計	農業用水	後巻川	2,200	2,440	2.52	2.42		
				後-02	川原ポンプ場	管渠計	農業用水	後巻川	1,800	2,080	2.52	2.42		
				後-03	鳥居ポンプ場	管渠計	農業用水	後巻川	2,200	2,080	2.52	2.42		
				後-04	横成排水設備	管渠計	農業用水	後巻川	2,000	2,240	2.52	2.42		
				後-05	寺ヶ谷排水設備	管渠計	農業用水	後巻川	2,200	2,420	2.52	2.42		
				後-06	寺ヶ谷第二排水設備	管渠計	農業用水	後巻川	2,200	2,120	2.52	2.42		
				後-07	鳥居排水設備(河野調整)	管渠計	農業用水	後巻川	2,400	2,220	2.52	2.42		
				後-08	小山排水設備(河野調整)	管渠計	農業用水	後巻川	2,200	1,740	2.62	2.52		
				後-09	九郎兵衛排水設備	管渠計	農業用水	後巻川	2,200	2,320	2.62	2.52		
				後-10	鳥居排水設備(河野調整)	管渠計	農業用水	後巻川	2,200	2,250	2.62	2.52		
				後-11	鳥居排水設備	管渠計	農業用水	後巻川	2,200	2,220	2.62	2.52		
				後-12	新井川合流排水設備	管渠計	農業用水	後巻川	2,400	2,320	2.62	2.52		
				後-13	寺川排水設備	管渠計	知立港貯蓄施設	後巻川	2,200	2,200	2.12	1.92		
				後-14	津川第一排水設備	管渠計	知立港貯蓄施設	後巻川	2,440	2,000	2.12	1.92		
				後-15	津川第二排水設備	管渠計	知立港貯蓄施設	後巻川	2,200	2,000	2.31	2.11		
				後-16	寺ヶ谷ポンプ場	管渠計	上下水	後巻川	2,200	2,020	2.72	2.52		
後-17	寺ヶ谷排水設備	管渠計	上下水	後巻川	10,200	2,020	=	=						
後巻川	後-01	寺ヶ谷排水設備	管渠計	農業用水	後巻川	2,000	2,120	=	=					
津川	五ヶ村川		五-01	寺ヶ谷排水設備	管渠計	農業用水	五ヶ村川	2,200	2,200	2.12	1.92			
			五-02	津川第一排水設備	管渠計	農業用水	五ヶ村川	2,800	1,840	2.22	2.02			
			五-03	津田ポンプ場	管渠計	上下水	五ヶ村川	2,200	2,100	2.62	2.42			
			五-04	鳥居排水設備	管渠計	農業用水	五ヶ村川	1,000	2,500	2.12	2.02			
			五-05	五ヶ村川第一排水設備	管渠計	農業用水	五ヶ村川	1,200	2,620	2.22	2.02			
後巻川			後-01	鳥居排水設備	管渠計	農業用水	後巻川	2,200	2,420	2.52	2.42			
			後-02	鳥居排水設備	管渠計	農業用水	後巻川	2,200	1,660	2.62	2.42			
			後-03	寺ヶ谷排水設備	管渠計	農業用水	後巻川	2,200	1,560	2.62	2.42			
			後-04	津田排水設備	管渠計	農業用水	後巻川	2,100	1,600	2.62	2.42			
			後-05	鳥居排水設備	管渠計	農業用水	後巻川	2,200	1,100	2.62	2.42			
			後-06	鳥居排水設備	管渠計	農業用水	後巻川	2,200	1,100	2.62	2.42			
			後-07	寺ヶ谷排水設備	管渠計	農業用水	後巻川	2,200	1,200	2.62	2.42			
			後-08	鳥居排水設備	管渠計	農業用水	後巻川	4,000	2,120	2.62	2.42			
			下川	下川		下-01	寺ヶ谷排水設備	管渠計	農業用水	下川	2,800	2,260	2.32	2.12
						下-02	鳥居排水設備	管渠計	農業用水	下川	2,200	1,040	2.32	2.12

# 愛知県水防計画

別紙 1

## ○連絡体制：境川

- ①「発令、通知」は、第六条第2項及び第七条第2項に基づくもの
- ②「報告」は、第八条第2項に基づくもの



※ 発令・通知：高速情報通信ネットワーク  
 報告：低速情報通信ネットワーク、NITアクセス

# 愛知県水防計画

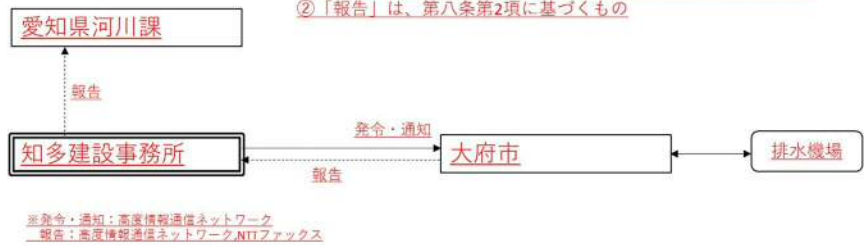
## ○連絡体制：石ヶ瀬川

- ①「発令、通知」は、第六条第2項及び第七条第2項に基づくもの
- ②「報告」は、第八条第2項に基づくもの



## ○連絡体制：鞍流瀬川

- ①「発令、通知」は、第六条第2項及び第七条第2項に基づくもの
- ②「報告」は、第八条第2項に基づくもの



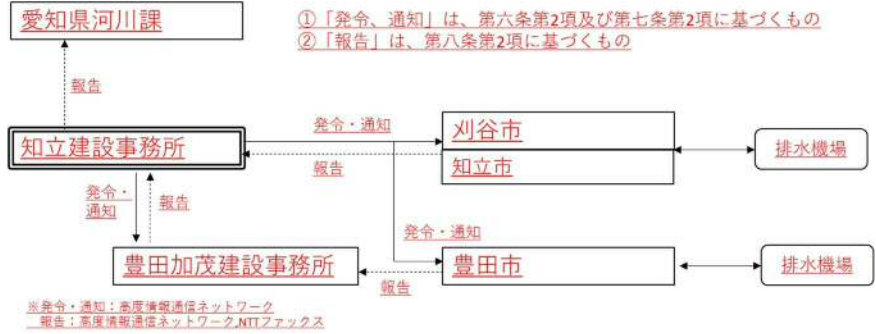
## ○連絡体制：正戸川

- ①「発令、通知」は、第六条第2項及び第七条第2項に基づくもの
- ②「報告」は、第八条第2項に基づくもの

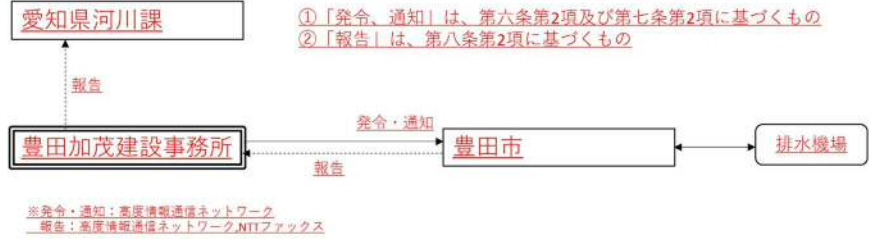


# 愛知県水防計画

## ○連絡体制：逢妻川



## ○連絡体制：逢妻女川



# 愛知県水防計画



○境川流域排水調整 連絡体制 連絡先一覧表

境川 連絡先一覧

所屬		電話番号	FAX番号
愛知県	河川課	052-954-6555	052-953-1457
知立建設事務所	河川整備課	0566-82-6489	0566-82-3226
尾張建設事務所	河川整備課	052-961-4498	052-961-4582
知多建設事務所	河川港湾整備課	0569-21-3420	0569-21-3232
豊田加茂建設事務所	河川整備課	0565-35-9325	0565-35-1648
刈谷市	雨水対策課	0566-62-1066	0566-23-2087
豊明市	土木課	0562-92-1116	0562-92-1141
大府市	雨水対策課	0562-85-3897	0562-47-3347
	下水道課	0562-45-6239	0562-47-3347
東浦町	農業振興課	0562-83-3111	0562-84-6421
	上下水道課	0562-83-3111	0562-84-6421
みよし市	道路河川課	0561-32-8020	0561-34-4429

石ヶ瀬川 連絡先一覧

所屬		電話番号	FAX番号
愛知県	河川課	052-954-6555	052-953-1457
知多建設事務所	河川港湾整備課	0569-21-3420	0569-21-3232
大府市	雨水対策課	0562-85-3897	0562-47-3347
	下水道課	0562-45-6239	0562-47-3347
東浦町	上下水道課	0562-83-3111	0562-84-6421

鞍流瀬川 連絡先一覧

所屬		電話番号	FAX番号
愛知県	河川課	052-954-6555	052-953-1457
知多建設事務所	河川港湾整備課	0569-21-3420	0569-21-3232
大府市	下水道課	0562-45-6239	0562-47-3347

正戸川 連絡先一覧

所屬		電話番号	FAX番号
愛知県	河川課	052-954-6555	052-953-1457
尾張建設事務所	河川整備課	052-961-4498	052-961-4582
豊明市	土木課	0562-92-1116	0562-92-1141



○境川流域排水調整 連絡体制 連絡先一覧表

逢妻川 連絡先一覧

所属		電話番号	FAX番号
愛知県	河川課	052-954-6555	052-953-1457
知立建設事務所	河川整備課	0566-82-6489	0566-82-3226
豊田加茂建設事務所	河川整備課	0565-35-9325	0565-35-1648
刈谷市	雨水対策課	0566-62-1066	0566-23-2087
知立市	土木課	0566-95-0163	0566-83-1141
	下水道課	0566-95-0159	0566-83-1141
豊田市	農地整備課	0565-34-6647	0565-33-8149

逢妻女川 連絡先一覧

所属		電話番号	FAX番号
愛知県	河川課	052-954-6555	052-953-1457
豊田加茂建設事務所	河川整備課	0565-35-9325	0565-35-1648
豊田市	農地整備課	0565-34-6647	0565-33-8149

五ヶ村川 連絡先一覧

所属		電話番号	FAX番号
愛知県	河川課	052-954-6555	052-953-1457
知多建設事務所	河川港湾整備課	0569-21-3420	0569-21-3232
東浦町	農業振興課	0562-83-3111	0562-84-6421
	上下水道課	0562-83-3111	0562-84-6421

猿渡川、下り松川 連絡先一覧

所属		電話番号	FAX番号
愛知県	河川課	052-954-6555	052-953-1457
知立建設事務所	河川整備課	0566-82-6489	0566-82-3226
刈谷市	雨水対策課	0566-62-1066	0566-23-2087

愛知県水防計画

受報時間	受報者
月 日	
時 分	

別紙 様式 1 - 1

緊急指令第 号

令和 年 月 日  
時 分 発表

関係機関殿

河川管理者  
愛知県知事 大村 秀章

境川流域（境川）の排水停止について

- 1 川 地先 において
- 2 令和 年 月 日 時 分頃
- 3 感水 ・ 破堤 しましたので
- 4 境川の から上流の
- 5 排水機の排水を停止することを命じます。
- 6 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 知立建設事務所  
電 話 0566-82-6461  
防災行政無線 8-617-458  
ファックス 0566-82-3226

- 注1 境川流域排水調整要綱に基づく通知です。
- 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
  - 3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式3)を提出してください。

愛知県水防計画

受報時間	受報者
月 日	
時 分	

別紙 様式 1 - 2

緊急指令第 号

令和 年 月 日  
時 分 発表

関係機関殿

河川管理者  
愛知県知事 大村 秀章

境川流域（石ヶ瀬川）の排水停止について

- 1 川 地先 において
- 2 令和 年 月 日 時 分頃
- 3 越水 ・ 破堤 しましたので
- 4 石ヶ瀬川の から上流の
- 5 排水機の排水を停止することを命じます。
- 6 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 知多建設事務所  
電話 0569-21-9075  
防災行政無線 8-617-426  
ファックス 0569-21-3232

- 注1 境川流域排水調整要綱に基づく通知です。
- 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
  - 3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式3)を提出してください。

受報時間	受報者
月 日	
時 分	

別紙 様式 1 - 3

緊急指令第 号

令和 年 月 日  
時 分 発表

関係機関殿

河川管理者  
愛知県知事 大村 秀章

境川流域（鞍流瀬川）の排水停止について

- 1 川 地先 において
- 2 令和 年 月 日 時 分頃
- 3 越水 ・ 破堤 しましたので
- 4 鞍流瀬川の から上流の
- 5 排水機の排水を停止することを命じます。
- 6 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 知多建設事務所  
電 話 0569-21-9075  
防災行政無線 8-617-426  
ファックス 0569-21-3232

- 注 1 境川流域排水調整要綱に基づく通知です。
- 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
  - 3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式 3)を提出してください。

愛知県水防計画

受報時間	受報者
月 日	
時 分	

別紙 様式 1 - 4

緊急指令第 号

令和 年 月 日  
時 分 発表

関係機関殿

河川管理者  
愛知県知事 大村 秀 章

境川流域（正戸川）の排水停止について

- 1 川 地先 において
- 2 令和 年 月 日 時 分頃
- 3 越水 ・ 破堤 しましたので
- 4 正戸川の から上流の
- 5 排水機の排水を停止することを命じます。
- 6 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 尾張建設事務所  
電 話 052-961-7211  
防災行政無線 8-602-2727  
ファックス 052-961-7879

- 注1 境川流域排水調整要綱に基づく通知です。
- 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
  - 3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式3)を提出してください。

受報時間	受報者
月 日	
時 分	

別紙 様式 1 - 5

緊急指令第 号

令和 年 月 日  
時 分 発表

関係機関殿

河川管理者  
愛知県知事 大村 秀章

境川流域（逢妻川）の排水停止について

- 1 川 地先 において
- 2 令和 年 月 日 時 分頃
- 3 越水・破堤 しましたので
- 4 逢妻川の から上流の
- 5 排水機の排水を停止することを命じます。
- 6 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 知立建設事務所  
電 話 0566-82-6461  
防災行政無線 8-617-458  
ファックス 0566-82-3226

- 注1 境川流域排水調整要綱に基づく通知です。
- 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
  - 3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式3)を提出してください。

受報時間	受報者
月 日	
時 分	

別紙 様式 1 - 6

緊急指令第 号

令和 年 月 日  
時 分 発表

関係機関殿

河川管理者  
愛知県知事 大村 秀章

境川流域（逢妻女川）の排水停止について

- 1 川 地先 において
- 2 令和 年 月 日 時 分頃
- 3 越水・破堤 しましたので
- 4 逢妻女川の から上流の
- 5 排水機の排水を停止することを命じます。
- 6 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 豊田加茂建設事務所

電話 0565-35-9319

防災行政無線 8-618-428

ファックス 0565-35-1648

- 注1 境川流域排水調整要綱に基づく通知です。
- 注2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
- 注3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式3)を提出してください。

愛知県水防計画

受報時間	受報者
月 日	
時 分	

別紙 様式 1 - 7

緊急指令第 \_\_\_\_\_ 号

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
\_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分 発表

関係機関殿

河川管理者  
愛知県知事 大村 秀章

境川流域（五ヶ村川）の排水停止について

1 \_\_\_\_\_ 川 \_\_\_\_\_ 地先 \_\_\_\_\_ において

2 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分頃

3 越水・破堤 しましたので

4 五ヶ村川の \_\_\_\_\_ から上流の \_\_\_\_\_

5 排水機の排水を停止することを命じます。

6 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 知多建設事務所  
電 話 0569-21-9075  
防災行政無線 8-615-426  
ファックス 0569-21-3232

- 注1 境川流域排水調整要綱に基づく通知です。
- 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
- 3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式3)を提出してください。



愛知県水防計画

受報時間	受報者
月 日	
時 分	

別紙 様式 1 - 8

緊急指令第 号

令和 年 月 日

時 分 発表

関係機関 殿

河川管理者

愛知県知事 大村 秀章

猿渡川流域（猿渡川・下り松川）の排水停止について

1 川 地先 において

2 令和 年 月 日 時 分頃

3 越水 ・ 破堤 しましたので

4 猿渡川・下り松川の から上流の

5 排水機の排水を停止することを命じます。

6 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 知立建設事務所

電 話 0566-82-6461

防災行政無線 8-617-458

ファックス 0566-82-3226

注 1 境川流域排水調整要綱に基づく通知です。

2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。

3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式 3)を提出してください。

受報時間	受報者
月 日	
時 分	

別紙 様式 2 - 1

緊急指令第 号

令和 年 月 日  
時 分 発表

関係機関 殿

河川管理者  
愛知県知事 大村 秀章

境川流域（境川）の排水停止の解除について

1 川 地先 において

2 令和 年 月 日 時 分頃

3 越水 ・ 破堤 に対する応急復旧が完了し、なおかつ、河川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれなくなったので

4 境川の から上流の

5 排水機の排水停止措置を解除します。

6 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 知立建設事務所  
電 話 0566-82-6461  
防災行政無線 8-617-458  
ファックス 0566-82-3226

- 注1 境川流域排水調整要綱に基づく通知です。
- 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
- 3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式3)を提出してください。

受報時間	受報者
月 日	
時 分	

別紙 様式 2 - 2

緊急指令第 号

令和 年 月 日  
時 分 発表

関係機関殿

河川管理者

愛知県知事 大村 秀章

境川流域（石ヶ瀬川）の排水停止の解除について

- 1 川 地先 において
- 2 令和 年 月 日 時 分頃
- 3 越水・破堤に対する応急復旧が完了し、なおかつ、河川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれなくなったので
- 4 石ヶ瀬川の から上流の
- 5 排水機の排水停止措置を解除します。

6 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 知多建設事務所

電話 0569-21-9075

防災行政無線 8-617-426

ファックス 0569-21-3232

注1 境川流域排水調整要綱に基づく通知です。

2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。

3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式3)を提出してください。

受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式 2 - 3

緊急指令第 号

令和 年 月 日  
時 分 発表

関係機関 殿

河川管理者  
愛知県知事 大村 秀章

境川流域（鞍流瀬川）の排水停止の解除について

1 川 地先 において

2 令和 年 月 日 時 分頃

3 越水・破堤に対する応急復旧が完了し、なおかつ、河川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれなくなったので

4 鞍流瀬川の から上流の

5 排水機の排水停止措置を解除します。

6 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 知多建設事務所  
電 話 0569-21-9075  
防災行政無線 8-617-426  
ファックス 0569-21-3232

- 注1 境川流域排水調整要綱に基づく通知です。
- 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
- 3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式3)を提出してください。

受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式 2 - 4

緊急指令第 号

令和 年 月 日  
時 分 発表

関係機関殿

河川管理者

愛知県知事 大村 秀章

境川流域（正戸川）の排水停止の解除について

- 1 川 地先 において
  - 2 令和 年 月 日 時 分頃
  - 3 越水・破堤 に対する応急復旧が完了し、なおかつ、河川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれなくなったので
  - 4 正戸川の から上流の
  - 5 排水機の排水停止措置を解除します。
  - 6 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。
- 連絡先 尾張建設事務所  
電 話 052-961-7211  
防災行政無線 8-602-2727  
ファックス 052-961-7879

- 注1 境川流域排水調整要綱に基づく通知です。
- 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
  - 3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式3)を提出してください。

受報時間	受報者
月 日	
時 分	

別紙 様式 2 - 5

緊急指令第 号

令和 年 月 日  
時 分 発表

関係機関 殿

河川管理者

愛知県知事 大村 秀章

境川流域（逢妻川）の排水停止の解除について

- 1 川 地先 において
- 2 令和 年 月 日 時 分頃
- 3 越水・破堤 に対する応急復旧が完了し、なおかつ、河川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれなくなったので
- 4 逢妻川の から上流の、
- 5 排水機の排水停止措置を解除します。
- 6 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 知立建設事務所

電話 0566-82-6461

防災行政無線 8-617-458

ファックス 0566-82-3226

- 注 1 境川流域排水調整要綱に基づく通知です。
- 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
- 3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式 3)を提出してください。

受報時間	受報者
月 日	
時 分	

別紙 様式 2 - 6

緊急指令第 号

令和 年 月 日  
時 分 発表

関係機関殿

河川管理者

愛知県知事 大村 秀章

境川流域（逢妻女川）の排水停止の解除について

- 1 川 地先 において
- 2 令和 年 月 日 時 分頃
- 3 越水 ・ 破堤 に対する応急復旧が完了し、なおかつ、河川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれがなくなったので
- 4 逢妻女川の から上流の、
- 5 排水機の排水停止措置を解除します。
- 6 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 豊田加茂建設事務所

電 話 0565-35-9319

防災行政無線 8-618-428

ファックス 0565-35-1648

注1 境川流域排水調整要綱に基づく通知です。

注2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。

注3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式3)を提出してください。

受報時間	受報者
月 日	
時 分	

別紙 様式 2 - 7

緊急指令第 \_\_\_\_\_ 号

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
\_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分 発表

関係機関殿

河川管理者  
愛知県知事 大村 秀章

境川流域（五ヶ村川）の排水停止の解除について

1 \_\_\_\_\_ 川 \_\_\_\_\_ 地先 \_\_\_\_\_ において

2 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分頃

3 越水・破堤に対する応急復旧が完了し、なおかつ、河川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれなくなったので

4 五ヶ村川の \_\_\_\_\_ から上流の

5 排水機の排水停止措置を解除します。

6 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 知多建設事務所  
電 話 0569-21-9075  
防災行政無線 8-615-426  
ファックス 0569-21-3232

- 注1 境川流域排水調整要綱に基づく通知です。
- 注2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
- 注3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式3)を提出してください。



受報時間	受報者
月 日	
時 分	

別紙 様式 2 - 8

緊急指令第 号

令和 年 月 日  
時 分 発表

関係機関殿

河川管理者

愛知県知事 大村 秀章

猿渡川流域（猿渡川・下り松川）の排水停止の解除について

- 1 川 地先 において
- 2 令和 年 月 日 時 分頃
- 3 越水 ・ 破堤 に対する応急復旧が完了し、なおかつ、河川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれなくなったので
- 4 猿渡川・下り松川の から上流の
- 5 排水機の排水停止措置を解除します。
- 6 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 知立建設事務所  
電 話 0566-82-6461  
防災行政無線 8-617-458  
ファックス 0566-82-3226

- 注1 猿渡川流域排水調整要綱に基づく通知です。
- 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
  - 3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式3)を提出してください。

別紙 様式3 令和 年 月 日

河川管理者愛知県知事 殿

排水機管理者 \_\_\_\_\_ 長

**境川・猿渡川流域の排水機調整状況について(第 \_\_\_\_\_ 報)**

令和 年 月 日 時 \_\_\_\_\_ 分現在の管内排水機の排水調整状況は下記のとおりです。

区分	番号	排水機場名	運転停止日時	運転再開日時	備考
境川・鞍流瀬川・正戸川		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
	小計	排水機場	排水機場	排水機場	
逢妻川・逢妻女川		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
	小計	排水機場	排水機場	排水機場	
猿渡川・下り松川		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		小計	排水機場	排水機場	排水機場
五ヶ村川		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		小計	排水機場	排水機場	排水機場
合計		排水機場	排水機場	排水機場	

報告担当者 \_\_\_\_\_ 市役所(町役場) 課 氏名  
連絡先 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

注 1. 本表番号欄、排水機場名は、境川排水調整要綱別表の記載と一致させること。  
2. 報告担当者連絡先は現在確実に連絡できる電話番号を記載すること。  
3. 再開報告にあたっては、停止報告時の報告書の運転再開日時欄に記入し、第二報等とすること。

--	--	--	--